HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	＜史料所見＞ 修道会聖職者の在俗聖職禄占有 ： 1198年から1471年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 43(1), 3-111
Issue Date	1994-10-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33640
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(1)_PL3-111.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 43-1 (1994)

〈史料所見〉 修道会聖職者の在俗聖職禄占有

——1198年から1471年まで——

東 出 功

《はじめに》

問題の所在を具体的な事例にそくして説明しよう。

[1] ①“(1) To John Preston, monk of St Augustine's without the walls, Canterbury, S.T.M. papal chaplain. (2) Grant to hold a benefice with cure, (3) even one accustomed to be held by secular clerks, (4) and to exchange it as often as he will for a similar benefice(1395)”——*Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters,* Vol. IV (A.D. 1362-1404), p. 523. ②“To John Colchestre, otherwise called Pak, monk of St John's, Colchestre, papal chaplain. The like(ditto)”——*Ibid.,* loc.cit.

出典については後述するが，この2件の文書はいずれも教皇令状の摘録である。令状①は，説明の便宜のために(1)から(4)まで4項目に分割した。まず(1)はこの令状の受給者を示しており，受給者ジョンはカンタベリ市壁外の聖アウグスティーヌス修道院の修道士であり，神学博士でしかも〝教皇礼拝所司祭 capellanus papae: papal chaplain〟である。最後の〝教皇礼拝所司祭〟という称号については，後段で言及される。

令状の主文は(2)以下であり，この令状それ自体はジョンにしかるべき〝beneficium: benefice〟すなわち聖職禄の占有を認可したものである。しかもその聖職禄は〝cum cura animarum: with cure of souls〟であるもの，すなわち聖堂区従属民に対する霊魂の救済つまり司牧の義務・権限を伴

うものでも差し支えないという(2)（ここまでが (2) の説明であることを示す。以下同様)。

カトリック世界の聖職者は〝regulares: regulars″と〝seculares; seculars″とに，すなわち修道会所属聖職者と聖堂区所属聖職者との二大系列に区分される。聖堂区従属民に対する司牧の義務・権限とは，原理的には聖堂区所属聖職者すなわち在俗聖職者が帯びるはずのものである。在俗聖職者とは，いずれかの聖堂区所属である点において修道会所属の聖職者と区別される。司牧の義務・権限を帯びるような聖職禄つまり司牧聖職禄とは，文面に明記の通り〝慣例として在俗聖職者によって占有されるもの″である(3)。令状受給者ジョンは上記の通り修道士すなわち修道会聖職者であるにもかかわらず，在俗聖職者の聖職禄つまり在俗聖職禄の占有を許容された。

ジョンは単に在俗聖職禄の占有を許容されたのみならず，それを〝類似の聖職禄″と交換すること，しかも任意の回数にわたって交換することも認可された(4)。ここで〝類似の聖職禄″とは，年収額において類似であるということか。また任意の回数にわたって認可されたということは，その認可期間が終身に及んでいるものと解釈される。

令状②の受給者ジョン=コウルチェスタ別称ジョン=パックは，コウルチェスタ聖ヨハンネス修道院の修道士であり，彼もまた〝教皇礼拝所司祭″である。令状②は令状①の直後に収録されており，令状主文の〝同上″とは彼もまた司牧聖職禄＝在俗聖職禄の占有を認可され，しかもやはり任意の回数にわたって〝類似の聖職禄″との交換が認可されたことを示している。

『教皇令状簿』第4巻から，ほかに若干の事例を追加しておこう。

［2］ ①“ (1) To John Clyslampton [Chislampton, Chys-], Cistercian *monk* of Rewley by Oxford. (2) Dispensation to hold a *benefice* with cure (3) *accustomed to be held by secular clerks,* (4) and to exchange it as often as seems good to him for a similar or dissimilar benefice with cure (1395)”—— *Ibid.,* p. 524. ／ “To John Chislampton, Cistercian monk of Rewley by Oxford. The like [confirring on him the dignity of papal chaplain, with the usual privileges (ditto)”—— *Ibid.,* p. 291. Cf. also p. 528. ②“ (1) To John Rypun, *monk* of Durham,

papal chaplain. (2) Grant to hold a *benefice,* with or without cure, (3) even if *accustomed to be served by secular clerks,* (4) and to exchange it as often as seems good to him for a similar or dissimilar benefice (1396)"—— *Ibid.,* p. 534.

引用[1]と比較して文言に若干の相違があるとはいえ，この2名もまた修道士である点において，また在俗聖職禄の占有を認可されている点において共通している。文言の相違については次節で検討することとして，ここでは[1]と[2]との共通点だけに注目しておきたい。

本稿の表題は，頭書の通り「修道会聖職者の在俗聖職禄占有」である。この在俗聖職禄とは，引用記録の文面に明記の通り〝慣例として在俗聖職者によって占有されるもの〟であった。4名のジョンはいずれも修道会所属の聖職者であるが，教皇令状によって在俗聖職禄の占有を認可された。慣例違反あるいは教会法違反ではないか。しかしその占有は教皇自身が認可しているのであるから，もはや不法占有ではありえない。本稿の課題はそのような認可の事例を史料文面から抽出し，所見を集約して提示することにある。

本稿で史料とは引用［1］①の末尾に記載のものであり，字義通りにいえば『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——教皇令状編』である。これまでの引用はすべて第4巻からのものであるが，本稿では第1巻から第12巻までの通算12巻から，すなわち通算8,268頁から関連情報を網羅的に抽出した。副題に〝1198年から1471年まで〟と書かれているのは，第1巻の上限から第12巻の下限までに相当する。以下この史料集を本文では『教皇令状簿』と略称し，引用文の出典を示すときには *Letters* と略記する。では『教皇令状簿』が選ばれたのは何故か。筆者の手もとの史料集では，ほかにこの種の関連情報を含むものがなかったからである。

ここで参考までに，本稿執筆の動機について触れておこう。筆者は前稿「〈史料所見〉国王直属のクレーリクスとカペラーヌ——1216年から1272年まで」(『北海道大学文学部紀要』通巻80号，1994年）において，カペラーヌスのうちの圧倒的多数が在俗聖職者であることを指摘した。第3節・第4節がそれである。しかもそこでは，在俗聖職禄の占有の事実それ自体から逆

に在俗聖職者と判定されたものも少なくない。

いいかえると前稿においては，修道会聖職者による在俗聖職禄の占有がありうることにつてまったく言及されていない。正確にいえば，その可能性については意識的に言及を避けた。何故か。第1の理由は，論点の拡散を危惧したからである。第2のしかも主要な理由は，前稿が副題に記載の通りヘンリ3世治世だけを対象としたことによる。少なくともヘンリ3世治世に関する限り，修道会聖職者に対する在俗聖職禄の占有認可の令状が見当らず，それに言及する必要がなかった。

ほかにあえて第3の理由を追加するならば，前稿の完成以前から本稿のための準備作業を始めていたことがそれである。いいかえると前稿の次には本稿の執筆が予定されていたのであって，本稿執筆の動機を前稿との関連でいうならば，本稿はその〝補遺〟にほかならない。

[I]

前出の引用［1］の①②および［2］の①②は，いずれも『教皇令状簿』第4巻からのものであった。最初に第4巻が選ばれたのは何故か。理由は単純であって，これら4件がこの種の書式のものとしては『教皇令状簿』全巻を通じて初出の事例であるからにほかならない。いいかえるとこれらと同種の認可は，第3巻以前に見当らない。

では第3巻以前において，修道会所属聖職者は在俗聖職禄と完全に無縁であったか。まず『教皇令状簿』第1巻から，若干の記録に注目したい。

［1］ ①“Mandate to the chapter of York to restore to the *prior and convent* of St Oswald's Nostle [Nostell, co. York], the *church* of Brameham [Bramham] belong to them by reason of the *prebend* which they hold in the church of York (1216)”—— *Letters,* I, 45f. ②“Prebendaries of Bramham: This prebend was held by the priors of Nostell”—— John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541, Northern Provinces,* p. 38. ③“Prebendaries of Salton: This prebend was held by the priors of Hexham”—— *Ibid.,* p. 76.

最初の引用は，ヨーク大司教座参事会への令状である。令状の主文は聖オズワルド修道参事会の占有権回復を指示しており，同参事会はこれによってブラマムの〝聖堂〟をあらためて占有する。文面の〝prior and convent〟とは，字義通りにいえば〝修道参事会長と修道参事会〟である。しかしこの定型表現は〝dean and chapter〟すなわち〝在俗参事会長と在俗参事会〟に対応するもので，いずれも法人としての参事会それ自体を意味する。

聖堂の占有権とは聖堂区の占有権であり，このブラマムの聖堂区はそれ自体がヨーク大司教座の〝prebenda: prebend〟になっていた。プレベンダとはいうまでもなく原則として在俗聖職者に固有のものであり，在俗参事会員の身分に固有の聖職禄である。ヨーク大司教座には総計36件のプレベンダがあり，そのうちの34件が在俗聖職者の個人名義で占有されていた。②および③はジョン=ル=ニーヴの『高位聖職者名簿』の注記である。他の2件は，ノステル聖オズワルド修道参事会ならびにヘクサム修道参事会の歴代参事会長が占有するという。しかしその意味は，①に〝彼ら〟と書かれているように法人名義の占有であって，参事会長個人の占有ではない。いずれにせよこの事例では，法人としての修道参事会が原則として在俗参事会員の身分に固有の聖職禄を占有した。

［2］ “Inhibition to the *abbot and convent* of Battle to give to anyone *parish churches* granted to them for the sustenance of the monks, to whose uses they are to be applied, perpetual vicars being appointed (1220)”—— *Letters,* I, 77.

令状はバトル修道院の〝修道院長と修道参事会〟に宛てたもので，これもまた法人としての修道参事会にほかならない。主文は同参事会に対して〝聖堂〟の贈与行為を禁止している。贈与禁止の聖堂とは，修道士の生計維持のために〝彼ら〟に寄進され〝彼ら〟の利益に供せられるべきものである。要するにこの令状は，それらの聖堂を寄進目的から逸脱して贈与することを禁止したものである。なおそれぞれの聖堂区従属民への司牧に関しては，常勤の聖務代行者を指名することになっている。すなわち参事会員自身が直接に司牧せず，その義務を常勤代行者に委任するという。

聖堂区の占有者つまり聖堂区司祭は，原則として在俗聖職者である。いいかえると従属民の司牧は原則として在俗聖職者の義務であるが，この事例においてはまたしても修道参事会が在俗の聖堂・聖堂区・聖堂区司祭職を占有している。

［3］ "Indult to the *abbot and convent* of Theokesbiri [Tewkesbury, co. Gloucester] to retain to their own uses, when void, the *church* of Fereford [Fairford], granted to them by pope Lucius, but which their predecessors have negligently granted to secular clerks, and which is now held by Master Gottfrid, papal notary (1230)"—— *Ibid.*, p. 123.

この令状の受給者は，テュークスベリ修道院の修道参事会である。同参事会は，フェアファドの〝聖堂〟が空席になったときにその占有権取得を容認された。この聖堂は，もともと教皇ルーキウスから同参事会に贈与されていたものである。しかしかつて参事会の不注意によって在俗聖職者に贈与され，現時点の占有者は教皇起草官[1]ゴトフリドである。フェアファド聖堂は，彼が死亡しあるいは辞任した際に参事会の占有に復帰することになった。要するに在俗聖職者としてのゴトフリド個人の占有から，修道参事会つまり法人の占有への復帰である。

1）〝notarius papae: papal notary〟に教皇起草官という訳語を与えた根拠については，拙稿A（中）第9節・第10節で詳細に述べた。なお拙稿A・拙稿Bなどの表題は，本稿末尾に一覧表として列挙されている。

---

［4］ "Mandate to the abbot and prior of Stanlaw [Stanley] in the diocese of Coventry to induct the *prior and convent* of Lenton into *corporal possession* of the *church* of St Mary, Nottingham, granted to them by the pope on the resignation of Nic[h]olas, his nephew ..... a vicar's portion being reserved (1234)"—— *Ibid.*, pp. 140f.

令状の受給者はスタンリの修道院長・修道参事会長であるが，その受益者はレントンの修道参事会である。後者にノティンガム聖母マリア聖堂を占有させるべく，その占有権付与の儀式の執行を前者両名に指示している。この

聖堂は教皇の甥ニコラスが占有していたもので，ニコラスが聖堂区司祭職を辞任した時点で教皇から〝彼ら〟すなわち参事会へ贈与されていた。前出引用［2］と同様に，末尾で司牧義務の代行者に言及されている。聖堂区の収益から代行者の取得分を彼のために留保し，残額をすべて参事会が取得する。

この事例においても，個人から参事会へ，つまり法人へ占有権の移行が見られる。ニコラスは個人で聖堂区司祭職にあったことからして，在俗聖職者であろうか。

［5］①“Grant to the *abbot and convent* of St Mary de Monte Mirteto [Italy], of the order of Flora, of the church of Littleburn [-bourn], in the diocese of Canterbury, void by the death of Laurence, late rector; and [grant] of the patronage of the *abbot and convent* of St Augustine's, Canterbury, who ..... granted it to the pope; a vicar's portion being reserved(1237)”—— *Ibid.*, p. 166. ②“Licence to the *abbot and convent* of St Mary de Monte Mireto to hold to their uses the *church* of Litleburn [*sic*], the patronage of which was granted to the pope by the *abbot and convent* of St Augustine's, Canterbury, and which is now void by the death of Laurence, late rector, a vicar's portion being reserved (1238)”—— *Ibid.*, p. 177.

令状①はモンテ=ミルテート聖母マリア修道院の修道参事会に対して，リトルバーン聖堂を贈与し，その司祭職に関するパトロン権を贈与したものである。このパトロン権それ自体は，すでにカンタベリ聖アウグスティーヌス修道院の修道参事会から教皇へ贈与されていた。いわば司祭人事権の献上である。司祭職は，前任者ローレンスの死亡によって空席になった。ローレンスは，教皇がパトロン権に基づいて任命していたものか。いずれにせよパトロン権はカンタベリから教皇へ，また教皇からミルテートへ移った。

令状②は，聖母マリア修道参事会に対してパトロン権行使の認可ではなくて，聖堂それ自体の占有を認可したものと見るべきか。ここでは後任司祭に言及されず，司牧義務の代行者を任命し彼の取得分を留保しておくことがあらためて条件として付記されている。法人がそのパトロン権によって，法人

それ自体を後任司祭職に任命したということであろうか。その点の解釈については，とりあえず断定を控えておきたい。

以上とりあえず5件の事例を検討した。ではこの5件は，どの程度の分母から抽出されたものか。

［6］ ①"Order ..... to restore to the *monks* of Canterbury the *churches* and their fruits which have been taken from them ..... (1198)"—— *Ibid.,* p. 4. ②"Inhibition to the *prior and convent* of Durham to assign *churches,* alienate possessions ..... without consent of the bishop [of Durham] ..... (ditto)"—— *Ibid.,* loc.cit. ③"Mandate ..... to restrain *monks and canons regular* from appropriating to their own use *churches* to which they have the [right of] presentation ..... (1198)"—— *Ibid.,* p. 5. ④"Confirmation to the *prior and convent* of Nostle [Nostell] of the *churches* of Felechurche [Felkirk], Fedrestan [Featherstone], Batteley [Batley], and Warnefeld [Warmfield], granted to them by B [Roger?] late archbishop of York (ditto)"—— *Ibid.,* p. 6. ⑤" ..... to the *prior and convent* of St Oswald's [Nostle] of their possession of the *churches* of Boolton [Bolton], Sudkerkebi [South Kirkby], Rowelle [Rothwell], and Felekirche [Felkirk] ..... the *churches* of Cukewald ..... and Brudeford (1199)"—— *Ibid.,* pp. 6f. ⑥" ..... to M. the *prior and canons* of Newburgh (de Novo Burgo) of the *church* of Hovingham(ditto)"—— *Ibid.,* p. 7. ⑦" ..... to the *abbot and convent* of Holy Cross, Waltham, of their institutions to the *churches* of Nesinges [Nazeing] and Nettleswille [Netteswell], of their patronage ..... the *church* of Scerninges [Scarning] ..... the *church* of Lamburn ..... the *church* of Wrengle [Wrangle] ..... the *churches* of St Andrew, Guist, All Saints, Geistorp [Gasthorp], and St Peter, Wudnorton [Woodnorton] ..... the *church* of Badburgeham [Babraham](ditto)"—— *Ibid.,* pp. 7f. ⑧" ..... to the *prior and canons regular* of St Mary's Chirbury [Cherbury] ..... of the *church* of St Michael ..... (1201)"—— *Ibid.,* p. 10.

試みに『教皇令状簿』第1巻の最初の10頁から，修道参事会が占有する在俗聖堂区に関する記録を網羅的に抽出した。事例は最初の10頁だけでもすでに5件を超えている。

［7］ ①“Constitution touching the monastery of St Augustine's, Canterbury, securing to the *abbot and convent,* on their petition, presentation of rectors and clerks, and all other rights belonging to the patronage of their *churches* in the diocese of Canterbury ..... (1303)”—— *Ibid.,* p. 608. ②“ ..... the *church* of St Andrew, Chesterton in the diocese of Ely, appropriated to the Augustinian *monastery* of St Andrew's, Vercelli [Italy] ..... (1304)”—— *Ibid.,* pp. 613f. ③ “Grant to the *prior and convent* of St Mary's, Bridlington, in the diocese of York, of the *church* of Gousla [Goxhill] in the diocese of Lincoln ..... (ditto)”—— *Ibid.,* p. 615. ④“Confirmation to the *abbot and convent* of Shrewsbury of the appropriation made to them by bishop R[ichard Swinfield] of Hereford ..... of the *church* of Stotoresden [Stottesden], in that diocese ..... (ditto)”—— *Ibid.,* loc. cit.

念のため同じ『教皇令状簿』第1巻の最後の10頁を点検し，そこからこの4件の事例が確認された。いいかえると同種の事例は，疎密の差があるとしても第1巻のほぼ全体に広範に分布している。第1巻の本文は1198年から1304年まで全体で618頁に及んでおり，そのことからして同種の事例は第1巻だけでも数百件にわたるものと推定される。要するに引用［5］までの5件とは数百件中の5件であり，例外でも異例でもない。

それのみか同種の事例は，単に『教皇令状簿』の第1巻のみならず第12巻までのすべてにおいてきわめて広範に検出される。

［8］ ①“ ..... on behalf of the *prior and convent* of Repingdon, O.S.A., in the diocese of Coventry and Lichfield ..... the *parish church* of Willingeton [Willington] in the said diocese ..... that the bishop ..... had granted them licence and faculty to have the said church governed in future and its cure exercised by one of their canons ..... (1468)”—— *Letters,* XII, 632. ②“The recent petition of the *abbot and convent* of St Mary's, Vale Royal, O.Cist., in the diocese of Lichfield and Coventry [*sic*], contained that although they had formerly canonically obtained the *parish church* of Lambadern Vaur [Llanbadarnvawr] in the diocece of St Davids ..... (1469)”—— *Ibid.,* p. 724. ③“ ..... the *abbot and convent* of Stratford Lang-

thorne, O.Cist., in the diocece of London ..... the *parish church* of Ilford Parva in the said diocece ..... The pope ..... orders ..... to unite and incorporate in perpetuity the said church ..... to the said monastery ..... (1469/70)"—— *Ibid.*, p. 729.

念のため最後の第12巻から3件の事例を引用した。

*　*　*　*　*

本節の課題は，修道会聖職者が在俗聖職禄と完全に無縁であったか否か，その点を『教皇令状簿』第1巻にそくして検討することにあった。

〈 要 約 〉

○　第1点　本節の引用［1］から［5］までの5件の引用は，いずれも修道参事会による在俗聖職禄の占有を裏づけている。従って修道会聖職者が在俗聖職禄と完全に無縁であるとはいえない。

○　第2点　しかもこれら5件と同種の事例は，同じ『教皇令状簿』第1巻において数百件にのぼるものと推定され，例外でも異例でもなかった。さらにそのような同種の事例は，単に『教皇令状簿』の第1巻のみならずそれ以降の全巻からも多数検出される。引用［8］の3件は，最後の第12巻からの例示である。

○　第3点　とはいえ最初の5件にせよ，また引用［6］および［7］の15件にせよ，占有の主体はすべて法人としての修道参事会でり，修道会聖職者個人ではなかった。筆者の不注意による看過が皆無とはいえない。しかし仮に看過があったとしても，それが数百件にまで及ぶことはない。いいかえると仮に修道会聖職者が個人として在俗聖職禄を占有する事例があるとしても，僅少の例外に留まるはずである[2)]。

2）"Dispensation to Roger to be *prior* of the Augustinian house of Mucinor (or Mugmor [Muckamore]), in the diocece of Connor [Ireland]. He was dispensed by Alexander IV, on account of illegitimacy, so as to be ordained and hold a *benefice,* on resigning which he was admitted as *canon regular* in the

monastery of Mucinor (1289)"—— *Ibid.*, p. 497.　これはその僅少の例外であるか。結論を先取りしていえば例外ではない。ロジャはすでにアレグザンダ4世から〝beneficium: benefice〟の占有を認可されていたというが，その聖職禄は在俗聖職禄か修道会関係の聖職禄か，いずれとも明記されていない。仮に在俗聖職禄であったとしても，彼は修道参事会員として受け入れられる際にそれを辞任している。この令状それ自体は，彼の修道参事会員から修道参事会長へ昇進を認可したものである。問題の聖職禄が仮に在俗聖職禄であるとすれば，彼はそれを在俗聖職者として占有したと推定される。彼が後に修道参事会員として受け入れられたということは，遅くともその時点までに在俗聖職者の身分を離れていると見なされる。セクラーリスからレグラーリスへの移籍である。

第1節の結びとしては，とりわけこの第3点を強調しておきたい。要するに，占有主体が法人か個人かという問題である。本稿冒頭の修道会聖職者4名は，まぎれもなく在俗聖職禄の占有を認可された。しかしそれは個人の資格における占有認可であり，その点において本節の一連の事例とは決定的に異なっている。

[II]

では修道会所属聖職者による在俗聖職禄の占有に関して，明白に個人の資格における占有はどの時点から確認されるか。本節では，その確認のために『教皇令状簿』第2巻について検証を続ける。

[1] "To Master Martin de Rinhaco, Benedictine *monk* of Cimorra [Simorre], in the diocese of Auch [France], who has obtained certain *benefices* in France and the *priory* of Wanguefford [Wangford], in the gift of the prior of Tyfford [Thetford], in the diocese of Norwich. Dispensation ..... to retain the same, and also one other *priory* or *administration* (1309)"—— *Letters,* II, 57.

マーティンは，ベネディクト修道会所属の修道士である。彼はすでにフランスにおいて複数の〝聖職禄〟を占有し，またイングランドではワングファド修道参事会長職を占有している。この令状は，ほかに1件の〝修道参事会長職あるいは管理職〟の占有を認可したものである。最後の〝adminis-

tratio: administration″ については別稿であらためて検討するが，ここではとりあえず教会機構内の管理者的聖職あるいはその役職に固有の聖職禄と見なしておこう。

問題はフランスにおける複数のベネフィキウムである。これらが仮に在俗聖職禄であるとすれば，マーティンは修道会所属聖職者として，しかも個人の資格で在俗聖職禄を占有したことになる。しかしこれらが在俗聖職禄であるか否か，その点についてはまったく言及されていない。

［2］ ①“To Henry de Stanford, *monk* of Durham. Reservation of a *benefice* in the gift of the prior and convent, he having been elected to that see by the chapter [in 1316] in ignorance that the appointment was reserved by Clement V to the apostolic see, and having incurred great expense in the election(1317)”—— *Ibid.*, p. 151. Cf. also p. 168. ②“To Lewis [de Bello Monte, Beaumont], treasurer of Salisbury. Appointment to the see of Durham, void by the death of Richard [Kellaw], the provision having been reserved by Clement V(1317)”—— *Ibid.*, p. 136.

ヘンリは，ダラム司教座の修道参事会所属の修道士である。令状①は彼のために聖職禄の贈与を予約したもので，教皇は同修道参事会にその贈与を指示した。聖職禄贈与の理由は，ヘンリが前年の司教選挙において多額の出費を余儀なくされたことにある。令状はその出費の補塡を同参事会に指示したもので，聖職禄は出費補塡に当てられる。

彼はその選挙において参事会から司教候補者に選出されたが，後任司教の任命権はすでに教皇のもとに留保されていた。要するにこの選挙は教皇留保の事実を知らずに実施されており，結果として彼の当選は無効になった。令状②は教皇がルーイスを司教に直任したもので，直任権留保に基づく直任であることを付記している。

問題はやはりベネフィキウムである。それが在俗聖職禄であるか否か，この事例においても明記されていない。

［3］ ①“To Simon de Mildecombe, *monk* of St Mary's, Coventry. Reservation of a *benefice* or *dignity* in the gift of the prior and con-

vent of the same, value 30 marks (1332)"—— *Ibid.*, p. 371. ②"To James de Hawe, *monk* of Spalding. Reservation of a *benefice* in the gift of the prior and convent of that monastery, value 40 marks (1333)"—— *Ibid.*, p. 391.

サイモンもジェイムズも修道士であり，彼らもまた所属修道参事会からの聖職禄の贈与を予約された。令状①では〝dignitas: dignity〟にも言及されている。この文脈におけるディーグニタースとは，修道参事会か在俗参事会かを問わず，参事会での要職あるいは要職に固有の聖職禄を意味する。しかも要職とは，一般に参事会長・聖歌隊主管・文書主管・財務主管がそれである。文面には〝ベネフィキウムあるいはディーグニタース〟と書かれている。しかしディーグニタースもまたベネフィキウムであり，広義のベネフィキウムに含まれる。このばあいもまた聖職禄の種別に関する言及がなく，その点において次の事例と異なっている。

［4］ "To Laurence de Gloucestria, *monk* of St Peter's, Gloucester, master in theology. Reservation of a *priory* in the gift of any person or persons, value 200*l.* in the dioceses of London, Lincoln, Worcester, Norwich, Salisbury, or Chichester (1312)"—— *Ibid.*, p. 96.

これも聖職禄予約の令状であるが，そこで予約されているのは修道参事会長職それ自体であって，在俗聖職禄ではない。

［5］ ①"To John Caprarii, *prior* of Montacute, in the diocese of Bath. Reservation of a *dignity* or *office* in the gift of the abbot and convent of Cluny (1321)"—— *Ibid.*, p. 216. ②"To John Caprarii. Reservation of the *priory* of Montacute, in the diocese of Bath, in the gift of the abbot and Cluniac convent of Mâcon (1322)"—— *Ibid.*, p. 223.

令状①では〝ディーグニタースあるいはオフィキウム〟を予約された。この文脈でのオフィキウムは，教会機構の中での役職でありディーグニタースもまた広義のオフィキウムに含まれる。このディーグニタースあるいはオフィキウムが在俗聖職禄か否か，その点の言及はない。

他方の令状②は，同じジョンに対してモンタキュト修道参事会長職を予約したものである。前者はクリューニ本院からの贈与であり，後者は同一系列

のマーコン修道院からの贈与である。修道参事会長職それ自体の贈与が予約されている点では，前出［4］の事例と共通している。

なおジョンは，令状①の時点においてすでにモンタキュト修道参事会長であると書かれていた。しかし彼は翌年の令状②でモンタキュト修道参事会長職を予約されており，それが仮に事実とすればこの時点で未就任のはずである。ひとまず辞任した上で，あらためて予約を受けたということか。いずれにせよ令状②は，修道参事会長職すなわち修道会関係聖職禄の予約を例示している。

［6］ "To Adam de Wy[n]ton, *monk* of Winchester. Reservation ..... of any *dignity* or office in the Benedictine order, in the city or province of Canterbury, or in any cathedral church of the province which may become void in a month (1322)"—— *Ibid.*, p. 227.

アダムのばあいは予約対象が限定され，ベネディクト修道会の系列に属する聖職禄だけが対象とされている。範囲はカンタベリ〝市〟内に限らず，カンタベリ大司教管区の全域に及んでいる。またいずれかの司教座聖堂内の聖職禄でもよい。同大司教管区内の司教座では，カンタベリのほかにイーリ・ノリヂ・ロチェスタ・ウィンチェスタ・ウスタがいずれもベネディクト修道会の傘下にある。アダムには，1カ月以内に空席になるものを与えるという。

引用［4］から［6］までの事例は，いずれも修道士に対する予約である点で，しかも予約対象が修道会系の聖職禄であることが明記されている点において共通している。それに対して最初の3例では，聖職禄が在俗聖職禄か否か，逆にいえば修道会系か否か，いずれとも明記されていない。当面の推定を述べるならば，最初の3例もまた修道会系であろう。いずれとも明記しなかったのは，あえて明記するまでもなく自明であったからではないか。では以下の事例はどのように解釈すべきか。

［7］ ①"To Bertrand de Preissaco, *prior* of Lagraulet, in the diocese of Toulouse [France]. Dispensation to hold, besides the *church* of Bernevells [Barnwell, d. Ely?], in the diocese of Norwich, three *benefices* and other *dignities* in France (1308)"—— *Ibid.*, p. 44. ② " ..... to the *prior* of Bernewelle in the diocese of Ely ..... (1321)"

—— *Ibid.*, p. 218.

ベルトランは，ノリヂ司教管区内でバーンウェル〝聖堂〟を占有しているという。聖堂の占有とは，一般的には前節で説明の通り聖堂区司祭職の占有にほかならない。聖堂区司祭職とは，一般に在俗聖職禄である。ベルトランはラグロレ修道参事会長であり，しかもノリヂ司教管区内で在俗聖職禄を占有したということか。

問題はこの〝聖堂〟の実体にある。ノリヂ司教の管区内にバーンウェル聖堂区なるものが果して存在するか否か，筆者の手もとのほかの記録からは確認されない。誤記あるいは誤植であろうか。それが仮にイーリ司教の管区内であれば，令状②から知られるようにバーンウェル修道参事会長が存在した。バーンウェルの〝聖堂〟とは，バーンウェル修道参事会の聖堂であろうか。そのばあいの〝ecclesia: church〟とは，〝prioratus: priory〟の意味かと推定される。

修道参事会は，前節で検証の通り法人として在俗聖堂区を占有することがある。そのばあい彼らの共住聖堂つまり修道院を母聖堂として，在俗の聖堂区聖堂はその娘聖堂として位置付けられる。バーンウェルの〝聖堂〟なるものは，母聖堂それ自体であろう。ほかに彼の在フランス聖職禄も，おそらくは修道会系のものであろう。

［8］ ①“To William Boni, *prior* of Vivent, in the diocese of Auch [France]. Confirmation of that benefice [priory], notwithstanding that he has the *church* of Huntington (Hunton), in the diocese of Rochester (1309)”—— *Ibid.*, p. 67. ②“To William Boni, *rector* of Huntington, in the diocese of Rochester. Dispensation to retain the same, together with *priory* of Vivent, in the diocese of Auch (1311)” —— *Ibid.*, p. 90.

ウィリアムは令状①で〝修道参事会長〟の称号を帯びており，ほかにロチェスタ司教管区内において〝聖堂〟を占有しているにもかかわらず，そのベネフィキウムつまり修道参事会長職の占有権の確認を受けた。令状②では〝レークトル〟すなわち聖堂区司祭の称号を帯びていて，ほかに同じ修道参事会長職の占有を認可された。両者いずれも複数聖職の兼任認可の令状であ

り，両者はいわば表裏の関係にある。ではこれを修道会聖職者の個人の資格による在俗聖職禄の占有と見なしうるか。

［9］①“To Raymund Guillelmi de Fargiis. Provision of the *canonry, prebend,* and *treasurership* of Beauvais [France] ..... notwithstanding that he is a *canon* of Lincoln, Soissons, and St Severin in Bordeaux, and is in expectancy of *prebends* in those churches, and has reserved to him a *dignity* in the city or diocese of York (1308)”——*Ibid.,* p. 43. ②“To Raymund son of William de Fargiis. Provision of a *canonry* and *prebend* of Bordeaux, notwithstanding that he has *canonries* and *prebends* of Lincoln, Beauvais, and other places in France, and the *church* of Velce [Welton], in the diocese of York (1310)”——*Ibid.,* p. 71. ③“To Raymund Guillelmi de Fargis [*sic*], *prior* of Goleux, in the diocese of Agen [France]. Dispensation to hold, in addition to *benefices* in France, the *archdeaconry* and a *canonry and prebend* of Lincoln (1311)”——*Ibid.,* p. 82. ④“Raymond des Farges: prebendary of Ketton 1308-43; archdeacon of Leicester (cardinal deacon of St Maria Nova) 1310-46; prebendary of Nassington?-1346”——*Fasti,* I, 12, 71, 95.

この人物はすでにリンカン・ソワソン・ボルドーの各司教座で参事会員資格を取得しており，それぞれの参事会員資格に固有のプレベンダに関して期待権を認められていた。ほかに彼は，ヨーク〝市〟内あるいはヨーク大司教管区内でディーグニタースの予約を受けている。令状①は，彼を新たにボーヴェ司教座の参事会員に直任し，そのプレベンダを配当するのみならず，彼を同司教座の財務主管に任命するというものである。

令状②はボルドーのプレベンダに関する直任の辞令であり，期待権が現実の占有に変わる。リンカンのプレベンダも占有に変わっており，ヨークのディーグニタースはウェルトン聖堂区司祭職として予約からやはり占有に変わっていた。令状③では，リンカン司教座で司教補佐職を取得する。最後の④は『高位聖職者名簿』の記載事項であり，リンカン司教座でレスタ司教補佐職を取得したことが知られる。

問題は令状③における〝修道参事会長職〟という称号である。一連の斜体

字の文言のうちでこれだけが修道会聖職であり，ほかはいずれも在俗聖職者の身分を示唆している。これを修道会聖職者の個人の資格による在俗聖職禄の占有と見なしうるか。当面の推定を述べるならば，前出の［8］のウィリアムも，またこのレイモンも，いわゆる〝在俗修道参事会長〟であろう。

〝在俗〟と〝修道〟とは，なるほど対立概念である。しかし在俗聖職者は特別な〝委託〟によって，つまり〝受託占有者〟として修道参事会長職を預かることがある。いいかえると史料文面に〝修道参事会長〟と書かれていても本人は在俗聖職者であり，修道参事会長職の受託占有者の可能性も否定しえない[1]。

1）①"To William Croyser ..... the Augustinian *Priory* de Bossia in the diocese of Lyon [France], which was granted him *in commendam* for life ..... (1415)"—— *Letters,* X, 529. ②"Appointment of William, king's chaplain, as *guardian* of the void *abbey* of St Mary, Winchester ..... Mandate ..... to deliver to him [William] the *custody* of the *abbey* (1236)"—— *Calendar of Patent Rolls, 1232-47,* p. 148. 在俗聖職者による修道会聖職禄の受託占有については，拙稿B第4節および拙稿C第4節で説明した。従ってここでは2件を再度引用するだけに留める。①は『教皇令状簿』第10巻からの引用である。ウィリアムは，リヨン司教管区内で修道参事会長職を受託占有した。他方の②は『開封勅許状簿』ヘンリ3世第3巻からの引用であり，このウィリアムはウィンチェスタ聖母マリア修道院のクーストーディアを与えられた。つまり修道院長職の受託管理者に任命されている。

最後に1例を追加しておこう。

［10］ ①"To Richard called 'Prior of Exintigo [Exning, co. Suffolk],' of the diocese of Norwich. Reservation ..... of a *benefice,* value, 20 marks, in the gift of the abbot and convent of Battle (1317)"—— *Ibid.,* p. 144. ②" ..... John Priour of Ixninge [*sic*] ..... (1275)"—— *Calendar of Close Rolls, 1272-79,* p. 240.

令状①のリチャードは，文面によれば〝プライア〟と呼ばれている。しかし②の『密封勅許状簿』によれば，サファク州イクスニング領内[2]にはそのように呼ばれる人物がほかにもいた。従ってこの〝プライア〟はむしろ家門の通称と推定され，リチャード本人が修道参事会長職であったか否か，これ

だけでは不明といわざるをえない。

2）①“ ..... the manor of Ixelinge, co. Suffolk ..... (1288)”—— *Calendar of Close Rolls, 1279-88,* p. 507. ②“ ..... the manor of Ixenyng ..... (1324)”—— *C.C.R., 1323-27,* p. 244. イクスニングの〝マナ〟なるものの存在が知られる。

＊　＊　＊　＊　＊

本節の課題は，修道会所属聖職者による在俗聖職禄の占有に関して，明白に個人の資格における占有の事例があるか否か，それを『教皇令状簿』第2巻について検証することにあった。

〈 要 約 〉

○　第1点　本節の引用［1］から［3］までの3件の引用では，いずれも修道会所属聖職者が個人の資格で聖職禄を占有していた。ではそれらの聖職禄がはたして在俗聖職禄であるか，あるいは修道会聖職禄であるか。その点については，いずれとも明記されていなかった。

○　第2点　引用［4］から［6］までの事例は，いずれも修道士個人に対する予約である点で，しかも予約の対象が修道会聖職禄であることが明記されている点において共通していた。要するに修道士個人は，当然のことながら修道会聖職禄の占有者たりえた。そのことから当面の推定を述べるならば，最初の3例もまた修道会聖職禄の占有であろう。いずれとも明記しないのは，あえて明記するまでもなく自明であったからではないか。

○　第3点　引用［7］の修道参事会長ベルトランは，ノリヂ司教管区内でバーンウェルの〝聖堂〟を占有しているという。聖堂の占有とは，一般的には聖堂区司祭職つまり在俗聖職禄の占有にほかならない。しかしこのバーンウェルの聖堂とは，バーンウェル修道参事会それ自体の共住聖堂と推定された。いわば修道院建造物そのものを〝聖堂〟と記載したものであろう。

○　第4点　引用［8］および［9］では，文面に〝修道参事会長〟と明

記され，しかも在俗聖職禄の占有が確認された。しかしこの2名はいずれも在俗聖職者と推定され，その身分のままで修道参事会長職を〝受託占有〟したものと見なされた。

要するに『教皇令状簿』第2巻においては，修道会聖職者が個人として在俗聖職禄を占有する事例が皆無ではないか。引用［1］から［3］までの3件や引用［8］および［9］の2件では文言に不明確なところがあって，在俗聖職禄か修道会聖職禄かいずれとも判別しえなかった。しかし逆にこの第2巻では，修道会聖職者の個人による聖職禄の占有が確認しえたばあいでも，それらが在俗聖職禄であることの確証がえられなかった。

在俗聖職禄の確証が皆無である以上，それらの聖職禄は修道会聖職禄である可能性が高い。いずれとも明記しないのは，上記の通り，あえて明記するまでもなく自明であったからであろう。修道会聖職者個人の聖職禄は，あえて在俗聖職禄と明記されない限り修道会聖職禄であったと推定される。

［III］

本節では『教皇令状簿』第3巻について検証を続ける。念のため検証の基準を再確認しておこう。

(1)聖職禄の占有者が修道会聖職者であること。

(2)占有者が法人としての修道参事会ではなくて，個人としての修道会聖職者本人であること。

(3)聖職禄が明白に在俗聖職禄であること。

以上3点がそれである。なお修道会聖職者による在俗聖職禄の〝個人占有〟の意味については，本節末尾で［追記］する。

［1］①“To Frederic Bartholi de Bardis, of Florence, papal chaplain. Provision of a *canonry* of Lincoln, with expectation of a *prebend,* notwithstanding that he has *canonries* and *prebends* of York and Fiesole [Italy], and the *priory* of St Mary at the gate of Florence (1343)”—— *Letters,* III, 57. ②“ ..... the *canonry* and *prebend* of

Fentone in York, void by the death of Frederic Bardis (1343)"—— *Ibid.*, p. 79.

フレデリクは，在俗聖職者であろう。異質な情報としてフィレンツェ聖母マリア〝修道参事会長〟の称号が見られる。前節引用［8］および［9］のばあいと同様に，いわゆる〝受託占有〟であろうか。ほかの斜体字はすべて在俗聖職禄である。

［2］ ①"Mandate to give to John Stace of Ripple, *monk* of St Augustine's, [Canterbury,] the *wardenship* of Northbourn [Norburn, co. Kent] ..... (1347)"—— *Ibid.*, p. 219. ②"Mandate to make provision to John Stace, *student* at Oxford, of the church of Winterbourn Abbots [co. Dorset], value 20 marks ..... (1344)"—— *Ibid.*, p. 97. ③" ..... the *rectories* of Wynterbor [*sic*] Abbots and Bradeford Peverel ..... (1257)"—— *Letters*, I, 352. ④"Inhibition ..... to any abbot [of St Augustine's, Canterbury] to grant to any person the *churches* of Menstra, Norburn, Sellinges ..... which belong to them ..... (1229)"—— *Ibid.*, p. 121.

これは修道会聖職者による個人占有の事例であるが，その聖職禄は在俗聖職禄と見なしうるか。令状①のジョンはカンタベリ聖アウグスティーヌス修道院の修道士であり，ノースバーン〝聖堂〟の管理者職 wardenship を取得することになった。令状②のジョンはオクスファドの学生であり，ウィンタバーン=アボッツの〝聖堂〟を取得していた。この聖堂それ自体は，令状③によれば〝レークトル〟の聖堂である。学生ジョンは聖堂区司祭職つまり在俗聖職禄を取得したことになる。上記のノースバーンの聖堂は，令状④によれば歴代修道院長に直属するものであった。

修道士ジョンと学生ジョンとは，同一人であるか。筆者の手もとにはその確認の手段がない。仮に同一人であれば，学生時代に在俗聖職禄を占有したことになる。その時点では在俗聖職者であったか。また仮に別人であるとすれば，ノースバーン聖堂の管理者職の性格が問題になる。これは在俗聖職禄であるか。修道士ジョンは院長から資産管理を受託しただけで，聖堂区従属民の司牧は別に聖務代行者を置いて彼に委任したものと推定される。要する

にこの聖堂管理者職とは修道会内部の役職であって，在俗聖職禄とは見なされない。

この事例のように修道会聖職者が修道会聖職禄を占有するのは当然で，その記録は『教皇令状簿』第3巻においても少なくない。

［3］ ①"To John la Porta of Uzerche, bachelor of canon law, *prior* of Montacute, in the diocese of [Bath and] Wells. Reservation of a *priory* or *deanery* in the gift of the prior of Cluny ..... (1343)"—— *Ibid.*, p. 123. ②" ..... Mandate to receive the resignation of John la Porta, *prior* of Montacute, in the diocese of Bath, and to give the *priory* to a fit person (1345)"—— *Ibid.*, p. 15. Cf. also p. 172. ③"To John la Porta (II), monk of Cluny. Provision of the *priory* of Montacute, void by the death of John la Porta (I) at the apostolic see ..... (1345)"—— *Ibid.*, p. 186.

モンタキュトの修道参事会長職については，前節の引用［5］でも言及されていた。この事例では，同修道参事会長職がジョン（1世）からジョン（2世）に継承されている。問題は令状①の文言である。クリュニー修道参事会長からの贈与として，前任者は〝修道参事会長職あるいは在俗参事会長職〟の予約を受けたということか。

『教皇令状簿』における〝decanatus: deanery〟は，ほぼすべてが〝在俗参事会長職〟である。しかしデカーヌスという役職名は，もともと修道院から在俗参事会に継承されたものである。修道院における語義は修道士〝10名の長〟であり，いわば班長級の役職であった[1]。令状①のデカナートゥスは，そのような班長職と推定される。いずれにせよこの用例は，筆者が知る限り『教皇令状簿』において唯一のものである。

1）"For every ten monks a *decanus* or dean was nominated, who had the charge of their discipline. The senior dean, in the absence of the abbot and provost [or prior], governed the monastery. Since monks had the charge of many cathedral churches, the office of dean thus was introduced into them; custom gradually determined that there should be only one dean in a cathedral ..... "—— Addis & Arnold, *A Catholic Dictionary,* sub DEAN.

[4] ①" ..... provision of John de Axebrugge, *monk* of Bath, of the *priory* of St John the Evangelist, in the diocese of Waterford and Cork [Ireland] ..... (1344)"—— *Letters,* III, 97. ②"To John Deveneys, *monk* of Winchester. Reservation of a *priory* of his order in England or Ireland (1346)"—— *Ibid.,* p. 187. ④"To Bernard Centolli, *monk* of Amer, in the diocese of Gerona [Catalonia]. Provision of the *priory* of St Faith's, Orsam, in the diocese of Norwich ..... (1351)"—— *Ibid.,* p. 429.

この3例では修道士が修道参事会長職に直任され①③，あるいは予約された②。修道会聖職者による修道会聖職禄の個人占有である。

[5] ①" ..... provision to William de Warrenne [Warenne, Varenne], successively *prior* of [Monk's] Horton [co. Kent] and Castleacre [co. Norfolk], of the latter [the *priory* of Castleacre] ..... (1344)"—— *Ibid.,* p. 124. ②"To William de Warrenn, *monk* of Lewes ..... having held the non-conventual *priory* of Horton, he may hold the conventual *priory* of Castelacre ..... (1344)"—— *Ibid.,* p. 139. Cf. also pp.12,264.

修道士による修道参事会長職の個人占有については，この事例を追加しておこう[2)]。

2）令状②では〝prioratus conventualis: conventual priory″であるか否か，修道参事会長職の種別に言及されている。では修道参事会長職がコンウェントゥアーリスであるというのは，どのような意味か。"The *prior conventualis* was the master in his own house ..... The *prior claustralis* (claustral prior), being next to the abbot in the monastery ..... "—— Addis & Arnold, *A Catholic Dictionary,* sub PIOR, PRIORESS. これによればコンウェントゥアーリスとはクラウストラーリスと対比され，両者の相違は〝abbas: abbot″の配下にあるか否かにかかっている。すなわちアバースを首席とする修道院において，アバースの次席にあればプリオル=クラウストラーリスと呼ばれる。それに対してプリオル自身を首席とする修道院では，その首席者をプリオル=コンウェントゥアーリスという。カースルエイカはアバースをもたず，プリオルを首席とした。他方のマンクス=ノートンがコンウェントゥアーリスでないというのは，アバースを首席とするからではなく，つまりクラウストラーリスであるからではなくて，コンウェントゥアーリスの基準にすら及んでいないからであろう。修道士の定員がその基準に及んでいないということか。

［6］ ①"To John son of Llewelin of Crenwyn, Cistercian *monk* of Aberconway [Conway, Wales] ..... he may be elected to any office or dignity *of the order* (1344)"——*Ibid.*, p. 139. ②"To William de Salinis, [Cluniac] *monk* of St Saviour's, Bermondsey [co. Surrey] ..... he may be promoted to any office *of his order* (1347)"——*Ibid.*, p. 229. ③"To John Okeruil [O'Carroll], *monk* ..... to any office *in his order,* even the abbatial ..... (1349)"——*Ibid.*, p. 351. ④"To William de Rymington, *monk* of Salley [co. York] ..... to hold any dignity *of the Cistercian order* (1358)"——*Ibid.*, p. 595. ⑤"To William de Bellomonte, [Augustinian] canon of Hertilond (Hartland), in the diocese of Exeter ..... he may hold any dignity *of his order* (1352)"——*Ibid.*, p. 468. ⑥"To Walter de Boclond, [Augustinian] canon of Mottisfont [Motis-, co. Hants] ..... to hold a dignity or office *in the said order,* short of the abbatial (1354)"——*Ibid.*, p. 537. ⑦"To Nicholas Ohedra [O'Hedra], Cistercian *monk* of Samaria [Ireland] ..... to hold any dignity, including the abbatial or episcopal (1345)"——*Ibid.*, p. 215. ／ "To Nicholas, bishop of Achonry. Appointing him, a *monk* of Samoria [*sic*] ..... to that see [Achonry] ..... (1348)"——*Ibid.*, p. 279. ⑧"To Simon Officaca, of Ireland, a *Friar Preacher* ..... to hold any office or dignity, even the episcopal (1345)"——*Ibid.*, p. 189.

最初の3例では令状受給者がいずれも修道士であり，それぞれの所属修道会においてオフィキウムあるいはディーグニタースの占有を認可された。修道会聖職者による修道会聖職禄の個人占有である。令状⑤および⑥では，いずれも聖アウグスティーヌス修道会においてその個人占有を認可された。

令状⑦のニコラス自身はシトー修道会の所属であるが，占有すべきディーグニタースについてはいずれの修道会のものか明記されていない。令状⑧も同様である。しかし①から⑥までの事例に照らして，同一修道会のものと推定しておきたい。

なお令状⑥では最後に〝修道院長職を除く〟という限定が見られるのに対して，令状⑦では〝修道院長職・司教職を含む〟と記載されている。しかも彼は，現にアコンリ司教に直任された。

［7］ ①"To William Medici, *prior* of St Mary's, Folkeston [co. Kent] ..... provision to him of the said *priory* ..... (1345)"—— *Ibid.*, p. 214.②"To John Osanne, *prior* of Appuldercombe [Appledercombe, co. Hants]. Confirmation of the collation of the *priory* to him by Peter, abbot of St Mary's, Montebourg, in the diocese of Coutances ..... (1350)"—— *Ibid.*, p. 354. ③" ..... provision to Stephen Guyntran, aged twenty-five, of the *priory* of Swavesey [in the diocese of Ely] ..... (1343)"—— *Ibid.*, p. 124.

この3名については，なるほど修道参事会長職の個人占有が容認されている。では彼らはすべて修道会聖職者であるか。ウィリアムおよびジョンの2名は，令状の宛名において修道参事会長と書かれている。しかしウィリアムは令状①それ自体によって〝当該修道参事会長職〟に直任されるのであって，宛名の称号は直任令状の記載事項をいわば先取りしたことになる。ジョンは，修道院長ピータによる任命を教皇から追認された。このばあいにも修道参事会長職の正式取得はこの追認令状によるものであって，事前に修道参事会長であったことを意味しない。

前出引用［6］では〝monachus: monk〟が修道参事会長職を取得し，前歴において修道士すなわち修道会聖職者であったことが確認される。しかしこの令状①②では，厳密にいえば前歴不明といわざるをえない。前歴不明ということでは，令状③のスティーヴンにおいても同様である。引用［1］で指摘の通り，在俗聖職者による修道参事会長職の〝受託占有〟の可能性も完全には否定しえない。

［8］ "To Edmund de Tineto, *Cluniac monk* of Longueville la Giffart, in the diocese of Rouen. Reservation of a *benefice* in the gift of the prior and convent of Lewes [co. Sussex] ..... (1351)"—— *Ibid.*, p. 447.

これはまぎれもなく修道士による個人占有の予約である。しかし予約されたのは何らかのベネフィキウムであって，その種別は不明である。ルーイスの修道参事会からの贈与であるからとはいえ，それだけでは在俗聖職禄・修道会聖職禄の双方の可能性がある。

前出引用［2］では，クリュニー修道参事会長からの贈与として，前任者は〝修道参事会長職あるいは在俗参事会長職〟の予約を受けている。修道参事会にとって，修道会聖職禄の贈与はもとより可能である。しかも一方では第2節で指摘の通り，在俗聖職禄を法人として占有することがあり，それを贈与することも同様に可能である[3]。種別不明の聖職禄については，前節の引用［1］から［3］でも言及されていた。

3）"To Thomas de Strupeshawe,S.T.P. Provision of the *church* of Kyneley [Keevil], in the diocese of Salisbury, in the gift of the abbess of Shaftesbury ..... notwithstanding that he has the *church* of Thurton, in the diocese of Norwich ..... (1344)"—— *Ibid.,* p. 152. とりあえず事例を1件だけあげておこう。シャフツベリ女子修道院長が聖堂区司祭職つまり在俗聖職禄を贈与している。Cf. also p. 203.

では『教皇令状簿』第3巻において，修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有は事例として皆無であるか。

［9］"To John de Dedeford, *Augustinian canon* of St Frideswide's, Oxford. Provision of the *vicarage* of Wytingham [Whittingham] in the diocese of Durham, *wont to be held by Augustinian canons of Carlisle,* void by the death of William de Arkilby at the apostolic see (1357)"—— *Letters,* III, 583.

ジョンはオクスファドの聖フリディスウィデ修道参事会員であり，聖アウグスティーヌス修道会の系列に属している。彼はこの令状によって〝vicariatus: vicarage〟すなわち支聖堂区助任司祭職へ直任された。前任者ウィリアムが教皇庁で死亡したことによって教皇が後任者の直任権を取得し，その直任権を行使したものである。

ダラム司教管区のウィティンガムのウィカーリウス職は，この文面によれば〝慣例としてカーライル司教座の修道参事会員によって占有されるもの〟であるという。ウィカーリウスは，聖堂区が広大なばあいに主聖堂から遠い従属民の司牧のために配置されることがある。いいかえるとウィカーリウス管区は，聖堂区に対していわば〝支聖堂区〟に相当する。従ってウィカーリ

ウス職それ自体は，基本的に在俗聖職禄であろう。しかしウィティンガムのウィカーリウス職は，慣例として修道会聖職者が占有していたという。

ここでは〝慣例として修道参事会員によって占有されるもの〟という文言に注目する必要がある。ウィカーリウス職とは，このように特記しない限り在俗聖職者が占有するはずのものである[4]。要するにウィティンガムは，いわば異例に属する。

4）①"To Henry de Smalham,M.A. scholar in canon law. Provision of a *canonry* of Glasgow, with expectation of a *prebend* notwithstanding that he has the *vicarage* of Fegau (Fogo), in the diocese of St Andrew's [Scotland] (1354)" —— *Ibid.*, p. 520. ②"Mandate to induct Henry de Smalham,M.A. *canon* of Glasgow, into the *archdeaconry* of Tevi [ot] dale ..... notwithstanding that he has the *vicarage* of Fegau ..... (ditto)"—— *Ibid.*, p. 516. Cf. also p. 346. 同じ『教皇令状簿』第3巻から1例だけを引用した。ヘンリはグラスゴウ司教座で在俗参事会員に直任され，さらにティーヴィアトデイルの司教補佐職を取得する。いずれも在俗聖職であり，その彼がすでにウィカーリウス職にあったとしても不自然ではない。

---

[10] ①"To William de Thoraldby, *Augustinian canon* of Kirkham. Provision of the *vicarage* of Newerk [Newark], in the diocese of York, void by the death of Robert de Silkeston, *Gilbertine canon* of St Catherine's without [the walls,] Lincoln, at the Roman court; he is to resign the Augustinian *priory* of Carham, in the diocese of Durham, about which he is litigating in the apostolic palace (1359)" —— *Ibid.*, p. 604. ②"Ordinance —— on the recent petition of the Gilbertine *prior* of St Catherine's ..... containing that the *perpetual vicarage* of Newerk ..... has been accustomed to be served by regular clerks of the said monastery, and the *church* of Meer [Mere] in that of Lincoln, by secular clerks only, and that the presentation to both belongs to the prior and convent —— that on the resignation or death of the present vicar and rector the said *vicarage* and *church* shall be served by *canons* of the priory to be instituted or removed by the prior (1393)"—— *Letters,* IV, 452.

令状①のウィリアムはカーカムの修道参事会員であり，ニューアクのウィ

カーリウスに直任された。前任者ロバートもまた教皇庁で死亡し，そのことによって教皇が後任者の直任権を取得した。ウィリアムはほかにケァラムの修道参事会長であり，その修道参事会長職をめぐって教皇庁で係争があった。ニューアクのウィカーリウス職は，係争中の修道参事会長職を放棄することの代償であろうか。

令状②によればニューアクには〝vicariatus perpetuus: perpetual vicarage″が設置されていた。この〝恒常的助任司祭職″とは，主聖堂の主任司祭職を一時的に代行するものではなく，聖堂区の一部を区分して支聖堂区を恒常的に設置し，その支聖堂区の従属民の司牧を担当する。令状の文面にウィカーリアートゥスと書かれているものは，特に〝恒常的″という形容詞を併記しなくとも大半が恒常的助任司祭職である。現に令状①ではこの形容詞を併記していない。前出のウィティンガムのばあいもそれであろう。

令状②は『教皇令状簿』第4巻からの引用であり，①から34年後の令状である。挿入部分では聖カテリーナ修道参事会長からの請願の要旨が反復されている。それによればニューアクのウィカーリウス職には，慣例として同修道院の〝修道会所属聖職者″を充てているという。同修道参事会はほかにミア聖堂区の司祭職に対してパトロン権をもち，請願の時点までには在俗聖職者がもっぱらそのレークトルに任命されている。

最後に請願に対する認可事項が書かれている。現職ウィカーリウス・現職レークトルの辞任・死亡に当っては，後任者に修道参事会員を充てることが認可され，あわせてその人事権は修道参事会長へ与えられた。しかしこの認可は第4巻でのことであり，第3巻の時点ではウィリアムがウィカーリウス職を取得するに留まった。

本節では修道参事会ではなくて，修道会聖職者個人に注目している。問題は在俗聖職禄の法人占有ではなくて個人占有である。『教皇令状簿』第3巻の範囲でいえば，在俗聖職禄の個人占有はまずウィカーリウス職の次元においてのみ検出された。支聖堂区の助任司祭とは，聖堂区の主任司祭の下僚である。従ってウィカーリウス職は，在俗聖職禄の格付けにおいてほぼ最下層に属する。

『教皇令状簿』の情報は，旧稿でも再三指摘の通りまさに氷山の一角に過ぎない。前出［9］のジョンにせよ，またこのウィリアムにせよ，前任者が教皇庁で死亡している。教皇はその結果として後任者の直任権を取得し，それを行使した。『教皇令状簿』に記録が残ったのは，彼らのウィカーリウス職がたまたま教皇直任の対象になったからである。仮に現地関係者だけで事後処理が完了すれば，これらの令状は発給されず『教皇令状簿』に記録されるはずがない。

さらに前出ジョンのばあい，教皇はそのウィカーリウス職が〝慣例として修道参事会員によって占有され〟てきたことを承知の上で，彼を後継者に直任している。いいかえるとその慣例は違法と見なされず，教皇があらためてそれを追認したことになる。従って修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有それ自体は，この時点においてすでに一部で適法に許容されていたと推定される。

最後に1件の引用を追加しておきたい。

[11] "To John Okeruil [O'Carroll], *monk* of St Mary's of the Scots in Vienna [in the diocese of Passau], son of a priest. Dispensation to be elected to any office in his order [Benedictine], even the abbatial, ／ as owing to the scarcity of regulars in those parts some abbeys are governed by secular clerks (1349)"—— *Ibid.*, p. 351.

ジョンについては，前出引用［6］の③で簡単に触れている。これは，その令状の全文である。ジョンは司祭の息子であり，品級取得に当ってそれが教会法上の障害になった。この令状は彼に対してその障害規定の適用を免除し，ベネディクト修道会における高位聖職の取得を許容したものである。地位としては，修道院長職も許容された。斜線以下の付記に注目しよう。パッサウ司教管区では修道会聖職者が不足しており，修道院長職に在俗聖職者を充てているところがあるという。在俗聖職者による受託管理であろう。

*　*　*　*　*

本節の〈要約〉としては，次の事実を指摘しておきたい。本節の引用［1］から［11］までの検証対象者は，次の［第1表］のA類からG類までに及んでいる。

【第1表】 検証対象者一覧表（第3巻：1342-62）

○ 省略表記 ○

August: Augustinian　Bened: Benedictine　Carm: Carmelite
Cist: Cistercian　Clun: Cluniac　Domin: Dominican
Franc: Franciscan　Gilb: Gilbertine (Order of Sempringham)
Prem: Premonstratensian

A 在俗聖職者による修道参事会長職の受託占有

1 * Bardis, Frederic B., canon(prebendary): priory 57 (1343)**

* 引用［1］で扱われていることを示す（以下同様）。

** 出典が『教皇令状簿』第3巻57頁であることを示す（以下同様）。

B 在俗聖職者から修道会聖職者への移籍者による聖職禄の占有

2 Stace, John rector → monk: church → wardenship 219(1347)

C 修道会聖職者による修道参事会長職等の占有

3	Porta, John la(I)	Clun prior: priory & deanery 123 (1343)
3	Porta, John la(II)	Clun monk: priory 186 (1345)
4	Axebrugge, John	Bened monk: priory 97 (1344)
4	Deveneys, John	Bened monk: priory 187 (1346)
4	Centolli, Bernard	Bened monk: priory 429 (1351)
5	Warenne, William	Clun monk: priory 124 (1344)

D 修道会聖職者による同一修道会内での役職占有

6	Llewelin, John son of	Cist monk: office/dignity 139 (1343)
6	Salinis, William	Clun monk: office 229 (1346)
6	O'Carroll, John	Bened monk: office 351 (1349)
6	Rymington, William	Cist monk: dignity 595 (1358)
6	Bellomonte, William	August canon: dignity 468 (1352)
6	Bocland, Walter	August canon: dignity/office 537 (1354)

6	O'Hedra, Nicholas	Cist monk: dignity 215 (1345) *
6	Offinaca, Simon	Domin friar: office/dignity 189 (1345) *

* "of the (his) order" の明記を欠くもの

E　修道参事会長職の占有者（修道会聖職者の確証を欠くもの）

7	Medici, William	Bened prior: priory 214 (1345)
7	Osanne, John	Bened prior: priory 354 (1350)
7	Guyntran, Stephen	Bened ——: priory 124 (1343)

F　修道士による聖職禄の占有（聖職禄の種別の明記を欠くもの）

8	Tineto, Edmund	Clun monk: benefice 447 (1351)

G　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（慣例として修道会聖職者が占有するもの）

9	Dedeford, John	August canon: vicarage 583 (1357)
10	Thoraldby, William	August canon: vicarage priory 604 (1359)

要するに検証対象者は，A類からG類まで合計22名である。このうちA類の1名は在俗聖職者であり，E類の3名は修道会聖職者の確証を欠いている。従って検証対象者のうちで修道会聖職者は，19名と考えよう。これは修道会聖職者による聖職禄の個人占有に関する事例として，筆者が『教皇令状簿』第3巻の合計635頁から検出しえたもののすべてである。しかも在俗聖職禄の個人占有にいたっては，G類のわずか2名に留まった。事例数にして19名中の2件である。この数字の意味を考えるために，次の比較表を用意した。

【参考－1】　事例の分布密度の比較

(1)　修道参事会による在俗聖職禄の法人占有
（抽出数：19件）対象：101頁以下

Winchester: abbess-convent 112	Antwerp: abbot-convent 140
Barlings: abbot-convent 113	Merevale: abbot-convent 141
Byland: abbot-convent 114	Abingdon: abbot-convent 141

Chaucumbe: prior-convent 114
Abingdon: monastery 114
Hulme: abbot-convent 116
Langley: priory 116
Shaftesbury: abbess-convent 137
Langley: abbot-convent 138
Ascheby: prior-convent 139
Chester: abbot-convent 166
Dore: abbot-convent 167
Wenlok: prior-convent 168
Selby: abbot-convent 169
Fontevraud: abbess-sisters 169
Bardney: abbot-convent 173

---

(2) 在俗聖職者による在俗聖職禄の個人占有
(抽出数：19 件) 対象：101 頁以下

Robert de Whiteney 101
John de Hampslape 101
Paul Bray 101
Edmund Mortein 101
John de Laysthorpe 101
Richard de Clifford 101
Robert de Chikewelle 101
John de Bodringham 102
Gilbert Flaming 102
Edmund de Mersewe 102
William son of R. Saleman 102
William de Barton 102
Alexander Steward 103
John de Loughton 116
Ralph Turvill 116
John la Zouche 116
William de Tichill 117
Simon de Islep 117
John Leche 117

この比較表は，試みに(1)および(2)の双方について上記 19 件と同数の 19 件を抽出したものである。調査の範囲は，いずれも『教皇令状簿』第 3 巻の 101 頁以下である。

まず（1）では最初の 10 頁に関連情報がなく，112 頁でウィンチェスタ聖母マリア女子修道院の修道参事会による法人占有に言及されている。第 19 番の情報はバードニ修道院に関するもので，173 頁から検出された。分布密度は，ほぼ 70 頁で 19 件になる。個人占有は同じ分子 19 件に対して，分母は上記の通り 635 頁であった。

他方（2）では，最初の 101 頁だけからでも 7 件の情報がえられた。分子 19 件に対する分母は，わずか 17 頁である。単純化していえば，毎頁に 1 件の密度になる。しかもこれは在俗聖職者の確証が明記されているものだけ

で，情報の曖昧なものはすべて除外した。

それぞれの情報件数の比較のために，分布密度なるものを比較した。その比較に基づいて『教皇令状簿』第3巻の情報件数については，次の総括が可能であろう。

ア）聖職禄占有に関する情報では，在俗聖職者関係分が圧倒的に多い。

イ）在俗聖職者関係では，在俗聖職禄の個人占有の情報が圧倒的に多い(2)。

ウ）修道会関係の情報は在俗聖職者関係分に比較して格段に少なく，しかもその中では修道参事会による在俗聖職禄の法人占有の情報がまだしも多い(1)。

エ）修道会関係では在俗聖職者と異なって個人占有の情報が少なく，しかもその中では修道会聖職禄に関する情報が大半を占める。

オ）修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有は，わずか2件に留まった。最後の2名とは，あらためていうまでもなく引用［9］および［10］の2名である。

［追 記］　修道会聖職者における〝個人占有〟の意味について

本稿では在俗聖職者のみならず修道会聖職者についても，あえて〝個人占有〟という表現を用いた。では厳密な意味での占有権が修道会聖職者の〝個人〟に与えられるということがありうるか。その聖職禄からの収益を修道会聖職者が〝個人〟として独占的に取得することがありうるか。厳密な意味での占有権はおそらく彼の所属法人に留保され，聖職禄からの収益は原則として法人の年収に編入されたであろう。

推定の根拠は，上記のウィカーリウス職が〝慣例として修道参事会員によって占有され〟てきたという文言にある。占有権が法人に留保されていたからこそ，その慣例が慣例たりえたといえよう。引用［9］や［10］は，なるほど教皇直任の令状である。しかしその直任は，教皇が占有権者としての法人の既得権を追認した上で，慣例の延長上でなされている。ジョンやウィリアムは，ウィカーリウス職の占有権を取得することなく，おそらくは単に

実務担当者として発令されたに過ぎない。いずれにせよ修道院の〝共産制〟のもとにおける彼〝個人〟への給養の実態は，教皇令状の文面から知るべくもない。

本稿で修道会聖職者による〝個人占有〟とはもっぱら令状の書式に関することで，占有認可の令状が在俗聖職者と同様に個人名義で発給されていることを意味する。そのような書式は，在俗聖職者であればまぎれもなく〝個人占有〟のものであろう。在俗聖職者であれば，その令状によって占有権・収益権が彼個人に移転したはずである。

いいかえると令状書式の共通性とは，在俗聖職者のための書式が修道会聖職者にも流用された結果であろう。修道会聖職者に対して占有権が移転したか否かはまさに別個の問題であり，それは具体的な事例にそくして慎重に吟味されなくてはならない。いわゆる〝慣例として修道参事会員によって占有され〟てきたものについては，占有権の個人への移転がないものと見なしておきたい。

[Ⅳ]

本節では『教皇令状簿』第4巻を検証の対象とするが，第4巻には注目すべき情報が多いので，それらの検証は次節にも及ぶ。

[1] ①"To John de Wetwang, *monk* of Fountains. Extension of dispensation ..... to be appointed to all administrations of his order, *short of the abbatial,* so that he may hold any dignity thereof, *including the abbatial* (1390)"—— *Ibid.,* p. 342. ②"To John de Wetwang, Cistercian monk of Fountains. The like [conferring on him the dignity of *papal chaplain,* with the usual privileges] (1396)" —— *Ibid.,* p. 299.

令状①は修道会聖職者による修道会聖職禄の占有認可を更新し，さらに対象を拡大したものである。旧認可は修道院長職をその対象から除外していたが，新認可はそれをも許容している。前節［第1表］でいえば，D類〝修道会聖職者による同一修道会内での役職占有〟に相当する。なおこのジョン

は，後日の令状②によって〝教皇礼拝所司祭〟の称号を与えられた。この称号については，後段であらためて言及する。

［2］ ①“(1) To John de Kyrton, *canon* of the Premonstratensian monastery of Neuwo [Newbo], in the diocece of Lincoln, *papal chaplain*. (2) Reservation of a benefice with or without cure, value 40 marks, (3) even if a chantry(*cantoria*), in the gift of the abbot and convent, and ／ accustomed to be held by canons of the said monastery (1392)”—— *Ibid.*, p. 424. ②“To John Kyrton, Premonstratensian canon of Neubo, in the diocese of Lincoln. Conferring on him the dignity of *papal chaplain* (1391)”—— *Ibid.*, p. 280.

令状受給者ジョンはプレモントレ修道会に所属し，ニューボウ修道院の修道参事会員である。令状は聖職禄の予約の文書で，司牧義務の有無を問わず年収額 40 マーク相当のものが予約された。第(3)項では，同修道院参事会から彼にカントーリアすなわち小礼拝堂を贈与させるばあいをも想定し，その小礼拝堂でもよいという。

令状①では，暫定的に小礼拝堂を与えることの可能性を示唆している。年収額 40 マークとはウィカーリウス職でいえば高額の部類に属し[1]，聖堂区司祭職ではほぼ中程度に相当する[2]。単なる小礼拝堂の年収では，その金額に遠く及ばない[3]。しかもその小礼拝堂については，第(3)項の斜線以下で〝慣例として同修道院の参事会員が占有するもの〟と付記されている。

1）試みに第 4 巻の引用［10］の頁（280 頁）以降から，イングランドのウィカーリウスの年収に関する情報を網羅的に抽出した。最初の数字は 60 マークのものが 1 件あること（380 頁にあること）を示す。以下同様。40 マークの事例が 7 件であった。60(380)；50(390)；40(334, 351, 413, 439, 472, 473, 524)；35(534)；30(415, 426)；15(523)

2）同様に聖堂区司祭職の年収額に関する情報を抽出した。200(505)；160(419)；150(419)；120(462)；100(327, 353, 441, 468)；80(512, 532)；70(406, 531)；60(414, 523, 529, 543, 544)；65(544)；58(430)；50(379, 421, 462, 500, 520, 530, 545)；46(365)；40(338, 352, 398, 406, 438, 473, 511, 531)；30(363, 388, 435, 519)；25(413, 519)；24(431)；20(354, 426, 426, 428, 510, 510)；18(519)

3）①“ ..... his chantry in the chapel of Malton Castle, in that diocese [York], value 10 marks ..... (1389)”—— *Ibid.*, p. 327. ②“ ..... a perpetual

benefice without cure, called a chantry in St Mary's chapel, in the cemetery of the [cathedral] church of St David's (1389)"—— *Ibid.*, p. 346. ③" ..... John ..... holds in the [cathedral] church of London a certain perpetual benefice without cure, called a chantry(*cantoriam*), value 15 marks (1391)"—— *Ibid.*, p. 388. ④" ..... a certain benefice without cure, called a chantry in Chichester (1391)"—— *Ibid.*, p. 402. ⑤" ..... a certain perpetual benefice called a chantry, value 8 marks, in the said [collegiate] church [of All Saints, Derby] (1391)"—— *Ibid.*, p. 418.　　年収額は①で10マーク，③で15マーク，⑤で8マークとなっている。また②③④では，司牧義務を伴わないものとされている。

ではカントーリアとは一般に在俗聖職禄か，それとも修道会聖職禄か。おそらくいずれのばあいもありえよう。しかし問題のカントーリアに限っていえば，在俗聖職禄であったと見なされる。何故か。逆に修道会聖職禄であれば，あえて〝慣例として同修道院の参事会員が占有するもの〟と付記する必要がない。従ってこの事例は，前出［第1表］のG類に相当する。

なお令状①の意図は，とりあえず同参事会の責任で財源を調達させ，後に別途に応分の聖職禄を与えるということであろう。その別途の聖職禄については，司牧義務の有無を問わないというだけで種別が不明である。従って別途の聖職禄に関していえば，むしろF類として扱うべきか。

ともあれここでは『教皇令状簿』第4巻にこのような事例もあること，さらにこのジョンもまた〝教皇礼拝所司祭〟であることを指摘しておきたい。

［3］ ①"Mandate to collate and assign to John Prestwold, canon of the Gilbertine priory of Sixill [Sixhill], in the diocese of Linconln, the perpetual *vicarage* of Prestwold in the same diocese, ／ wont to be held by canons of Sixill ..... (1391)"—— *Ibid.*, pp. 414f. ②"Mandate to reserve to John Herst, Benedictine monk of St John's, Colchester, in the diocese of London ..... a *benefice,* with or without cure ..... in the common or several gift of the abbot and convent of the said monastery, and ／ accustomed to be held by monks thereof (1395)"—— *Ibid.*, p. 520.

令状①では，修道会聖職者がウィカーリウス職へ任命されている。しかしウィカーリウス職が慣例として修道参事会員によって占有されているという

点で，引用［2］と共通している。令状②のベネフィキウムも，慣例として修道士が占有するという。

［4］①“Mandate to appropriate the parish church of Fyndon [Findon] in the diocese of Chichester, value 50 marks, to the [cathedral] church of Rochester ..... On the resignation or death of the present rector, the church [of Findon] ／ may be served by a *monk* of Rochester, to be appointed and removed at the sole pleasure of the prior (1395)”——*Ibid.,* pp. 520f. Cf. also pp. 519(bis), 520, 523. ②“ ..... the Augustinian prior and convent of Wroxeston [Wroxton], in the diocese of Lincoln, that on the resignation or death of the perpetual vicar of the parish church of Wroxston, situated within the limits of, and appropriated to, the said monastery, they may cause the church ／ to be served by one of their *canon,* or by a *secular priest,* removable at their sole pleasure ..... (1395)”——*Ibid.,* p. 523. ③“ ..... the Benedictine priory or cell of St Davids, Kylpek [Kilpeck], in the diocese of Hereford. Indult to cause, on the resignation or death of the perpetual vicar, the vicarage of Dewchurch ..... ／ to be served by a *secular* or *regular* priest appointed and removed at the pleasure of the prior (1396)”——*Ibid.,* p. 534. ④“ ..... the Benedictine priory or cell of St Leonard, Stanley, in the diocese of Worcester. The like indult to cause [the perpetual vicarages of Erlingam and Coueley, in the said diocese]／ to be served by a *secular* or *regular* priest ..... (1396)”——*Ibid.,* loc.cit.

まず令状①は，端的にいえば寄進を認可したものである。フィンドン聖堂区の司祭職がロチェスタ司教座の修道参事会へ寄進されることになった。現職司祭が辞職あるいは死亡したばあいには，司祭職の執行者にロチェスタの修道士を充てることも許容され，その任命権・解任権は排他的に参事会長の裁量に委ねられた。いわば慣例として修道士を充てることに道を開いたことになろう。それに対して令状②以下では，修道会聖職者のみならず在俗聖職者を充てることも許容されている。両様の選択がありえたといえよう。

以上4件の引用のうちで最初の［1］は，前節［第1表］のD類に相当する。ほかの3件はG類に含まれよう。いいかえるとこれらは，いずれも

前節にそれぞれ先例をもっていた。それに対して，次の事例はどのように解釈すべきか。

［5］“(1) To Thomas de Bradeley, Augustinian *canon* [regular] of St Mary's [Spital] ..... without the walls ..... London. (2) Indult, in consideration of his labours and expenses in opposing rebels of the Roman church, to hold a *secular* benefice or benefices, with or without cure, (3) not in cathedral or collegiate churches; (4) so, however, that he may not hold at the same time more than one (*plura*) (1389)”—— *Letters,* IV, 324.

令状受給者トマスは，第(1)項に明記の通り修道参事会員である。この令状は，少なくとも文面から見る限り，彼個人に在俗聖職禄の占有を認可したものである。それが司牧聖職禄であるか，あるいは非司牧聖職禄であるかは問わない。第(2)項の挿入句によれば，彼はローマ教会への反逆者に対抗して労力・出費を惜しまなかった。令状の発給者はボニファーティウス9世であり，すでに大分裂が始まっていた。反逆者とは対立教皇クレーメーンス7世への加担者であろう。

第(3)項は，司教座聖堂や〝collegium: collegiate church〟すなわち在俗参事会聖堂[4]の聖職禄を対象から除外している。要するにそれらの参事会員聖職禄つまりプレベンダが除外された。第(4)項は，複数聖職禄の同時占有を禁止している。

4）筆者はこれまでコレーギウムに〝在俗共住聖堂〟という訳語を充ててきたが，今後はそれを〝在俗参事会聖堂〟に改めたい。

この認可は，個人の労力・出費に対する報酬である点で，また〝慣例として修道参事会員によって占有され〟るものに限定されない点で，前節のG類と顕著に異なっている。いいかえると，ここには彼の所属法人の占有権を示唆する文言がない。彼は在俗聖職者と同一の資格において，あるいは在俗聖職者と同一の意味での〝個人占有〟を容認されたことになろう。

［6］“(1) To Thomas Wyke, Friar Minor [Franciscan], S.T.M.

(2) Dispensation to him, who on account of the leprosy with which he has been smitten is segregated from the common fellowship (*consortio*) of his order, and is without means of subsistence, (3) to hold a benefice (4) even if an office without cure (*simplex*), or a poor hospital, or a hermitage (1392)"—— *Ibid.*, p. 454.

このトマスもまた修道会聖職者である。彼はハンセン病の患者であり，同僚から隔離されて生存の手段をもたない(2)。この令状は，彼の生存保障のために何らかのベネフィキウムの占有を認可したものである(3)。第(4)項はその聖職禄の種別を例示し，まず司牧義務を伴わない〝単純聖職〟でもよいという。あるいは貧者のための施療施設か隠修士の独房かのいずれかの可能性も示唆された。

修道会の〝共産制〟から隔離した結果として，修道会の法人財産の枠外で何らかの生存手段を保障する必要が生じた。在俗聖職禄に適切なものがあれば，それを充当することも許容された。このばあいもまた〝慣例として修道参事会員によって占有され〟るものという限定がない。

これら2名のトマスは，引き続き修道会聖職者の身分に留まったであろう。しかし在俗聖職禄との関係では，在俗聖職者と同一の意味でその〝個人占有〟を容認されたことになろう。前者はいわば論功行賞であり，後者はやむをえざる便法というべきか。

ところで『教皇令状簿』第4巻には，これまで一連の引用と比較してそのいずれとも異質の情報がある。

[7] "To Arnold Brocas, *rector* of St Nicholas's, Guldeford [Guildford], in the diocese of Winchester ..... Dispensation to him, who ..... holds canonries and prebends in the Benedictine monastery of Werwell [Wherwell], in the above diocese (in which, besides the abbess and convent, there are *secular canons* with *prebends*) and [in the cathedral church of] Wells ..... (1390)"—— *Ibid.*, p. 340.

令状受給者は，ギルファドの聖堂区司祭つまり在俗聖職者である。彼はウェアウェルの女子修道院とウェルズ司教座との双方で，カノニクスでありプレベンダを占有しているという。カノニクスは在俗参事会員を意味するほ

かに，アウグスティノ修道会の修道参事会員の呼称でもある。しかしプレベンダは，在俗参事会員の身分に固有の聖職禄である。

女子修道院でのカノニクス・プレベンダとは何か。その疑問には，挿入節それ自体が答えている。そこには，女子修道院長・女子修道参事会のほかに在俗参事会が併設されており，在俗参事会員のためのプレベンダが存在した。在俗参事会は，女子修道院の管理運営の支援組織であろう。

[8] "To the archdeacon of Durham. Mandate to collate and assign to William de Waltham, canon of Salisbury, if found fit after examination, the canonry and prebend of Chalk in Wilton —— in the church of which monastery, in addition to the abbess and convent, there are a number of *secular canons* holding *prebends* ..... (1395)" —— *Ibid.*, p. 505. Cf. also pp.174, 181, 510.

ダラム司教補佐への令状である。指示事項はソールズベリ司教座の在俗参事会員ウィリアムのためにウィルトン女子修道院においてカノニクスの資格を与え，チョークの所領からの収益をプレベンダとして取得させることである。上記のウェアウェルのばあいと同様の挿入節があり，在俗参事会の併設が確認される。

[9] ①"To John Prata, canon of St Asaph ..... he has lately had provision from the present pope of the church ..... ; of a benefice ..... and subsequently of a *canory,* with expectation of a *prebend,* of St Mary the Virgin, Winchester (1390)"—— *Ibid.*, p. 338. ②"To the Benedictine abbess and convent of St Mary's, Winchester ..... (1391)"—— *Ibid.*, p. 406. Cf. also p. 366.

ウィンチェスタ聖母マリア聖堂は，令状②の記載からして女子修道院である。ジョンはそこでまず在俗参事会員の資格を取得し，プレベンダを予約されていた。

[10] ①"To the bishop of Bath. Mandate, after due examination, to give to William de Walsham, rector of Bonnebry [Bunbury], in the diocese of Lichfield, the *canonry* and *prebend* of Shaftesbury ..... (1368)"—— *Ibid.*, p. 73. ②" ..... the *canonry* and prebend of Gyllyngham [Gillingham], in the nuns' church of Shaftesbury, in the

diocese of Salisbury ..... (1397)"—— *Letters,* V, 85. ③"To Walter de Sevenhampton, M.A. canon of Romsey. Confirmation of the collation ..... of the canonry and prebend of Timberbury in Romsey ..... Walter holds also the church of Alresford [co. Hants] ..... (1363)"—— *Ibid.,* p. 34.

令状②は『教皇令状簿』第5巻からの引用であり，これから逆に令状①の意味が判明する。シャフツベリのカノニクスとは，女子修道院に在俗参事会が併設されており，その参事会員であったことを示す。最後のラムジとは女子修道院であり，そこにも在俗参事会が併設されていた。

[11] ①"To the prior of Lanston [Launceston] in the diocese of Exeter. Mandate to confirm to William de la Haye, if found fit after the usual examination in Latin, the Benedictine *priory* of Tywardrayth [Tywardreath], dependent on no monastery, and value 7 *l.* of which he is canon [*sic*], and which he obtained by collation of the bishop of Exeter ..... (1372)"—— *Ibid.,* p. 174. ②" ..... William del Hay, *monk* of the priory of Tewardrayth in Cornwall ..... (1370)"—— *Calendar of the Patent Rolls, 1370-74,* p. 5. Cf. also pp. 7,376.

これは引用［7］以下の事例と基本的に共通しているが，2点において異なっている。まずウィリアムは，令状②から知られるように修道士であって在俗聖職者ではない。ほかにタイワドレスの修道院は〝修道士〟で構成され，女子修道院ではない。いずれにせよウィリアムは，修道士でありながら所属修道院の在俗参事会員であり，後にその修道参事会長職つまり院長職を取得している。令状①は，ランサン修道参事会長にウィリアムの院長職の追認を指示したものである。

その院長職追認に先だって，ランサン修道参事会長はウィリアムのラテン語能力について試験の実施を指示された。同様の試験については，上記の［8］および［10］でも言及されている。

なお修道院併設の在俗参事会員聖職禄は，必ずしも第4巻で初出するものではない。しかし第3巻以前では情報が簡略で，一見したところその弁別が困難である[5)]。

5）①"Provision of the canonry and prebend of *Wherwell,* void by the consecration of Robert [Stratford], bishop of Chichester, papal chaplain (1343)"—— *Letters,* III, 78. Cf. also pp. 129, 199, 201, 257, 316, 430, 546, 568. ②"Provision of a canonry of *Wilton,* with expectation of a prebend ..... (1342)"—— *Ibid.,* p. 57. et passim. ③" ..... provision ..... of a canonry of *St Mary's, Winchester,* with expectation of a prebend (1343)"—— *Ibid.,* p. 99. et passim. ④" ..... provision of a canonry of *Romsey,* with expectation of a prebend (1343)"—— *Ibid.,* p. 59. et passim.　令状①から③までは，第4巻によって修道院併設であることが知られている。最後のラムジについては，引用［10］③で説明の通りである。

*　*　*　*　*

本節の〈要約〉に当って，前節と同様に検証対象者の一覧表を提示しよう。

【第2表】 検証対象者一覧表（第4巻：1362-1404　その1）

A　在俗聖職者による修道参事会長職の受託占有　例示省略
B　在俗聖職者から修道会聖職者への移籍者による聖職禄の占有　例示省略
C　修道会聖職者による修道参事会長職等の占有　例示省略

D　修道会聖職者による同一修道会内での役職占有
1　Wetwang, John　Cist monk: dignity 342 (1390) PC

E　修道参事会長職の占有者（修道会聖職者の確証を欠くもの）　例示省略
F　修道士による聖職禄の占有（聖職禄の種別の明記を欠くもの）　例示省略

G　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（慣例として修道会聖職者が占有するもの）
2　Kyrton, John　Prem canon: chantry 424 (1392) PC
3　Prestwold, John　Gilb canon: vicarage 414 (1391)
3　Herst, John　Bened monk: benefice 520 (1395)
4　——, ——　Bened monk: church 520f (1395)

4	——, ——	August canon: church 523 (1395)	*
4	——, ——	Bened priest: vicarage 534 (1396)	*
4	——, ——	Bened priest: vicarage 534 (1396)	*

* secular or regular（引用［4］参照）

なおH　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（J類中の特異例？）

5	Bradeley, Thomas	August canon: benefice 324 (1389)
6	Wyke, Thomas	Franc friar: benefice 454 (1392)

I　修道院併設の在俗参事会員聖職禄の占有

7	Brocas, Arnold	rector Guildford: Wherwell 340 (1390)
8	Waltham, William	canon Salisbury: Wilton 505 (1395)
9	Prata, John	canon St Asaph: St Mary Win 338 (1390)
10	Walsham, William	rector Bunbury: Shaftesbury 73 (1368)
10	Sevenhampton, Walter	rector Alresford: Romsey 34 (1363)
11	Haye, William de la	Bened monk: Tywardreath 174 (1372)

なおH類に〝J類中の特異例？〟と付記しておいたが，J類については後述する。

〈要約〉

○　第1点　『教皇令状簿』第3巻に続いて第4巻でもG類が検出された。件数はやはり少ないが，G類は第4巻でも持続している。その中には新規に修道会聖職者の占有に道を開くものがあり，また修道会聖職者か在俗聖職者か両様の選択を許容する事例も見られた。しかもその選択は，排他的に修道参事会長に委ねられている。G類の書式は在俗聖職者の個人占有と共通しているが，原理的には法人占有であろうか。

○　第2点　新たにH類として〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有〟の事例が2件だけ検出された。1件は〝大分裂〟の状況下での論功行賞であり，他の1件はハンセン病による隔離の事後処理であった。もはや法人占有とは見なしがたい。従ってこれらはまさに本稿の中心課題そのものに触れるが，これらに対する解釈は次節でなされる。

○　第3点　最後にI類として〝修道院併設の在俗参事会員聖職禄の占有〟の事例を引用した。5例中の4例が女子修道院のものであり，また最後の事例では修道会聖職者が在俗参事会員のための聖職禄を占有している。これらは，必ずしも第4巻初出ではない。しかし第3巻以前では情報が簡略で，一見したところ修道院併設か否か弁別が困難であった。

[V]

本節では，前節に続いて『教皇令状簿』第4巻を検証の対象とする。あらためて本稿冒頭の事例すなわち序説《はじめに》の事例に注目しよう。とりわけ令状の書式あるいは項目の構成が問題になる。

[0]　"(1) To John Preston, *monk* of St Augustine's without the walls, Canterbury, S.T.M. papal chaplain. (2) Grant to hold a benefice with cure, (3) even one accustomed to be held by secular clerks, (4) and to exchange it as often as he will for a similar benefice(1395)"—— *Letters,* IV, 523.

まず第(1)項はこの令状の受給者を示しており，その点ではこれまで一連の引用と異なるところがない。令状の主文は第(2)項以下であり，この令状それ自体はジョンにしかるべき聖職禄の占有を認可したものである。第(3)項は，その聖職禄の種別について〝慣例として在俗聖職者によって占有されるもの〟でもよいという。令状受給者ジョンは修道会聖職者であるにもかかわらず，在俗聖職者の聖職禄つまり在俗聖職禄の占有をも許容された。さらに第(4)項では，それを〝類似の聖職禄〟と交換すること，しかも任意の回数にわたって交換することも認可された。

修道会聖職者による在俗聖職禄の占有は，なるほど前節でも2件検出された。しかしそれらは〝慣例として修道参事会員によって占有され〟てきたものであった。それに対してこの第(3)項では，新規に〝慣例として在俗聖職者によって占有されるもの〟をも許容しようという。前者を既得権の追認というならば，後者は特権の新規設定である。

また前者においては個人占有か法人占有か，厳密にいえば若干の疑問が残った。法人占有を前提として，単に実務担当者が指名されたに過ぎないという解釈もあろう。それに対してこの第(3)項には，もはや法人占有の可能性が希薄である。法人占有の可能性を希薄とする根拠については，本稿の末尾であらためて言及する。

ところで引用［0］の書式や項目構成は，どのように解釈すべきか。

［1］“(1) To Ebulo Strange, *rector* of Gresford, in the diocese of St Asaph [Wales]. (2) Dispensation to him, who ..... holds also the free chapel of Hempton [Hampton], in the diocese of Lichfield, and ..... to hold one other benefice with cure, (3) even a major elective dignity with cure in a cathedral, (4) and to exchange it and his said church [chapel] as often as he pleases for two similar or dissimilar incompatible benefices (1391)”—— *Ibid.*, p. 357.

上記のジョンは修道士であったが，この令状の受給者はレークトルすなわち聖堂区司祭であり，在俗聖職者である。引用［0］とは，その点において決定的に相違している。しかし第(2)項以下は，書式・構成において基本的に同一である。

第(2)項はまず挿入節でこの司祭の別な聖職禄に言及し，主節では聖職禄の追加占有を認可している。複数聖職の兼任認可の令状であるが，要するに聖職禄の占有認可という点において，引用［0］と共通している。

第(3)項では，追加の聖職禄が〝いずれかの司教座聖堂におけるディーグニタース〟でもよいと書かれている。しかもそのディーグニタースには〝高位の・選挙対象の〟という形容詞が付記され，またそのディーグニタースは司牧の権利・義務を帯びたものでもよいという。ディーグニタースが〝高位の・選挙対象の〟ものであるというのは，どのようなことか。その点については別稿で詳細に検討することとして，ここではとりあえず司教座聖堂の参事会長職がそれに該当することを指摘するに留める。いずれにせよ，この第(3)項もまた基本的に聖職禄の種別を規定している。

さらに最後の第(4)項には，占有聖職禄が2件になることからして文言になるほど若干の相違がある。また交換対象が〝類似の聖職禄〟でなくともよい

とされ，その点にも相違がある。しかしそれら聖職禄の交換を，しかも任意の回数にわたる交換を認可している点においては引用［0］と完全に共通している。

書式・構成を別とすれば，内容において第(3)項に顕著な相違点がある。修道士ジョンは単に修道会聖職禄のみならず，在俗聖職禄の占有をも許容された。グレスファドの聖堂区司祭は現にハムプトンの自由礼拝所を占有しており，ほかに上記のディーグニタースの追加占有を認可された。いずれも在俗聖職禄であり，修道会聖職禄は認可対象になっていない。ほかに後者のばあいは，第(3)項が司教座参事会長職の占有をも許容している。それは逆にいえば参事会長職を超えて司教職にまで及ぶことがないという意味であり，聖職禄のいわば等級に関して上限を設定したものである。在俗聖職者に関しては，この事例のように第(3)項が聖職禄の種別の規定とはいっても，大半は上限設定の文言になっている。

引用［1］は，説明の便宜のために文言がまだしも単純明快なものとして選択した。しかし引用［0］における4項目の構成は，修道会聖職者のみならず在俗聖職者にも共通して見られる。ここではまずその事実を確認しておきたい。

［2］“(1) To William de Dyngthon [Dighton], *canon* of Salisbury. (2) Dispensation to him ..... who is secretary of king Edward ..... to receive, instead of Stayndorp or of one of his aforesaid other two benefices, a dignity, (3) even if in a cathedral church and elective, (2) *personatus* or office, with or without cure ..... (4) He may exchange such dignity etc. as often as [he pleases] for another similiar or dissilimilar dignity ..... (1363)”—— *Ibid.*, p. 63. Cf. also p. xix (Addenda and Corrigenda).

この原文は26行に及んでいるが，骨格だけを引用した。令状の書式・構成においては引用［1］と基本的に変わるところがない。相違点は第(2)項が中断二分されていることで，第(3)項は〝ディーグニタース〟だけについてその上限を規定している。占有認可の対象はまずその〝ディーグニタース〟か〝ペルソーナートゥス〟か，あるいは〝オフィキウム〟かと書かれている。

なおこの令状は，この書式・構成をもつものとして『教皇令状簿』第4巻で最古のものである。しかも第4巻で最古であるということはとりもなおさず『教皇令状簿』で最古であることを意味し，第3巻以前にはその完全な類例がない。

第(3)項は，このばあいも聖職禄の上限を規定している。司教座聖堂におけるディーグニタースでしかも選挙対象のものといえば，司教座の参事会長職である。ウィリアム自身はソールズベリ司教座の参事会員であり，在俗参事会の構成員であることからして在俗聖職者である。この令状では，いずれかの司教座での参事会長職が上限になっている。

第(2)項後半の〝ペルソーナートゥス〟は，原文でもやはり斜体字で書かれている。これが〝ディーグニタース〟や〝オフィキウム〟とどのような関係にあるか。その詳細の検討は別稿に譲り，ここではこれら3語の間に厳密な境界線がないことを指摘するだけに留めよう。要するに第(2)項では，その聖職禄が各地各様に〝ディーグニタース，ペルソーナートゥスあるいはオフィキウム〟などと呼ばれているもののいずれでもよいという[1]。

1）①"DIGNITAS, in Ecclesiasticis beneficiis, dicitur, quando beneficium habet administrationem rerum Ecclesiasticarum cum jurisdictione; vel ex eo, quod habet nomen dignitatis *cum praerogativa in Choro et Capitulo.*" ②"PERSONA, qui dignitatem habet *cum praerogativa in choro et capitulo.*" ③"PERSONATUS in Monasteriis dicuntur Dignitates, Decani [dean] scilicet, Thesaurarii [treasurer], Cantoris [precentor], etc. quas alibi Officia claustralia vocant."——Du Cange, *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis,* sub nominibus. とりあえず，デュ=カンジュ『中期・後期ラテン語彙』から3項目だけを引用した。最初の①においては〝chorus et capitulus: choir and chapter〟において，すなわち〝聖歌隊席および参事会会議室において〟特権を認められていることが指摘され，その特権的地位こそがディーグニタースであるという。②ではペルソーナの説明として，同じ文言が反復されている。要するに両者の間には，厳密な境界線がない。また③は，ペルソーナ職として参事会長・財務主管・聖歌隊主管を挙げている。〝cancellarius: chancellor〟つまり文書主管もまたペルソーナであろう。

では『教皇令状簿』第4巻において，引用［2］以前に類例がないか。

［3］ ①“ (1) To John de Cressy, *rector* of Thorp, in the diocese of Lichfield. (2) Extention of dispensation granted him as the son of a priest, (4) so that he may exchange his benefice for another (1364)” —— Ibid., p. 38. ②“ (1) To Walter Meysi or Moysi, of the diocese of Hereford. (2) Extention of dispensation on account of illegitimacy —— to be promoted to minor orders —— so that he may be ordained priest and hold (4) and exchange a benefice with or without cure (1364)”—— *Ibid.*, p. 39. Cf. also p. xvii. ③“ (1) To John Saunford, *canon* of London, scholar of arts. (2) Extention ..... of dispensation on account of illegitimacy, so that he may hold additional benefices without cure of souls (1364)”—— *Ibid.*, p. 40.

これらはいずれも非嫡出子に対する教会法上の障害条項の適用免除に関する令状で，その適用免除の拡大を認可したものである。引用［2］以前において類例といえば，これらがまだしもそれに相当する。しかしこれらはいずれも聖職禄の上限に関する第(3)項を欠いており，また令状③は聖職禄の交換認可に関する第(4)項をも欠いている。この欠落がラテン語原典それ自体に由来するものか，あるいは『教皇令状簿』の編者の判断による意識的省略であるか。その点に関しては，断定を保留しておかざるをえない。

なお令状①のジョンは聖堂区司祭であり，また③のジョンはロンドン司教座の参事会員であり，いずれも在俗聖職者である。それに対して②のウォールタにはそのような役職が併記されず，単に〝ヘレファド司教管区の〟とだけ書かれている。このような所属司教管区の併記は在俗聖職者に特有のもので[2]，修道会聖職者については所属修道会かあるいは所属施設の名称が併記される[3]。

2）①“To William de Hexham, clerk, of the diocese of York ..... his institution ..... to the church of Eccleston, value 18 marks, *in* the diocese of Lichfield ..... (1371)”—— *Ibid.*, p. 162. ②“To John Creyby, clerk, *of* the diocese of Lincoln ..... a benefice with cure, whether it be a parish church ..... (1402)” —— *Ibid.*, p. 350. ③“To Thomas atte Welle of Bosyate, priest, *of* the diocese of Lincoln ..... his having accepted ..... the church of Raylegh, *in* the diocese

of London ..... (1375)"—— *Ibid.*, p. 214. ④"To William Ferybi [Feriby], priest, *of* the diocese of York ..... two benefices with cure, even if parish churches ..... (1393)"—— *Ibid.*, p. 465. ⑤"To Richard Bidyk, rector of Bryngton, *in* the diocese of Lincoln ..... (1371)"—— *Ibid.*, loc.cit. ⑥"To William Sendeye, rector of Hadham, *in* the diocese of London(1402)"—— *Ibid.*, p. 353. ⑦"To Hugh Cotinham, priest, a Friar Mior [Franciscan], *of* the diocese of Lincoln(1393)"—— *Ibid.*, p. 286. ／"To John Byr[e]ll, a Friar Minor of the convent of Newcastle, *in* the diocese of Carlisle (*sic*)(1396)"—— *Ibid.*, p. 297.　　最後の令状⑦を別として，すべて在俗聖職者に宛てたものである。⑤および⑥では，それがレークトルすなわち聖堂区司祭の称号によって知られる。また①および②のクレーリクスも，聖堂区司祭職の占有が在俗聖職者であることを示している。さらに③のトマスや④のウィリアムは品級において〝司祭〟であるが，やはり聖堂区司祭職の占有によって在俗聖職者の身分が確認される。斜体字の前置詞に注目されたい。①のウィリアムはヨーク司教管区〝所属〟であり，彼のエクルストンの聖堂は，リチフィールド司教管区〝所在〟である。同様に人の〝所属〟と聖堂の〝所在〟との相違は，③以下にも見られる。その点で⑦の前半はまことに異例である。ヒュー本人はフランシスコ修道会〝所属〟であるにもかかわらず，リンカン司教管区〝所属〟であるかの如く書かれている。しかしこれは，仮に誤植でないとしても，同じ⑦の後半に見られるように，彼の所属施設の〝所在〟を示すものであろう。いずれにせよ令状の文面における司教管区〝所属〟とは，その人物が在俗聖職者であることを示しているといえよう。

3）①"To Nicholas [de Hooe], prior of Norwich (1363)"—— *Ibid.*, p. 33. ②"To John Bromley, Benedictine monk of the [cathedral] church of Winchester (1376)"—— *Ibid.*, p. 220. ③"To David Bossher, Augustinian prior of St Catherine's, Waterford [Ireland] ..... (1363)"—— *Ibid.*, p. 36. ④"To Francis de Cardaliaco, S.T.P., a Friar Minor (1364)"—— Ibid., p. 40. ⑤"To Peter Bricii, a Hospitaller (1380)"—— *Ibid.*, p. 238. ⑥"To Edmund Overlonde, a Carmelite (1375)"—— *Ibid.*, p. 207. ⑦"To Roger Herietsham, monk of [the Cistercian abbey of] St Mary's, Boxle [Boxley], *in* the diocese of Canterbury (1373)"—— *Ibid.*, p. 106. ⑧"To John Marleburgh, Trinitarian friar of Eston, *in* the diocese of Salisbury(1392)"—— *Ibid.*, p. 285.　　これらはいずれも修道会聖職者に宛てた令状である。①および②は，それぞれノリヂ司教座およびウィンチェスタ司教座の修道参事会長であることを示している。また④⑤⑥は修道会への〝所属〟を示すだけで，所属施設の〝所在〟には言及していない。しかし⑦および⑧では，前注の令状⑦後半と同様に，その施設の〝所在〟をも記載している。いずれにせよある司教管区への〝所属〟とは，在俗聖職者に特有の記載であろう。

［4］ ①“ (1) To John de Strensall *rector* of Mixebury [Mixbury], in the diocese of Lincoln. (2) Extention of dispensation so that he may hold and (4) exchange three compatible benefices (3) of which one may be a canonry in a cathedral church and another may have cure of souls (1371)”—— *Ibid.,* p. 163. ②“ (1) To Geoffrey de Glen, *clerk,* of the diocese of Glasgow. (2) Extention of dispensation ..... so that he may hold a second benefice, (3) whether a canonry and prebend or other elective dignity in a cathedral church, and (4) may exchange both (1371)”—— *Ibid.,* p. 166. ③“ (1) To John Barnet, clerk, of the diocese of Lincoln ..... (2) Extension of the dispensations ..... to hold a second benefice with or without cure, (3) even though a dignity, *personatus,* or office, or canonry and prebend in a cathedral church, and (4) to exchange both ..... (1371)”—— *Ibid.,* p. 169.

これらは引用［2］以降のものである。令状①で第(3)項・第(4)項の記載順序が逆転しているとはいえ，また記述に疎密の差異があるとはいえ4項目がすべて揃っている。

［5］ “ (1) To William Nicholai, *of* Schefelde [Sheffield]. (2) Extention of dispensation ..... so that he may hold two other mutually compatible benefices with or without cure, (3) even if they be canonries and prebends or dignities, *personatus,* or offices in metropolitan, cathedral, or collegiate churches, or *in regular places* ..... and (4) may exchange them as often as he pleases for ..... (1395)” —— *Ibid.,* p. 499.

引用［3］②のウォールタは単に〝ヘレファド司教管区の〟とだけ書かれており，しかもこのような記載は在俗聖職者に特有のものであった。このウィリアムのばあいは，さらに簡単に〝シェフィールドの〟としか書かれていない。しかし彼は第(3)項でプレベンダすなわち参事会員聖職禄の占有をも許容されており，この在俗聖職禄の占有認可の事実からして在俗聖職者であることが知られる[4]。なお第3項末尾の斜体字の文言は何か。修道会関係施設であろうか。これがその意味であるとすれば，彼は単に在俗聖職禄のみならず修道会聖職禄の占有をも許容されたことになる。

4）①"To Thomas Leche, clerk, *of* Hereford,B.C.L. Reservation of the canonry and prebend of Llandalandaueylok [Llangyfelach] in [the collegiate church of] Abergwyly [Abergwili, Wales] ..... (1392)"—— *Ibid.*, p. 381. ②"To Richard Possewick, *of* Avignon. Provision ..... of the canonry and prebend ..... (1392)"—— *Ibid.*, loc.cit. ③"To Robert de Halton, priest, *of* Lincoln ..... even if canonries and prebends ..... (1392)"—— *Ibid.*, pp. 436f. ④"To Robert Clerk, *of* Hedon in Holdernesse, priest ..... even if one be an ..... dignity ..... in a cathedral, metropolitan, or collegiate church ..... (1391)"—— *Ibid.*, pp. 390f.　　斜体字の前置詞は，このばあいもまた人の〝所属〟を示すものであろう。いずれも〝所属〟先が地名だけになっていて，司教管区ではない。しかしこれらも在俗聖職禄の占有認可の令状であり，令状受給者は在俗聖職者であろう。逆に修道会聖職者には，このような〝所属〟の記載例が見当らない。

［6］ ①" (1) To John Prophet, *dean* of Hereford. (2) Dispensation ..... to hold for three years two mutually incompatible benefices, (3) even if one be an elective dignity with cure ..... and (4) to exchange them ..... (1395)"—— *Ibid.*, pp. 510f. ②" (1) To John Schirburne, *chancellor* of York, S.T.M. (2) Dispensation, in order to help towards the heavy expense of keeping up the decency of his estate, to hold for seven years ..... one other benefice with cure (3) even if an elective dignity ..... and meanwhile (4) to exchange ..... (1396)"—— *Ibid.*, p. 532. ③" (1) To Walter Medforde, *chancellor* of Chichester. (2) Dispensation ..... to him ..... to hold for life ..... one other benefice with cure, (3) even if it be an elective dignity ..... and (4) to exchange ..... (1396)"—— *Ibid.*, p. 546. ④" (1) To Nicholas Slake, *canon* of the free royal chapel of Windsor. (2) Extension ..... of successive dispensations ..... obtained the above canonry and the *archdeaconry* of Chester ..... so that he may hold any benefice, of any number and kind, with or without cure, (3) even if pontifical dignities ..... and (4) may exchange ..... (1395)"—— *Ibid.*, p. 506.

これらの役職名に注目しよう。最初のジョンはヘレファドの司教座参事会長であり，令状②③のジョンおよびウォールタはそれぞれヨークおよびチチェスタの司教座参事会における文書主管である。最後のニコラスはウィン

ザ王立自由礼拝所の参事会員であり，また第(2)項の挿入節から知られるようにチェスタの司教補佐であった。いずれも在俗聖職者の役職である。引用［2］のウィリアムは，ソールズベリ司教座の一般参事会員であった。それに対してこれら4名は，要職参事会員である。要職参事会員もまたこの種の4項目構成の令状を受給しえた。

ところでこの4件は，いずれも1395年とその翌年のものである。ここで何故この2年間を選んだか。本稿の序説すなわち《はじめに》において，筆者は問題の所在を説明すべく，4名の修道会聖職者について4件の令状を例示した。そのうちの3件は1395年のものであり，残りの1件はその翌年に発給されている。引用［6］の4件は，まさに同じ時期のものから比較の対象として選ばれた。引用［5］も1395年ものである。

ではこの2年間に，在俗聖職者にはこの種の令状が何件発給されているか。1395年においては，引用［5］の1件および［6］の3件を含めて合計17件である。翌年については，やはり引用［6］の2件を含めて，合計11件である。要するに在俗聖職者については，この2年間の合計が28件にのぼっている[5]。『教皇令状簿』第4巻全体では，おそらく数百件に及ぶであろう。

5）① [1395]: John Ixworth(500), William de Lalanad(500), John Maydenhithe(506), Richard Pittes(507), Richard Lopham(508), Richard Hals(508), Maurice Macgallenanem(508), Richard Ofeargayl(509), Llewelyn ap Rys(509), William Flete(510), John Brocle(510), Richard Corteney(510), John Bernardi(511), Thomas Pattesle(512). ② [1396] : John Atwalle(314), John Brethe(532), John Milner(543), William Brynkelowe(543), William Spaldewick(543), William Rede(544), Thomas Jokflete(545), John de Ikelyngton(545), Geoffrey Davenport(546). 上記一連の引用のほかにこの22件があり，2年間の合計は28件になる。（ ）内の数字は，第4巻での頁を示す。

ほかに1件の引用を追加しておきたい。

［7］ ①“(1) To Thomas Wardroper [Wardrobere], rector of Stykeney [Stickney, Stekoney], in the diocese of Lincoln. (2) Exten-

sion of succesive dispensation ..... so that he may hold two other mutually compatible benefices (3) even if canonries and prebend ..... and (4) may exchange them ..... (1392)"—— *Ibid.*, pp. 438. ②"To Master Thomas Wardrobere, rector of Stekoney, in the diocese of Lincoln. The like [conferring on him the dignity of *papal chaplain,* with the usual privileges (1400)"—— *Ibid.*, p. 310.

令状①それ自体は，これまで一連の引用と基本的に変わっていない。ここではトマスが後に〝教皇礼拝所司祭〟のディーグニタースを与えられていることを指摘しておこう。令状②の斜体字の文言がそれである。

*　*　*　*　*

本節の〈要約〉に当って，これまでと同様に検証対象者の一覧表を提示しよう。

【第3表】 検証対象者一覧表（第4巻：1362-1404　その2）

J	修道会聖職者による在俗聖職禄の占有：序説《はじめに》で引用	
0	Preston, John	Bened monk: 523 (1395), PC
	Colchestre, John	Bened monk: 523 (1395), PC
	Chislampton, John	Cist monk: 524 (1395), PC
	Rypun, John	Bened monk: 534 (1396), PC
K	在俗聖職者による在俗聖職禄の占有	
2	Dighton, William	canon Salisbury 63 (1363)
3	Cressy, John	rector Thorp 38 (1364)[a)]
3	Meysi, Walter	—— diocese Hereford 39 (1364)[b)]
3	Saunford, John	canon London 40 (1364)[c)]
4	Strensall, John	rector Mixbury 163 (1371)
4	Glen, Geoffrey	clerk diocese Glasgow 166 (1371)
4	Barnet, John	clerk diocese Lincoln 169 (1371)
1	Strange, Ebulo	rector Gresford 357 (1391)
7	Wardroper, Thomas	rector Stickney 438 (1392), PC
5	Nicholai, William	——"of Sheffield" 499 (1395)

6	Slake, Nicholas	canon Windsor[d)] 506 (1395)
6	Prophet, John	dean Hereford 510 (1395)
6	Schirburne, John	chancellor York 532 (1396)
6	Medeforde, Walter	chancellor Chichester 546 (1396)

a)&b) 第(3)項を欠く　　c) 第(3)項・第(4)項を欠く
d) The king's free chapel of Windsor (secular college)

本稿全体の検証対象は，あらためていうまでもなく修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有であり，本節もまたその例外ではない。それにもかかわらず，引用［1］以下のK類はすべて在俗聖職者関係の令状である。何故か。いうまでもなく修道会聖職者との比較のためである。

本節の引用［0］は序説《はじめに》からの再度の引用であるが，これこそは修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有の典型例にほかならない。しかもそれは『教皇令状簿』第4巻において，また『教皇令状簿』全体において初出の事例であった。同種の事例は，第4巻でほかに3件あり，それら4件はすでに序説で引用している。この表ではそれらをJ類として再掲した。

なおJ類の4名には，序説で指摘の通り〝教皇礼拝所司祭〟の称号が確認された。一覧表における〝PC〟の記号がそれである。彼らがいずれも〝教皇礼拝所司祭〟であるということの意味については，後段であらためて言及する。

〈要 約〉

○　第1点　このJ類に見られるような書式・項目構成は，むしろ在俗聖職者関係の令状において広範に見られた。K類がその事例であり，在俗聖職者関係の事例は1395年およびその翌年の2年間だけで合計28件にのぼった。『教皇令状簿』第4巻全体では，おそらく数百件に及ぶであろう。それに比較すれば，修道会聖職者関係の4件とは第4巻全体を通じてなお4件であり，まさに僅少といわざるをえない。

○　第2点　在俗聖職者に関しては，J類と共通の書式・項目構成が1363年の事例すなわち引用［2］において初出した。いいかえると修道会聖職者

に関しては，初出がほぼ30年遅れることになる。その事実は何を意味するか。そのような書式の認可はまず在俗聖職者を対象とするものであり，それが後に修道会聖職者へも拡張されたといえないか。検出件数の圧倒的優劣は第1点で指摘の通りであり，そのこともまた在俗聖職者から修道会聖職者への認可対象の拡張を想定させる。J類の4例は，在俗聖職者つまりK類との対比において，そのようなものとして理解すべきであろう。

○　第3点　ところでJ類は，修道会聖職者による在俗聖職禄の占有という点で前節までのG類と共通していた。しかしG類の聖職禄は，在俗聖職禄といいながらも慣例として〝修道会聖職者〟が占有するものであった。一方でJ類の聖職禄は慣例として〝在俗聖職者〟が占有するものであり，両者の相違はまさにその点にある。

[VI]

本節では『教皇令状簿』第5巻について検証を続けるが，それに先だってこの第5巻それ自体の特異性に触れておこう。第5巻は下限が第4巻と一致しており，両者の対象時期は9年間にわたって重複している[1]。時期の重複の結果として，内容の一部にも重複がある[2]。ともあれ本節では，第5巻から特徴的な情報を抽出し検討する。

1）『教皇令状簿』の各巻が対象とする時期は，以下の通りである。

第1巻	1198〜1304	第4巻	1362〜1404	第7巻	1417〜1431	第10巻	1447〜1455
第2巻	1305〜1342	第5巻	1396〜1404	第8巻	1427〜1447	第11巻	1455〜1464
第3巻	1342〜1362	第6巻	1404〜1412	第9巻	1431〜1447	第12巻	1458〜1471

下限の一致すなわち対象時期の重複は，第8巻・第9巻においても見られる。

2）　①“ ..... John Rypun, monk of Durham, claims to be a papal chaplain; the pope's late grant to him to hold a benefice with or without cure, even if wont (accustomed) to be held (served) by secular clerks, and to exchange ..... (1397)”——*Letters*, V, 20. ②“[John] Preston, who formerly received indult (grant) ..... to hold a benefice with cure, even if (one) wont (accustomed) to be served (held) by secular clerks, and to exchange it as often as he wished (will)

..... (1397)"—— *Ibid*., p. 150. この2名については，序説《はじめに》において第4巻から関連情報を引用しており，前出［第3表］ではJ類として扱っている。これもまた内容の重複といえよう。なお（ ）内の文言は第4巻のもので，第5巻では訳文の用語の選択に相違が見られる。

最初に若干の特異事例に触れておこう。

［1］ "(1) To John [Attilburgh], Cluniac *prior* of Bermondeseye, in the diocese of Winchester. (2) Dispensation, in consideration of the great quantity of money which he spent agaist schismatics and rebels of the Roman church, to hold for life, together with his priory, which has *cure* of souls ..... (3) a benefice with *cure* accustomed to be *served by religious only*, even if a parish church(1397)" ——*Letters*, V, 77.

ジョンは現に修道参事会長であり，この令状はその修道参事会長職のほかにも1件のベネフィキウムの終身占有を認可したものである。文面によれば彼の参事会長職それ自体がすでに司牧聖職禄であり，その上にやはり司牧聖職禄の追加占有を認可された。さらに第(3)項では，追加占有の対象が〝慣例として修道会聖職者のみをその勤務者とする〟ものであり，それ自体が聖堂区聖堂つまり聖堂区司祭職でも構わないという。

これは一方においてまさに，第4節［第2表］のG類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（慣例として修道会聖職者が占有するもの）〟に相当する。しかしその一方第(2)項の挿入句によれば，大分裂の状況下において分裂派・反逆者との抗争で彼の出費が多額にのぼっているという。要するにこの追加占有の認可は論功行賞であり，その点ではむしろH類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（J類中の特異例？）〟に加えるべきか。

［2］ "To Willism Stapilton [Stapleton], Cistercian *monk* of St Mary's, Kirkestak, in the diocese of York. Rehabilitation on account of his having when a youth committed a theft, from which crime he was absolved by the visitor of his order, and for which he performed penance; with dispensation to receive any dignities, even abbatial ..... benefices and offices of his order ..... (1404)"—— *Ibid*., p. 602.

修道士ウィリアムに対する〝rehabilitatio〟すなわち権利回復の令状であり，あわせて〝dispensatio〟すなわち禁令の適用免除の令状である。彼は窃盗の前歴をもっていたが，それについてはすでにシトー修道会の巡回査察者から赦免され，また悔悛の秘跡を受けて贖罪を済ませている。権利回復以後には同修道会の修道院長職を上限として，あらゆるディーグニタースの占有を認可された。これは第5節［第2表］でいえばD類〝修道会聖職者による同一修道会内での役職占有〟に該当する。

なお『教皇令状簿』における禁令適用の免除は，次の引用［3］に見られるように，大半が非嫡出子に関するものである。ウィリアムは窃盗の前歴を抹消され，犯罪者に対する聖職禁止の適用を免除された。『教皇令状簿』においては，僅少の事例に属する。

［3］ ①"To John Oneachayn, Benedictine *monk* of St Blaise's (S. Biagio della Pagnotta), Rome. Dispensation to him —— who formerly received papal dispensations on account of illegitimacy as the son of a priest, being then a secular clerk ..... (i) to be ordained and hold a benefice even with cure, (ii) to hold any compatible benefices with cure and without, even if canonries and prebends ..... and to exchange them as often as seemed good to him ..... after which ..... he entered the Benedictine monastery of St Blaise, and make his profession —— to be promoted to all dignities ..... of his and any other order to which he may be transferred (1397)" —— *Ibid.*, p. 11. ②"To John Oneachayn of Ireland ..... Reservation to him ..... of a benefice ..... accustomed to be served by the [Benedictine] monks, of St Peter's ..... near Athluain [Athlone], in the diocese of Elphin ..... he is to be transferred from St Blaise's and received as a monk of St Peter's (1397)" —— *Ibid.*, p. 20.

令状①もまた，禁令の適用を免除したものである。彼は非嫡出子であるが，この免除によって嫡出子と同様に高位聖職への昇進の道を開かれた。その認可は，単に所属修道会内に留まらず，移籍するばあいには移籍先の修道会にも及んでいる。ここではまず，この令状が将来における移籍の可能性をも想定していることに注目しよう。

中間の挿入節は，彼がかつて在俗聖職者であったこと，また在俗聖職者としてすでに非嫡出子に対する禁令の適用免除を受けていたことを述べている。ベネディクト修道会への入籍は，その適用免除以後であった。在俗聖職者から修道会聖職者への移籍者であるという点においては，第4節［第2表］のB類に相当する。

令状②は，彼に対して祖国アイルランドでの聖職禄取得を予約したものである。その聖職禄とは，慣例として修道会聖職者が占有するものでありG類に相当する。彼はその取得が確定した上で，帰国することになっていた[3)]。

3）"Mandate to transfer John Oneachayn, Benedictine mon of St Blaise's ..... Rome, if he be fit and if there be room for him to the Benedictine [Cluniac] monastery of St Peter ..... in the diocese of Elphin. On account of the poverty of St Blaise's, in which John made profession, he cannot have proper food and dress, and being of the parts of Ireland the air of the said city is not suitable (*conformis*) to him (1397)"—— *Ibid*., p. 18.　ジョンの転属・帰国の令状である。ローマ聖ビアージョ修道院は彼の修道立願の場所であるが，財源不足で相応の衣食がえられない。またアイルランド出身者にとって，ローマの風土は不適切であるという。

---

［4］①"To John Catysby, Premonstratensian canon of St John Baptist's, Lavenden, in the diocese of Lincoln. Dispensation ..... to hold benefices with and without cure wont to be held by canons of his order ..... and to be elected and raised to all states, grades, pre-eminences and offices ／ of the same or other approved order to which he may be transferred ..... (1400)"—— *Ibid*., p. 348. ②"To John Scotland, Premonstratensian canon of St Agatha's, in the diocese of York. The like dispensation ..... (1400)"—— *Ibid*., p. 349. ③"To William Attessee of Stykkeford [Strickford], Benedictine monk of Kardenay(*sic*)[Bardney], in the diocese of Lincoln. Dispensation, as above (1400)"—— *Ibid*., loc. cit.

令状①は〝慣例として修道会聖職者が占有するもの〟であり，それ自体と

しては上記のＧ類に属する。しかし斜線以下では，同一修道会内に限定されず，移籍をも想定して認可が移籍先へも及んでいる。令状②と③とは〝同上〟であり，令状①と同一内容の認可を示している。移籍の可能性は，引用［３］でも想定されていた。これを適用範囲の拡張と見なすならば，このような拡張は上記の引用［３］が『教皇令状簿』で初出である[4]。なおこのような事例をも含めて，Ｇ類の件数は第５巻でむしろ増加の傾向にある[5]。

4）引用［４］の３件はすべて1400年のものであり，翌年には次の７件が知られる。Eburston, Richard, Cist (413); Derlyngton, John, Cist (413); Dalham, Thomas, August (418); Omolchonere, Ymarus, August (430); Offergayll (O'Farrell), Quenanus alias Karulus, Cist (431); Macdauid, Cormac, Cist (497); Gallay, William, Cist (498).

5）[1398] Pighot, Thomas, Bened (161); [1399] Olachnan, Macrobius, Cist (193); [1400] Offergail (O'Farell), Raymund, Cist (330); Omolfading (-phadrig), Alan, August (332); [1401] Goldesburgh, John, August (391); Marton, John, Templar (397); Wode, John, Bened (416); Omolchonere, Thomas, August (430); Occasyn, Odo, August (439); [1402] Best, William, August (505); Spenser, William, Cist (513); [1403] Roden, John, Cist (551). 同様の事例は修道女にも見られる。"To Alice Golafre, Augustinian *nun* of Burnham. Dispensation, as the daughter of an unmarried man and an unmarried women, to hold any dignities ..... and offices of her order (1403)"—— *Ibid*., p. 549.

前節［第３表］では新たにＪ類として〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有〟の項目を設定し，序説《はじめに》からあらためて４件の事例を列挙した。これこそは本稿の中心課題であり，以下の検証は，まさに『教皇令状簿』第５巻におけるＪ類それ自体である。しかし本節では，説明の便宜のためにこれをＪ１類とＪ２類とに区分する。

［５］ ①" (1) To John Hawlen (*sic*), Carmelite, S.T.M., *papal chaplain*. (2) Dispensation to hold any benefice with or without cure, (3) even if wont to be held by secular clerks, and (4) to exchange it as often as he pleases for a similar or disimilar benefice (1398)"—— *Ibid*., p. 155. ②"To John Hawle (*sic*), a Carmelite, S.T.M. The like

[conferring on him the dignity of *papal chaplain*] (1391)"—— *Letters*, IV, 278. Cf. also p. 362.

令状①は，書式・項目構成においてＪ類それ自体にほかならない。しかもその令状の受給者ジョンは，令状②の時点において，つまり７年前にすでに〝教皇礼拝所司祭〟の称号を取得していた。

［６］ "(1) To Stephen de Patryngton, Carmelite of the English province, S.T.P. (2) Dispensation to hold any benefice with or without cure, (3) even if accustomed to be served by secular clerks and of any value, and (4) to exchange it as often as he pleases for a similar or disimilar benefice(1397)"—— *Letters*, V, 13.

これもまた書式・項目構成においてまさにＪ類である。引用［５］との相違は，令状受給者に関して事前・事後を問わず〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないことである。以下本稿でＪ１類とは前出のジョンのように〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるものであり，他方のＪ２類とはこのスティーヴンのようにそれが検出されないものを示す。上記の通りいずれも説明の便宜のための呼称である。

［７］ ①"To John Framyngham [Famyngham], alias Wrizth (*i.e.* Wright), Augustinian canon of St Mary's, Buttele, in the diocese of Norwich, *papal chaplain*. The like [dispensation .....] (11 July 1398)"—— *Ibid*., p. 156. ②"To John Wryzth (*i.e* Wrygth), alias Famyngham, Augustinian canon ..... The like [conferring on him the dignity of *papal chaplain*, with the usual privileges (30 Jan. 1398)" —— *Letters*, IV, 301.

ジョンが〝教皇礼拝所司祭〟であることは，令状②すなわち第４巻からの情報によって知られる。Ｊ１類かＪ２類かの判別には，このように第４巻の情報も援用される。第４巻の情報は，前出の引用［５］でも援用されていた。なお令状②は，令状①のほぼ半年前に発給されている。彼のばあいは〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得以後に占有認可を受けた。

［８］ ①"To William de Karliolo [Carleyl], Augustinian brother of the poor hospital of St Mary, Westgate, Newcastle-on-Tyne. Dispensation ..... to hold a benefice with or without cure ..... wont to

be held by secular clerks ..... (1398)"—— *Ibid.*, p. 159. Cf. also p. 213. ②"To William de Karlelle ..... The like [conferring on him the dignity of *papal chaplain*, with the usual privileges (1399)"—— *Letters*, IV, 308. ③"To John de Daunay, Augustinian canon of the priory of ..... Frethelestok [Frithelstock], in the diocese of Exeter, *papal chaplain*. Dispensation ..... to hold a benefice ..... (1401)" —— *Letters*, V, 498.

まずウィリアムのばあいは，前出のジョンと異なって〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得が令状①の受給以後になっている。ウィリアムは〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得が在俗聖職禄の占有認可の事後である点で，筆者が知る限り『教皇令状簿』第5巻では唯一の例外になっている。

一方のジョンについては，在俗聖職禄の占有認可の令状つまり令状③それ自体に〝教皇礼拝所司祭〟と明記されているが，称号授与の令状は『教皇令状簿』に残っていない。しかし令状③にその称号が明記されていることからして，事前にそれを取得していたものと推定される[6]。

6）序説《はじめに》の4名について，称号取得・占有認可の先後関係を見よう。

	称号取得	占有認可
Preston, John	10 March 1391 (IV-404)	1 Feb. 1395 (IV-523)
Colchestre, John	——	1 Feb. 1395 (IV-523)
Chyslampton, John	22 March 1395 (IV-291)	15 June 1395 (IV-524)
Rypun, John	——	27 Oct. 1396 (IV-534)

2名については，称号取得の時期を確認しえない。しかし占有認可の令状に称号が明記されていることからして，事前にそれを取得していたものと推定される。

---

［9］ ①"To Edmund Normanton, an Augustinian friar. Dispensation ..... to hold any benefices with and without cure, *secular* and *regular* (9 Kal. March 1400)"—— *Ibid.*, p. 322. ②"To Edmund Normanton, an Augustinian friar. Conferring on him the dignity of *papal chaplain*, with the usual privileges (Kal. Feb. 1400)"—— *Letters*, IV, 309.

エドマンドが〝教皇礼拝所司祭〟であることは，令状②から知られる。な

お令状①の発給日は〝3月1日の9日前″であり，この年は閏年に当っているので2月22日がそれに相当する。他方の令状②は2月1日に発給されており，彼は〝教皇礼拝所司祭″の称号取得から3週間後にこの占有認可を受けた。

ほかにこの事例では，令状①の最後の文言に注目しておきたい。彼に対する占有認可は単に在俗聖職禄のみならず，修道会聖職禄にも及んでいる。その点において，J1類では唯一の事例である。

[10] ①"To John Horkisley [Horksley], Cluniac prior of Horkisley, in the diocese of London. Dispensation *upon resigning the said priory* to hold any other benefice with or without cure, even if wont to be held by secular clerks ..... (22 April 1398)"—— *Ibid.*, p. 154. ②"To John Horkysley ..... Licence to resign the said order and priory and return to the order of St Benedict and to St John's, Colchester, whence he transferred himself ..... to the order of Cluny and to the priory of Horkesley ..... John, who cannot for certain legitimate causes remain *with a quiet mind and whole conscience* in the order of Cluny, has hereby also licence to hold dignities, even abbatial ..... of the order of St Benedict(1 Feb 1398)"—— *Ibid.*, p. 155.

令状①では，斜体字の文言が特徴的である。すなわちジョンは，クリューニ修道会系列のホークスリ修道院において修道参事会長職を辞任し，その結果として在俗聖職禄の占有を認可された。正確にいえば，これまで一連の事例と同様に在俗聖職禄でも構わないということである。令状②はその次頁からの引用であるが，発給は80日ほど早い。

彼はすでに令状②において辞任を承認されていた。それによれば彼はもともとベネディクト修道会系列のコウルチェエスタ聖ヨハネ修道院の出身であり，そこからクリューニ修道会へ，つまりホークスリの修道院へ移籍していた。しかし彼は〝冷静な知性と完全な良心とをもって″クリューニ修道会への残留が不可能と判断し，上記コウルチェスタへの復帰を出願して認められた。令状②の末尾では，ベネディクト修道会におけるディーグニタースの占有を認可されており，上限は修道院長職とされている。

要するに彼はまず令状②で修道会聖職禄の占有を認可され，さらに令状①によって在俗聖職禄にまで占有可能な対象を拡大されたというべきか。なおクリューニ修道会は，ベネディクト修道会のいわば支流である。彼は本流から支流に出て，あらためて本流へ復帰したことになる。

[11] ①"To John Prest, Augustinian canon of St Osith's, in the diocese of London. Indult to transfer himself from St Osith's, in order to hold any dignity ..... or office *of his order* to which he may be duly elected ..... (April 1398)"—— *Ibid*., p. 152. ②"To John Prest [as above]. Dispensation to hold any benefice even if wont to be held by secular clerks ..... (July 1398)"—— *Ibid*., p. 156.

令状①はジョンが他の修道院で要職に選挙される可能性を想定し，そこへの転出に関して事前の認可を与えたものである。転出先は，斜体字で記載の通り〝彼の所属修道会〟の内部に限定されている。従ってこれ自体は，D類〝修道会聖職者による同一修道会内での役職占有〟に該当する。令状②はその3カ月後に発給されており，その文面はまさにJ類そのものにほかならない。いいかえると修道会聖職禄から在俗聖職禄にまで，認可対象が拡大されている。

[12] ①"To John Abirford, Cluniac monk of the priory of St John ..... Pontefract, in the diocese of York. Dispensation to him ..... to transfer himself to the order of St Benedict or of St Augustine, and to hold any dignities ..... offices and benefices of any kind thereof ..... (14 Feb. 1401)"—— *Ibid*., p. 350. ②"To John Abirford, monk [as above]. Dispensation to him ..... to whatsoever order, like, more strict, or more lax, he may wish to transfer himself, to hold any benefice ..... even if wont to be held by *secular* or *regular clerks* ..... (22 Feb. 1401)"—— *Ibid*., p. 397.

令状①も②もジョンの転出に言及しているが，その転出先は〝彼の所属修道会〟つまりクリューニ修道会の内部に限定されず，ベネディクト修道会やアウグスティノ修道会への移籍も許容されている。しかも令状②では，在俗聖職禄・修道会聖職禄のいずれも許容された。さらに移籍先に関しては，希望のままに〝規律の寛厳を問わず，いずれの修道会〟でもよいという。移籍

先がベネディクト修道会・アウグスティノ修道会だけに留まらず，ほかにも拡張されたということか。あるいはこの両修道会のうちでいずれかということか。とりあえずは，拡張と考えておきたい。

[13] ①"To Thomas de Appilton, Augustinian canon of St Oswald's, Nostell, in the diocese of York. Dispensation to him —— who ..... has had papal dispensation ..... —— to hold all administrations and offices *of his order* ..... —— to hold any benefice ..... even if wont to be served by secular clerks ..... (1400)"—— *Ibid.*, p. 348. ②"To Thomas Kane, Augustinian canon of St Oswald's, Nostel ..... Dispensation to him —— who ..... has had papal dispensation to be raised to all administrations and offices *of his order* ..... —— to hold any benefice ..... even if wont to be governed by secular clerks ..... (1402)"—— *Ibid.*, p. 508.

令状①のトマスについても認可が2段階にわたっており，第1段階の認可は挿入節で再確認されている。彼もまた，修道会聖職禄から在俗聖職禄まで対象を拡大された。令状②も同様である。

[14] ①"To John Reuse (? *for* Rouse), [Benedictine] monk of St Albans. Dispensation to him —— who formerly received papal dispensation to hold any benefice, *secular or regular*, even with cure, after which he received collation of the parish church of Holleslee [Hollesley], in the diocese of Norwich —— to exchange as often as he pleases Holleslee and ..... other benefices, *secular* and *regular* ..... (1398)"—— *Ibid.*, p. 156. ②"To John Rous *the younger*, monk of St Albans. Conferring on him the dignity of papal chaplain ..... (1397)"—— *Ibid.*, p. 116. Cf. also *Letters*, IV, 301. ③"To John Mildenhale, Augustinian prior of St Mary's ..... in the suburb of London. Dispensation to hold for life, with his said priory, any benefice ..... *secular* or *regular* ..... (1401)"—— *Letters, V.*, p. 436.

令状①では，まず斜体字の文言に注目しよう。占有認可の対象は単に在俗聖職禄のみならず，修道会聖職禄にも及んでいる。同じ文言は，前出引用［9］のエドマンドにも見られた。J1類では，そのような事例がエドマンド以外に見いだされなかった。しかしJ2類では，このジョン以外にも若干検

出される。またジョンについては，在俗聖職禄の占有認可が単なる可能性に留まらず，現にホウズリの聖堂区司祭職を取得している。

令状②でも，やはり斜体字の文言に注目しよう。これの受給者は〝若い方の〟ジョンである。2名のジョンが仮に同一人であれば，この事例はJ1類になる。しかし筆者は両者を別人と見なして，前者をJ2類に加えた。

対象が修道会聖職禄にも及んでいる点では，令状③も同様である。

[15] "(1) To Thomas Bradeley, [Augustinian] prior of Cold Norton. (2) Dispensation to him, the value of whose priory does not exceed 100 marks, to hold for life one other benefice (3) wont to be held by secular clerks, even if a perpetual vicarage or a parish church ..... and (4) to exchange both as often ..... (1399)"—— *Letters*, V, 199.

このトマスは第4節の引用［5］のトマス本人であり，同節の［第2表］ではH類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（J類中の特異例？）〟として扱われた。彼は〝ローマ教会への反逆者に対抗して労力・出費を惜しまなかった〟ことによって，教皇から論功行賞として在俗聖職禄の占有を認可されていた。1389年のことである。

この令状は10年後に受給したもので，彼はロンドン聖母マリア施療院の一般参事会員からコウルド=ノートンの修道参事会長に昇進している。第(2)項の挿入節によれば，このたびの認可の理由は同修道参事会長職の年収が100マークに満たないことにある。教皇は彼に対する処遇改善のために，在俗聖職禄1件を追加占有させるという。その上限は，聖堂区司祭職とされている。

[16] "To John Cosyn, Benedictine prior of Horton, in the diocese of Salisbury. Dispensation ..... to hold another benefice even if it ..... be a priory *of the said or another order*, and be ..... wont to be held by secular clerks ..... (1401)"—— *Ibid*., p. 362.

ジョンは現にホートンの修道参事会長職にあるが，ほかに1件の聖職禄占有を認可された。それは修道参事会長職でも，また在俗聖職禄でもかまわないという。いいかえると修道参事会長職2件の兼任でもよければ，何らかの

在俗聖職禄との兼任でもよい。しかもその修道参事会長職については，彼の所属修道会つまりベネディクト修道会であれ，また他の修道会であれ，系列は問わないという。この事例は，修道会の系列不問という点において前出の引用［12］と共通している。

［17］ ①“ (1) To Patrick Macgaga [Magayga], monk of the Cistercian monastery of St Lucy de Larea, in the diocese of Orvieto [Italy]. (2) Reservation of a benefice in the city or diocese of Ardagh [Ireland], wont to be assigned to seclular clerks ..... value not exceeding 25 marks with cure or 18 without cure ..... (3) notwithstanding the pope's late provision to him of the *claustral priorship* and sacristanship of the Cistercian monastery of St Mary, Kilbeggan, in the diocese of Meath [Ireland]. (4) He has indult to have such benefice served by another, secular or regular, and (5) to take its fruits while residing in his monastery (1401)”—— *Ibid*., p. 435. ② “Mandate to collate and assign to Patrick Magayga, monk of the Cistercian monastery of St Mary, Kilbeggan ..... the priorship and sacristanship ..... of St Mary's ..... (1400)”—— *Ibid*., p. 322.

パトリクはイタリアの修道院に在籍する一方で(1)，アイルランドでも，すなわちアーダ司教管区内でもしかるべき聖職禄を予約された。在俗聖職禄の予約である(2)。第(3)項によれば，彼はほかにキルベガン聖母マリア修道院において教皇から修道参事会長職と聖具室管理者職とに直任されていたという。令状②はその直任の意向を関係者に伝えて，聖職任命手続きの執行を指示したものである。

令状①に戻って，その第(4)項に注目しよう。新規予約の在俗聖職禄については，聖務代行者の配置を認められた。その代行者は，在俗聖職者・修道会聖職者の別を問わないという。さらにパトリクは，第(5)項において〝彼の修道院に居住しながらその在俗聖職禄の収益を取得すること〟の事前認可を受けている。

第(5)項で〝彼の修道院〟とはイタリアの聖女ルチーア修道院か，それともアイルランドの聖母マリア修道院か。その点は不明であるが，おそらく後者であろう。令状②は，彼の帰国を前提としたものではないか。令状①第(3)項

の斜体字の文言は，聖母マリア修道院での常勤を示唆している[7]。彼にとっては，その修道参事会長職・聖具室管理者職がいわば本務になろう。他方の在俗聖職禄に関する聖務代行者の委任とは，その本務に専念することの帰結であろう。

7）"In an abbey, the officer next under the abbot, appointed by him to exercise certain authority, maintain discipline, and preside over the monastery in his absence (*prior claustral*); in a smaller or daughter monastery the resident superior (*prior conventual*)"—— *O.E.D.*　ここに2種類の修道参事会長職について，簡略な解説がある。"prior claustralis"と"prior conventualis"とがそれである。前者は大修道院あるいは本院において院長不在時の統括責任者であり，後者は小修道院あるいは支院に常勤して院長相当の責任を帯びるという。パトリクは，聖母マリア修道院の院長のもとでプリオル=クラウストラーリスである。おそらく常勤者であろう。

この事例は，修道会聖職者による在俗聖職禄占有のある側面を示唆している。すなわちその在俗聖職禄の占有者はまずもって収益の取得者であり，聖務つまり司牧の実務は代行者に委任することが少なくない。代行者の人件費は，当然のことながら占有者本人が負担する。しかしその人件費は収益全体のうちの一部に過ぎず，大半は名義上の占有者本人の所得に加えられる。

要するに問題の在俗聖職禄はパトリクに対する給与の追加分であり，いわば給与加増の方便に過ぎない。令状①は給与加増の予約であり，司牧聖職禄か非司牧聖職禄かいずれか一方を与えるという。司牧聖職禄であれば年収25マーク未満のものを与え，また非司牧聖職禄であれば18マーク未満のものをその対象とする。

仮に非司牧の聖職禄に空席が発生し，その年収額が18マーク未満であるとしよう。その時点までで25マーク未満の司牧聖職禄に空席がないとすれば，パトリクはそれを取得することになろう。そこには，司牧の代行者を配置する必要がない。司牧聖職禄との差額の7マークとは，代行者の人件費を想定したものか。

[18]　"To John Inglys, Premonstratensian abbot of Egliston [Egg-

leston], in the diocese of York. Dispensation, *in the event of his resigning his abbotship*, to hold one secular benefice only ..... (1401)"—— *Ibid.*, p. 414.

ジョンは現職の修道院長であり，その点においてＪ２類中で唯一の事例である。彼はこの令状によって在俗聖職禄の占有を認可されたが，それも１件だけに限定されている。しかもその占有認可は，彼が修道院長職から辞任したばあいに限って有効である。修道院長職との兼任は，不可ということであろうか。

[19] "To Richard de Multon, Hospitaller [of the order of St John of Jerusalem]. Dispensation to him, who is a priest, to hold one, two, three and more secular benefices ..... and to resign them for exchange ..... and to serve them, or have them served, by another priest or priests (1401)"—— *Ibid.*, p. 416.

リチャードは，イェルサレム聖ヨハネ施療騎士修道会の構成員である。その在俗聖職禄は，１件以上で３件を超えることも許容されている。司牧は本人が担当するか，あるいは代行者に委任するか，いずれでもよいという。

[20] "To Thomas Purchas, Augustinian canon of St Mary's priory, Selborne, in the diocese of Winchester. Licence to transfer himself to any monastery or other regular place of his order, at his choice, in England; and to receive a yearly stipend, *as secular priests can*, for celebrating devine [offices] for the souls of the faithful (1400)"—— *Ibid.*, p. 329.

この事例はＪ１類・Ｊ２類のいずれにも該当しないが，参考までに引用した。この令状それ自体は同一系列の内部での転出の認可であり，その点では前出［11］や［12］との共通する一面をもっている。しかしこれは，在俗聖職禄の占有認可を含まない。

令状後半は信者の救霊のために聖務日課の執行を認可し，その報酬として在俗司祭と同様に年俸の取得を許容した。要するにこの令状は修道会聖職者に対する教会法上の制約を緩和するものであり，その点では修道会聖職者に対する在俗聖職禄の占有認可と発想において通底しているといえよう。

＊　＊　＊　＊　＊

前節の［第3表］までの〝検証対象者〟とは，すべて〝引用対象者〟でもあった。それに対して以下の［第4表］は，本文で引用されていないものをも含んでいる。引用されていなくとも，検証の対象者であることに変わりがない。

【第4表】 検証対象者一覧表（第5巻：1396-1404）

B　在俗参事会員から修道会聖職者への移籍者による聖職禄の占有

3	Oneachayn, John	Bened monk 11 (1397)	〈Cf. infra G〉

D　修道会聖職者による同一修道会内での役職占有

2	Stapleton, William	Cist monk 602 (1404)	
11	Prest, John	August canon 152 (1398)	〈Cf. infra J2〉
12	Abirford, John	Clun monk 350 (1401)	〈Cf. infra J2〉
13	Appilton, Thomas	August canon 348 (1400)	〈Cf. infra J2〉
16	Cosyn, John	Bened prior 362 (1401)	〈Cf. infra J2〉
13	Kane, Thomas	August canon 508 (1402)	〈Cf. infra J2〉

G　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（慣例として修道会聖職者が占有するもの）

1	Attilburgh, John	Clun prior 77 (1397)	〈Cf. infra J2〉
3	Oneachayn, John	Bened monk 11 (1397)	trans
4	Catysby, John	Prem canon 348 (1400)	trans
4	Scotland, John	Prem canon 349 (1400)	trans
4	Attessee, William	Bened monk 349 (1400)	trans

trans: may be transferred to the other order（引用［4］参照）

J　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有

◎　J1　〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるもの

Rypun, John	［第2表］	Bened monk 20 (1397)	第4巻 534 (1396) 1[a)]

Preston, John ［第２表］	Bened monk 150 (1397)	404 (1391) 6
5 Hawlen, John	Carm 155 (1398)	278 (1391) 7
7 Framyngham, John	August canon 156 (1398)	301 (1398) 0
8 Carleyl, William	August brother159 (1398), 213	308 (1399)-1[b]
Helyet, William	August canon 163 (1398)	285 (1392) 6
Rypoun, John	Cist monk 164 (1398)	300 (1397) 1
Severnie, John	Bened monk 194 (1398)	305 (1398) 0
Walton, John	August canon 195 (1399)213	307 (1399) 0
Godyngdon, Richard	August canon 185 (1399)	296 (1396) 3
Ocynn, Thady	Bened monk 186 (1399), 213	308 (1399) 0
Haunton, Robert	Franc friar 190 (1399)	290 (1394) 5
Ludelowe, Richard	Clun monk 325 (1400)	286 (1393) 7
9 Normanton, Edmund	August friar 322 (1400)	309 (1400) 0[c]
Stretton, John	August friar 329 (1400), 331	293 (1395) 5
Pulton, Nicholas	Cist monk 398 (1401)	312 (1401) 0
Amyas, John	August canon 493 (1401)	275 (1390) 11
8 Daunay, John	August canon 498 (1401)	—(—)[d]
Haselbere, Thomas	Domin friar 419 (1401)420	312 (1400) 1
Stokes, John	Bened monk 359 (1401), 347	312 (1400) 1
Bittiler, John	Cist monk 515 (1402)	315 (1402) 0
Brumle, William	August canon 499 (1402)	283 (1392) 10
Haverell, John	Cist monk 508 (1402)	487 (1394) 8
Overton, John	Domin friar 511 (1402)	313 (1402) 0
Spycer, Thomas	Domin friar 514 (1402)	315 (1402) 0
Upton Cressewalle, Thomas	August canon 515 (1402)	315 (1402) 0

a）〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得が１年前であることを示す（以下同様）

b）〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得が１年後であることを示す（以下同様）

c）〝secular and regular〟（引用［９］参照）

d）〝教皇礼拝所司祭〟の称号が第５巻初出であることを示す。

◎ Ｊ２ 〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないもの

6 Patryngton, Stephen	Carm 13 (1397)
Hatfeld, John	Prem canon 65 (1397)
1 Attilburgh, John	Clun prior 77 (1397)

10	Horkisley, John	Clun prior 154 (1398)	transferred
11	Prest, John	August canon 156 (1398)	reg → sec
14	Reuse, John	Bened monk 156 (1398)	sec and reg
	Sandon, John	Bened monk 159 (1398)	
	Southam, John	Bened monk 190 (1399)	
15	Bradeley, Thomas	August prior 199 (1399)	第4節［5］
	Grenlaw, John	Franc friar 329 (1400)	
	Carleton, John	August canon 332 (1400)	
	Mounford, Henry	Benned monk 332 (1400)	
13	Appilton, Thomas	August canon 348 (1400)	reg → sec
	Calne, Thomas	August canon 360 (1400)	
	Lugord, John	Domin friar 329 (1401)	
	Haredon, Roger	August canon 345 (1401)	
	Newton, Robert	August canon 346	(1401)
16	Cosyn, John	Bened prior 362 (1401)	sec or reg
12	Abirford, John	Clun monk 397 (1401), 350	reg → secr
18	Inglys, John	Prem abbot 414 (1401)	
19	Multon, Richard	Hospitaller 416 (1401)	
	Dygoun, John	August canon 429 (1401)	
17	Magayga, Patrick	Cist monk 435 (1401)	
14	Mildenhale, John	August prior 436 (1401)	sec or reg
	Mourton, John	August canon 497 (1401)	
	Bernewellis, John	August prior 505 (1402)	
	Brassyngton, Thomas	August canon 506 (1402)	
	Totyngton, Edmund	Bened sacristan 506 (1402)	
13	Kane, Thomas	August canon 508 (1402)	reg → sec
	Felawe, Thomas	August canon 544 (1402)	
〈参　考〉			
20	Purchas, Thomas	August canon 329 (1400)	stipend

この一覧表では，B類・D類・G類についても例示がなされた。『教皇令状簿』第5巻でもその事例が検出されるからである。しかし本節の中心課題は，J類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有〟である。従って以下の〈要約〉は，J類にそくしてなされる。

ところでＪ類の該当者は，前記の通り『教皇令状簿』第４巻でわずか４名だけに留まっていた。まず３名は1395年に，他の１名は1396年に検出されている。検出件数が少ない上に，検出される期間もわずか２年間だけに限定されていた。

〈 要 約 〉

○　第１点　『教皇令状簿』第５巻でまず特筆すべきは，Ｊ類のいわば急激な増加である。1397年から1402年までの６年間に，Ｊ１類26名とＪ２類30名との合計56名が検出された。第４巻の４名とは，Ｊ類出現の最初の兆候であったといえよう。

○　第２点　Ｊ１類・Ｊ２類とは，Ｊ類の該当者に〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるか否かの相違を示すものであって，Ｊ類それ自体と同様にまったくの便宜的呼称であった。ともあれここでは，Ｊ１類がほぼ半数に迫っていることに注目しておきい。しかも〝教皇礼拝所司祭〟の称号取得は，大半が在俗聖職禄の占有を認可される以前のことであった。事後の取得者は，わずか１名に過ぎない。事前に〝教皇礼拝所司祭〟であるということは，在俗聖職禄の占有認可を受けるために有利であったといえないか。

○　第３点　しかし在俗聖職禄の占有はＪ２類の該当者にも認可されており，しかもその該当者は僅かながらＪ１類を超えている。従って事前に〝教皇礼拝所司祭〟であることが幾分か有利であったとしても，その称号の事前取得が認可を受けるために不可欠の要件であったとは見なしがたい。この第３点については，後段であらためて言及する。

○　第４点　〝教皇礼拝所司祭〟は，その称号取得に当って何らかの特権を与えられた。そのことは，引用［７］［８］［９］の文言からもうかがわれる。また修道会聖職者の特定個人に対する在俗聖職禄の占有認可とは，修道会聖職者一般に対する教会法上の制約を緩和するものである。要するに一般的制約から特定個人を除外するのであって，その意味においてこの占有認可もまた特権の授与・新設にほかならない。修道会聖職者への〝教皇礼拝所司祭〟の称号授与にせよ，また在俗聖職禄の占有認可にせよ，いずれも広く特権の文脈において理解すべきであろう。

○　第5点　在俗聖職禄の占有認可の件数が増加したことによって，令状文面にも差異が見えてきた。引用［11］のジョンはまず〝彼の所属修道会〟の内部で要職の占有を認可され，後に在俗聖職禄にまで認可が拡大されている。同様の対象拡大は［12］［13］にも見られる。引用［14］の3名に関しては対象が単に在俗聖職禄のみならず，修道会聖職禄にも及んでいた。［16］も同様である。しかしこれらはたまたま文面に顕在化したまでのことで，おそらく在俗聖職禄の占有認可はすべて在俗聖職禄への対象拡大を意味していたであろう。修道会聖職者は，修道会聖職者であること自体からして何らかの修道会聖職禄の占有者たりえたはずである。在俗聖職禄への対象拡大とは，修道会聖職者の特権の拡大でありまた新設にほかならない。

○　第6点　しかもこれら特権授与の主体は，紛れもなく教皇自身である。従ってJ類の急激な増加とは，同時代における教皇自身の置かれた状況とも不可分の関係にあるといえよう。教会の〝大分裂〟については，本節の引用［1］でも言及されている。J類の初出は1395年であり，大分裂はすでに1378年に始まっていた。この第6点については，後段であらためて言及する。

［Ⅶ］

本節では『教皇令状簿』第6巻について検証を続けるが，対象はJ類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有〟だけに限定する。

［1］①“(1) To Thomas Milton, Benedictine monk of St Saviour's, Faversham, in the diocese of Canterbury. (2) Dispensation to hold a benefice with cure, (3) even if it be wont to be served by secular clerks and be a parish church or a perpetual vicarage, and (4) to resign it, for exchange ..... (1406)”—— *Letters*, VI, 79f. ②“To Thomas Milton, Benedictine monk of St Saviour's ..... The like [appointing him a papal chaplain .....] (1414)”—— *Ibid*., p. 184.

令状①はJ類のいわば典型的な事例であり，もはや説明を必要としないであろう。令状②はトマスを〝教皇礼拝所司祭〟に任命するもので，彼はこれ

によってJ1類に加えられる。問題はこれら2件の先後関係であり，彼が〝教皇礼拝所司祭〟の称号を取得するのは在俗聖職禄の占有認可から8年後のことである。

前節の［第4表］では，事後における称号取得者がわずか1名だけに留まった。引用［8］のウィリアムがそれである。しかもそれは翌年のことであり，8年後というのはまったくの異例に属する。J1類の大半は事前に〝教皇礼拝所司祭〟であり，早いものでは11年以前・12年以前という事例もあった。引用［7］のジョンの称号取得は同年のことであるが，それでも占有認可のほぼ半年前であった。いずれにせよ事後の称号取得者は，筆者が確認しえた限りウィリアム・トマスの2名だけに留まる。

［2］①"To John Therfelde, Benedictine monk of Rammeseye [Ramsey] in the diocese of Lincoln. ／ (1) Appointing him a papal chaplain, with enjoyment of the usual exemptions, privileges etc.: (2) with dispensation to hold any benefice with cure, even if it be a parish church or a perpetual vicarage and be wont to be governed by secular clerks, and to resign it, simply or for exchange ..... (1414)"——*Ibid*., p. 183. ②"To John Wytkirk, Cistercian monk of St Mary's, Stolen (*i.e.* Stoneleigh), in the diocese of Coventry and Lichfield. ／ (1) Appointing him a papal chaplain .....; (2) with dispensation to hold any benefice with cure, even if it be ..... (1415)"——*Ibid*., p. 497.

この2件の令状は書式においてほぼ完全に共通しており，斜線以下の第(1)項で〝教皇礼拝所司祭〟の称号を授与し，第(2)項では在俗聖職禄の占有を認可している。いいかえると称号認可と占有認可とが同時になされており，そのような事例は筆者が知る限りこの2件だけに留まっている。

本節末尾の［第5表］には，J1類として9名が記載されている。この9名とは『教皇令状簿』第6巻から検出されるもののすべてであり，そのうちの4名については同じ第6巻において称号の事前取得が確認される。同年の取得2件も事前取得である。ほかの2件においては，占有認可の令状それ自体に〝教皇礼拝所司祭〟の称号が記載されている。これらもやはり事前取得

であろう。

J1類については以上に留め，以下J2類から特徴的な事例を抽出し検討しよう。

[3] ①"To John Watforde, prior of St Bartholomew's in West Smethfelde [Smithfield], London. Dispensation, in the event of his resigning his priory, to hold a benefice with cure, wont to be served by secular clerks ..... (1406)"—— *Ibid.*, p. 76. ②"To John Watford, Augustinian *prior* of St Bartholomew's ..... Dispensatin to hold for three years only with the said priory ..... a benefice with cure wont to be governed by secular clerks (March 1412)"—— *Ibid.*, p. 277. ③"To John Watford, Augustinian *prior* of St Bartholomew's ..... Indult to him ..... to exchange within the said term whichever of the two he prefer for another benefice ..... and to retain for life ..... the one obtained by exchange, even if wont to be governed by secular clerks (1412)"—— *Ibid.*, p. 392. ④"To John Watford, Augustinian *canon* of St Bartholomew's ..... Dispensation to hold a benefice ..... wont to be governed by secular clerks, even if a parish church or perpetual vicarage ..... (Feb. 1415)"—— *Ibid.*, p. 466.

まずジョンの役職に注目しよう。彼は最後の令状④にいたって，修道参事会長から一般の修道参事会員に降格している。また令状①に限ってその発給者はインノケンティウス7世であるが，令状②以下はいずれも対立教皇ヨハンネス23世である。

令状①では，修道参事会長職の辞任を条件として在俗聖職禄の占有を認可された。令状②は修道参事会長職と在俗聖職禄と双方の占有を容認しているが，その容認期間は3年間に限定されている。令状③は，その3年間においても双方いずれかの交換を許容した。令状④は，3年間の容認期間の満了直前に発給されている。ジョンは在俗聖職禄を取得するために，あえて修道参事会長職を放棄したということか。その解釈が正しいとすれば，この事例は在俗聖職禄への異常なまでの執着を示している。

[4] ①"To Edward Brydham, *rector* of Retelthorp [Kettlethorpe] in the diocese of Lincoln. Dispensation ..... to him—— whom, then, as now, an Augustinian canon of Heryngham [Hardham] in

the diocese of Chichester, Alexander V dispensed to hold a benefice with cure, even wont to be governed by secular clerks ..... after which he obtained Retelthorp ..... (1412)"—— *Ibid.*, pp. 284f. ② "Mandate ..... to grant to there-named Matthew Omulymnan [Augustinian canon of St Mary's ..... in the diocese of Elphin, Ireland] to hold 'in commendam' for life the perpetual benefice, called the *rectory*, of Thulach ..... without cure, wont to be governed by secular clerks and value (together with that of the perpetual benefice, called the *rectory*, of Lisonuchaid [without cure] .....) not exceeding 7 marks ..... (1410)"—— *Ibid.*, pp. 235f. ③" ..... Richard Middilton [Middelton], *rector* of Marsham in the diocese of Norwich —— whom the pope lately dispensed, being a Benedictine monk of Norwich, to hold a benefice with cure, wont to be governed by secular clerks ..... (1413)"—— *Ibid.*, p. 380. Cf. also p. 282.

令状発給者はやはり対立教皇ヨハンネス23世である。令状①のエドワードも令状③のリチャードも，修道会在籍のままでレークトルすなわち聖堂区司祭と明記されている。彼らのばあいは在俗聖職禄の予約あるいは空席待ちに留まらず，現にそれを取得している。

令状②のマスューは，2件のレークトル職を占有した。しかしこれらの年収額は2件合計で7マークに過ぎず，しかも非司牧聖職禄であるという。非司牧のレークトル職とはどのように理解すべきか。ここで解釈を述べるには，情報が過少である。

［5］ ①"Mandate to grant 'in commendam' to John Baret, Augustinian canon of [the priory of] St Thomas the Martyr's [Bally Beg] by Buttevant, in the diocese of Cloyne [Ireland], priest, the deanery of Killala ..... dignity with cure ..... to be held by him for one year only together with ..... the said priory ..... (1410)"—— *Ibid.*, pp. 204f. ②"Mandate to collate and assign to John Bared (*sic*), Augustinian canon of the priory of St Thomas the Martyr ..... the said priory, which has cure ..... value not exceeding 100 marks ..... (1410)"—— *Ibid.*, p. 203.

修道会聖職者ジョンは，令状①でキララ司教座の在俗参事会長職を与えられた。期間は1年間だけに限定されており，しかも修道参事会長職との兼任

である。修道参事会長職はその直前に，令状②で取得していた。仮に1年間とはいえ，在俗参事会長職との兼任はほかにその事例がない。なおこれもまたヨハンネス23世からの令状である。

［6］ "Mandate to collate and assign to John Stanlake, Cisctercian monk of Hayles in the said diocese [of Worcester], if found fit in Latin, the parish church, value not exceeding 3 1/2 marks, of Pynnokschyre [Pinnock] in the same diocese, which has been wont to be served by secular clerks, and to which ..... he was ..... instituted ..... ／ in consequence of the rarity of secular priests in those parts, and of the fact that on account of the smallness of the stipend no fit secular priest was to be found willing to be instituted (1406)"—— *Ibid.*, p. 80.

修道士ジョンを聖堂区司祭職つまり在俗聖職禄へ就任させるべく，所要の手続きを指示したものである。斜線以下の文言に注目されたい。修道士を充当する理由が述べられている。第1にその聖堂区の近傍では，在俗聖職者が少ないという。それは絶対数が少ないというよりも，第2の理由によるものであろう。第2の理由は同聖堂区司祭職の年収が僅少であり，在俗司祭に適材がいても敬遠されかねないという。年収額3マーク半というのはなるほど僅少であり[1]，これに適材を迎えることは困難であろう。

1）第4節の注1）および2）を参照。3マーク半では，ウィカーリウスの年収としても僅少である。

---

［7］ ①"To Richard [Messing or Pawlie], bishop of Sodor [the Isles]. Dispensation to him, a Friar Preacher, the revenues of his *mensa* being insufficient, to hold for life with his said church a benefice with or without cure, even wont to be governed by secular clerks ..... (1411)"—— *Ibid.*, p. 301. ②"To John [Curlw or Chourles], bishop of Dromore [Ireland]. Dispensation to him, who is a Benedictine, and receives nothing from his episcopal *mensa*, to hold a benefice with or without cure wont to be assigned to secular clerks ..... (1412)"—— *Ibid.*, p. 315.

これら2件の発給者は，いずれも対立教皇ヨハンネス23世である。斜体字のメーンサの原義は食卓であり，司教のメーンサとは司教の食卓維持の財源すなわち司教の家政維持の財源である。ソウダ司教リチャードにとってはメーンサからの収益が不十分であり，ドロウモー司教ジョンはメーンサから収益をあげられる状況にない。在俗聖職禄の占有は，そのような窮状を救うために認可された。

なおこの2名はいずれも修道会聖職者であり，そのことからして修道会聖職者による在俗聖職禄の占有の事例に含まれる。しかし彼らのばあいは単に修道会聖職者であるのみならずすでに司教であり，これらは司教による在俗聖職禄の占有と見なすべきか。

[8] ①"To John Warmiston, Cistercian monk of St Mary's, Morgan [Margam] in the diocese of Llandaff. Dispensation to him, whose said monastery is utterly destroyed, so that the abbot and convent are obliged to go about like vagabonds, to hold a benefice with or without cure, wont to be governed by secular clerks ..... (1412)"—— *Ibid.*, p. 282. ②"Mandate to grant 'in commendam' for life to William Omichian, priest, Augustinian canon of St Mary's, Kenles, in the diocese of Meath —— which is so much desolated by the long wars and other calamities in those parts that its inmates cannot be fitly sustained,—— the perpetual vicarage, wont to be governed by secular clerks, and value not exceeding 4 marks, of Cluainfairth in the diocese of Kilmore [Ireland], void because ..... (1412)"—— *Ibid.*, p. 396.

これらも対立教皇ヨハンネス23世からの令状である。まずマーガムの修道院が完全に破壊され，院長をはじめとして放浪を余儀なくされているという。修道院の破壊とはどのような事情によるものか。その点は不明である。

令状②の挿入節も戦争などによる荒廃を述べており，これもまた窮状の救済を理由としている。令状①ではいずれの聖職禄とも特定されず，いわば空席待ちの段階に留まっていた。これに対して令状②ではあるウィカーリウス職が現に空席になっており，それをウィリアムに占有させるという。

[9] "To William Baynard, a Friar Preacher. Dispensation to

him ..... to hold for life any benefice without cure, wont to be governed by secular clerks ..... to grant it 'in commendam' to William ..... (1414)"—— *Ibid.*, p. 470.

前半は非司牧のしかるべき在俗聖職禄について占有を認可したもので，問題はむしろ後半の文言にある。ウィリアムは，その聖職禄を〝受託占有〟の名目で取得するという。この〝受託占有〟については，すでに第2節の引用［9］において説明している。また第3節の［第1表］では，A類として〝在俗聖職者による修道参事会長職の受託占有〟の事例が記載されている。

ウィリアムのばあいは，逆に修道会聖職者による在俗聖職禄の受託占有である。受託占有の文言は，本節の引用［5］①や［8］②にも見られた。それらもまた修道会聖職者による在俗聖職禄の受託占有である。要するに受託占有は在俗聖職者・修道会聖職者の双方に見られ，いずれも別系列の聖職禄占有を正当化し，その正当化の方便となっている。

修道会聖職者による在俗聖職禄の受託占有は，以下の［第5表］に記載の通り『教皇令状簿』第6巻では7件に留まっている。しかしそれは，令状にそのように明記されているものの件数である。極論すれば，J類の相当数が実質において受託占有であろうか。それを明記しないのは，あえて明記するまでもなく自明であるからか。

[10] "To Hugh Whathamstede, Benedictine monk of St Albans, a *papal* [minor] *penitentiary*. Dispensation to hold a benefice with cure, wont to be assigned to secular clerks ..... (1406)"—— *Ibid.*, p. 79.

これもまた修道会聖職者に在俗聖職禄の占有を認可したもので，その点においては特別に問題がない。問題は斜体字の術語であり，筆者は別稿でそれに〝聖庁内赦院判事〟という訳語を与えている。その判事には〝大判事〟と〝小判事〟とがあり，ヒューは小判事である。筆者は『教皇令状簿』の全12巻から44名の判事を検出しており，そのうちの23名について〝小判事〟の呼称を確認している。しかもその23名中の18名について〝教皇礼拝所司祭〟の称号が確認された。ヒューはその他の5名中の1名であり，彼もまた

〝教皇礼拝所司祭〟であったかと推定される。仮にこの推定が正しいとすれば，彼はＪ１類に加えられよう[2)]。しかしここでは，このような事例の存在を指摘するだけに留める。なお令状の発給者は，インノケンティウス７世である。

2）拙稿Ａ（上）第４節。

＊　＊　＊　＊　＊

前節の［第４表］と同様に，以下の［第４表］もまた本文で引用されていないものをも含んでいる。前記の通り引用されていなくとも，検証の対象者であることに変わりがないからである。

【第５表】 検証対象者一覧表（第６巻：1404-15）

Ｊ　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有

◎　Ｊ１　〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるもの　　称号取得

1	Milton, Thomas	Bened monk 79f (1406)[a)]	VI-184 (1414)
	Clement, John	Carm 280 (1412)	−(−)
	Hoo, John	Carm 393 (1412)	VI-173 (1412)
	Standon, Richard	Domin friar 381 (1413)	VI-175 (1313)
	Kyrkeby, Edmund	August friar 395 (1413)	VI-173 (1412)
2	Therfelde, John	Bened monk 183 (1414), 401	同時取得
	Oconril, Matthew	Domin friarr 470 (1415)	VI-186 (1414) 350
	Leycestria, John	August friar 486 (1415)	−(−)
2	Wytkirk, John	Cist monk 497 (1415)	同時取得

ａ）この令状だけはインノケンティウス７世のもので，ほかはすべて対立教皇ヨハンネス23世が発給している。

◎　Ｊ２　〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないもの

Hay, William　　August canon 74 (1406), 77[a)]

	Fordham, John	Bened monk 74 (1406)[a)]	
3	Watford, John	August prior 76 (1406)[a)], 277, 392, 466	
	Berkeforde, John	August canon 77 (1406), 82[a)]	
6	Stanlake, John	Cist monk 80 (1406)[a)]	
	Byrlay, John	August canon 162 (1409)[b)]	
4	Bridham, Edward	August canon 163 (1410)[b)]	rectory 283f
	Odubnarla, Donatus	August prior 201 (1410) Ir	vicarage[c)]
5	Baret, John	August prior 204 (1410) Ir	deanery[c)]
	Fitzhenre, John	August canon 231 (1410)	
4	Omulymnan, Matthew	August canon 235f (1410) Ir	rectory[c)]
	Boston, William	August canon 238 (1411)	
	Osyredean, John	Prem canon 271 (1411) Ir	vicarage[c)]
	Clyve, John	Bened monk 275 (1411)	
	Berghwolte, Thomas	August canon 275 (1411)	
	Brackeley, Thomas	August canon 275 (1411), 396	
	Schaldeborue, John	August canon 282 (1411)	
7	Messing, Richard	Domin friar 301 (1411) bp/Sodor	
	Poyk, John	August canon 272 (1412)	
	Halle, John	Cist monk 276 (1412)	
	Fiskirton, John	Gilb 276 (1412)	
	Obyrnd, John	August prior 277 (1412) Ir	vicarage[c)]
8	Warmiston, John	Cist monk 282 (1412) W	
	Trussebut, Robert	Gilb canon 282 (1412)	
4	Middeltone, Richard	Bened monk 282 (1412), 380	rectory
	Boystok, John	August canon 283 (1412)	
7	Curlw, John	Bened bishop 315 (1412) bp/Dromore	
	Ruland, Thomas	August prior 392 (1412)	
	Welby, Alexander	Cist monk 393 (1412)	
	Norwich, William	Bened monk 379 (1413)	
	Leveryche, John	Domin friar 380 (1413)	
8	Omichian, William	August canon 396 (1413) Ir	vicarage[c)]
	Baundeseye, John	August canon 396 (1413)	
	Selman, Nicholas	August canon 396 (1413)	
	Plymtoun, Thomas	August canon 466 (1414)	
	Werkeworth, Henry	August canon 466 (1414)	
	Balne, Thomas	August canon 466 (1414)	

	Yonge, John	August canon 466 (1414)	
	Tunstall, William	Cist monk 467 (1414)	
	See, William	Cist monk 467 (1414)	
	Claxton, Thomas	Domin friar 468 (1414)	
	Hoton, Thomas	August canon 468 (1414)	
	Dynys, William	Gilb canon 470 (1414)	
9	Baynard, William	Domin friarr 470 (1414)	benefice[c)]
	Vincent, Richard	Domin friar 465 (1415)	
	Sonky, Richard	August friar 465f (1415)	
	Heche, John	Bened monk 466 (1415), 467	

a） 発給者はインノケンティウス7世。
b） 発給者は対立教皇アレクサンデル5世。
（ほかはすべて対立教皇ヨハンネス23世が発給している。）
c） 受託占有 'in commendam'
なお Ir は，アイルランド関係であることを示す。

〈参考〉

10	Whathamstede, Hugh	Bened monk 79 (1406)	pap. pententiary

『教皇令状簿』第6巻の構成は，次の通りである。

Pp. 1～ 94 Innocent VII 1404-06, d.1406
Pp. 94～147 Gregory XII 1406-08, resigned 1415
Pp. 148～166 Alexander V 1409-10, d.1410 Anti-pope
Pp. 167～515 John XXIII 1410-15, deposed 1415 Anti-pope

従って情報の大半は，対立教皇ヨハンネス23世からの令状である。前節の［第4表］ではJ1類26名に対して，J2類は30名であった。この［第5表］では，J1類9名に対してJ2類が47名である。まずそのことを確認しておこう。

〈要約〉

○ 第1点 前節の［第4表］と比較して，J1類・J2類の相対比における前者の減少が注目される。それは〝教皇礼拝所司祭〟という名誉称号の授与件数それ自体の減少によるもので，J類すなわち修道会聖職者による在俗

聖職禄の占有認可は，その件数において引き続き高い水準にある。

○　第2点　いいかえるとJ類の占有認可は対立教皇の側にも見られ，彼らはその点において〝適法な〟教皇と競合していたことになる。

○　第3点　引用［9］では，修道会聖職者による在俗聖職禄の受託占有について説明した。この〝受託占有〟についてはすでに第2節において，また第3節でも言及されていた。しかしそれは逆に〝在俗聖職者による修道参事会長職の受託占有〟であって，受託占有は在俗聖職者・修道会聖職者の双方について確認されたことになる。いずれも別系列の聖職禄占有を正当化し，その正当化の方便となっている点で共通している。なお『教皇令状簿』第6巻における7件とは，令状にそのように明記されているものの件数である。実際の件数は，さらに多いものと推定される。

[Ⅷ]

本稿の検証対象は，序説《はじめに》で述べた通り『教皇令状簿』の第1巻から第12巻までの合計12巻である。しかし本稿の主題に関連する問題点は，第6巻までつまり前節までにほぼ顕在化している。そこでこの節では主として最後の第12巻について関連情報を概観するが，それに先だって第7巻・第10巻の情報に注目しておきたい。

§1　第7巻・第10巻：〝教皇礼拝所司祭〟について

［1］ "To Thomas Mersche, canon of the Gilbertine priory of St Catherine without the walls of Lincoln, *papal chaplain*. Dispensation to him (who is *a minor penitentiary* in the Roman court, and who ..... was presented to bishop William [Alnwick] by ..... [the] patrons of the parish church of Gelston [Geldeston] in the said diocese [Norwich], wont to be governed by secular clerks), to be instituted to the said church ..... (1427)"—— *Letters*, VII, 516f. Cf. also pp. 16,456.

『教皇令状簿』第7巻からの引用である。トマスは〝教皇礼拝所司祭〟で

あり，従ってこれはＪ１類〝教皇礼拝所司祭の称号が検出されるもの〟に該当する。しかも第７巻ではＪ１類として唯一の事例である。

［２］ “To Hugh Forster, a Benedictine monk of St Mary's, Glastonbury, in the diocese of Bath and Wells ..... a *papal chaplain*. Dispensation to him, who is a *papal minor penitentiary* ..... to receive and hold for life any benefice with cure wont to be governed by secular clerks ..... (1447-8)”—— *Letters,* X, 352. Cf. also p. 112; *Letters,* VIII, 320.

『教皇令状簿』第10巻からの引用であり，ヒューが〝教皇礼拝所司祭〟であることからして，これもＪ１類に該当する。しかもＪ１類としては，第８巻から第12巻までを通じて唯一の事例である。いいかえるとＪ１類は，第７巻以降においてトマスとヒュウーとのわずか２件に留まった。

Ｊ１類の減少は，すでに前節［第５表］に記載の通り第６巻でも顕著であり，第７巻以降においてさらに決定的になったといえよう。第６巻と第７巻以降とでは，情報の密度において格段の相違がある。これを１年あたりの頁数で比較するならば，第６巻の47頁弱に対して第７巻以降ではほぼ1.6倍の77頁弱になっている。情報密度が高まっているにもかかわらず検出件数が激減しているとすれば，Ｊ１類の実際の件数それ自体が激減したとの推定が可能になろう。

問題はそれだけに留まらない。トマスにせよまたヒューにせよ，彼らは単に〝教皇礼拝所司祭〟であるのみならず〝聖庁内赦院〟の〝小判事〟でもあった。この〝小判事〟という点では，前節引用［10］のヒューと共通している。相違といえば，前節のヒューに〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないことがそれである。しかし前節での推定を反復するならば，彼もおそらくは〝教皇礼拝所司祭〟であった。理由は，内赦院〝小判事〟の大半について〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるからである。

〝教皇礼拝所司祭〟についてはいずれ別稿で詳細に検討する予定であるが，筆者はこれを次の通り区分すべきものと考えている。

a類　〝教皇礼拝所司祭〟であり，しかも教皇官僚として何らかの役職にあ

るもの

b類　〝教皇礼拝所司祭〟の名誉称号を帯びているが，教皇官僚でないもの

b1類　〝教皇礼拝所司祭〟の名誉称号とその特権とを享受するもの

b2類　〝教皇礼拝所司祭〟の名誉称号のみでその特権を享受しないもの

上記のトマスやヒューは現に教皇官僚として内赦院小判事の職にあり，しかも〝教皇礼拝所司祭〟の称号を帯びていた。ここでa類とは，まさにこのトマスやヒューのような事例をいう。ほかの事例は，下記の［参考－2］の一覧表に示した。ヒューと同様に『教皇令状簿』第10巻から抽出されたものである。

［3］①"To John Strecte, a Friar Preacher. Appointing him a *papal chaplain*. ..... *Recipitur in capellanum honoris* in forma (1450)"—— *Letters*, X, 69. ②"To Thomas, abbot of the [Cistercian] monastery of St Mary, Neubotil [Newbattle], in the diocese of St Andrews [Scotland]. Appointing him ..... a *papal chaplain*, / with the enjoyment of the usual exemptions, privileges etc. (1452-3)"—— *Ibid*., p. 127. ③ (1) " ..... the chancellorship of Dunkeld [Scotland] ..... by the death of Nicholas de Adholia [Atholia], a *papal chaplain* ..... (1447)"—— *Ibid*., p. 366. Cf. also p. 382. (2) "To Nicholas de Atholia, perpetual vicar of Stramiglo [Strathmiglo] in the diocese of Dunkeld, doctor of canon law. Appointing him a *papal chaplain*, / with the enjoyment of all privileges etc. (1432-3)"—— *Letters*, *VIII*, 281.

まず令状②に注目しよう。主文はトマスを〝教皇礼拝所司祭〟に任命するもので，斜線以下ではあわせて〝教皇礼拝所司祭〟の通常の特権を承認している。令状①は斜線以下の文言を欠いているが，これもおそらく通常の特権を承認したものであろう。またこれにはラテン語の付記があり，この令状が〝教皇礼拝所司祭〟の名誉称号を授与するものであるという。双方の書式の共通性からして，令状②の〝教皇礼拝所司祭〟もまた名誉称号であろう。令状③の(1)はニコラスの死亡に言及し，彼が〝教皇礼拝所司祭〟であったことを伝えている。しかも③の(2)すなわち第8巻の情報によれば，彼もまた〝教皇礼拝所司祭〟として特権を享受していた。上記のb1類とは，このような

事例のことである。

［4］ *"DE CAPELLANATUS HONORIS* (1) To Thomas Burforde, Augustinian canon ..... Conferring on him the dignity of papal chaplain, *with* the enjoyment of all immunities, privileges, etc. (2) To Thomas Thornef, Gilbertine canon ..... The like. (3) To Robert Alffurton, Carmelite. The like, *without* privileges. (4) To William de Gedenay, Carmelite. The like. (5) To Master Reginald Jordan, priest, of the diocese of Winchester. The like, *with* privileges. (6) To Master Robert Fynor, priest, of the diocese of Exeter. The like. (7) To John Bolte, Augustinian canon ..... The like, *without* privileges ..... (1396-7)"—— *Letters*, V, 27ff.

『教皇令状簿』第5巻からの引用である。〝礼拝所司祭の名誉称号について〟という見出しのもとに28名が列挙されており，ここではそのうちの7名だけを例示した。(2)のトマスは，特権条項を含めて〝同上〟であるが，(3)のロバートは〝同上〟であるが特権を承認されていない。(4)のウィリアムは，特権を欠いた状態で〝同上〟である。

要するにここでは，(3)(4)(7)の3名が特権の享受を認められていない。b2類とは，この3名のような事例をいう。なおb2類は第7巻以降から検出されず，第6巻が下限になっている[1)]。前出［3］の①は特権条項を欠いていたが，筆者はこれをもb1類と読んだ。理由は，今しがた述べたようにb2類が第7巻以降から検出されないからである。

1）第6巻に7名。*Letters,* VI, 400 f. なお第7巻に次の記載がある。 ①"To William Omalachtan, a Friar Preacher. Appointing him a papal chaplain (without mention of the usual exemptions, privileges etc.) (11 Dec. 1417)"—— *Letters*, VII, 1. ②"To William Omalachtan, a Friar Preacher. Appointing him a papal chaplain (without the usual exemptions, privileges etc.) (ditto)"—— *Ibid*., p. 20. 同一人に対する同日付けの令状が2回にわたって記録されている。（ ）内はこの史料集の編者の付記である。前者では特権に関する言及がないといい，後者では特権それ自体を伴わないと書かれている。後者もおそらくはその言及がないという意味であろう。

ではb1類・b2類のいずれが多いか。詳細は別稿に譲るが，b3類は検出

件数においてｂ１類に遠く及ばない。

【参考－2】〝教皇礼拝所司祭〟一覧（第10巻）

◎　ａ類　教皇官僚として何らかの役職にあるもの

(1) **Papal Acolyte**　教皇侍祭
Forstare, Gilbert 583

(2) **Papal Auditor**　聴取判事
Capitaneis, Malatesta 3, 45, 311
Petri, Anthony 67
Fondera, William 170, 346, 536...
Didaci de Coca, John 258, 345
Caveisrubeis, P. Martini 328, 479
Josso, John 536, 665
Bonarlis, Orlandus 585, 687
Bout, William 32
Rouira, Bernard 116, 577
Obizis, John 205, 269
Bont, William 316
Segura, Alfonsus 415, 535
Thosabetis, Anthony 536, 538, 576
Ludovisiis, Lewis 687

(3) **Clerk of the Papal Chamber**　聖庁財務院書記
Caunton, Richard 132

(4) **Papal Collector**　聖庁財務院徴収官
Obizis, John 205, 269 ⇧
Clementis, Vincent 205...

(5) **Papal Nuncio**　教皇使節
Clementis, Vincent 205... ⇧
Obizis, John 269 ⇧

(6) **Papal Penitentiary**　聖庁内赦院判事
Calp, John 270
——, Albert 270
——, Nicholas 270
——, Walter 270
Solerii, John 270
Prepositi, John 305n
Forster, Hugh 352 [2]
Segini, John 270
——, Valentine 270
——, Mark 270
——, John 270
——, Raymund 270
Sandewich, Walter 336

(7) **Papal Referendary**　請願検討顧問
Fondera, William 573

(8) **Papal Subdeacon**　教皇副助祭
Clementis, Vincent 375 ⇧

◎　ｂ類　教皇官僚でないもの

Strecte, John (Domin) 69
——, Thomas (Bened) 127
Stanceby, John (Cist) 133
Atholia, Nicholas (secular) 366, 382
Benet, John (Bened) 125
Eyton, Thomas (Cist) 133

chancellor / Dunkeld

【参考－3】〝教皇礼拝所司祭〟一覧（第12巻）

◎　a類　教皇官僚として何らかの役職にあるもの

(2) **Papal Auditor**
Valle, Peter 28
Rouira, 55, 58...
Romerus, Sancius 198, 404
Cerretanis, John 253, 784
Grassis, Anthony 268, 290...
Porta, Matthew 349
Theramo, Gaspar 462, 556...
(6) **Papal Penitentiary**
Gunthorp, John 501

聴取判事
Didaci de Coca, John 45, 175...
Leliis, Theodore 108
Ubaldis, Nicholas 244, 254...
Ferriz, Peter 255, 683
Cesarinis, John 348f, 737
Ludovisis, Lewis 404
Valle, Fantinus 712

聖庁内赦院判事

◎　b類　教皇官僚でないもの

Dewe, Matthew ? 163
Murref, George (August) 558, 563
Colston, Robert (secular) 208

第12巻では〝教皇礼拝所司祭〟の検出件数それ自体が減少し，しかも18名中の14名が聴取判事である。

§2　第12巻：〝年俸〟について

以下，本節の主題に戻って『教皇令状簿』第12巻から特徴的な事例だけを抽出して検証する。ここで特徴的とは前節までに，従って第6巻までにその類例が見られないということである。ではどのような事例がそれに相当す

るか。

［5］“(1) To William Appullton, a canon of the Gilbertine priory of St Catherine, in the diocese of Lincoln. (2) Dispensation to him, a priest, to receive and retain for life any benefice with cure wont to be governed by secular clerks, (3) even if it be a parish church or its perpetual vicarage, or a chantry, free chapel or hospital or a benefice called an *annual service* [annuale servitium nuncupatum] ..... and (4) to resign it, simply for exchange, as often as he pleases (1466)”—— *Letters*, XII, 511.

この令状は，書式を見る限りこれまで一連のものと基本的に共通している。問題は，もっぱら第(3)項にある。占有認可対象の在俗聖職禄についてその種別が列挙され，最後に〝アヌアーレ=セルウィティウム〟と呼ばれるベネフィキウムに言及されている。字義通りにいえば〝毎年の給付金〟であり，その給付金それ自体が聖職禄であるという。以下これを簡単に〝年俸〟と呼んでおこう。

［6］①“ ..... , or a benefice called an *annual service,* ..... (1469)”—— *Ibid*., p. 676. Cf. also pp. 710, 724f. ②“ ..... , or a benefice called an *annual service* or *stipend,* or ..... (1469-70)”—— *Ibid*., p. 728. ③“ ..... , *annual service* or *stipend*, or ..... (1466)”—— *Ibid*., pp. 541f. ④“ ..... , or an *annual* called a *service*, or ..... (1470)”—— *Ibid*., p. 788. ⑤“ ..... even if a parish church or its perpetual vicarage or a chantry, *annual service*, free chapel or hospital ..... (1463)”—— *Ibid*., p. 190. Cf. also pp. 541, 546f, 582. et passim.

問題の文言だけを引用した。令状①には引用［5］とまったく同じ文言が見られる。②では〝あるいはスティーペンディウム〟と付記されている。まさに俸給であり，年俸であろう。③の記載は，②にくらべて簡略になっている。また④では〝セルウィティウムと呼ばれるアヌアーレ〟と書かれているが，これは形容詞アヌアーレの名詞化であって，それ自体として異例ではない。最後の⑤では，前後の文言をも引用した。引用［5］とほぼ同様であるが，年俸の記載が③よりもさらに簡略になっている。しかも『教皇令状簿』第12巻では，このような簡略な記載がむしろ通例である。

では年俸の記載は第12巻だけに特有のものか。

［7］ ①"To Thomas Bryte, a monk of the Benedictine monastery of St Mary, Glastonbury ..... Dispensation ..... even if a parish church or a perpetual vicarage, a chantry or a *yearly salary* wont to be given to priests in England ..... (1450)"—— *Letters*, X, 86.

これは『教皇令状簿』第10巻からの情報であるが，年俸関連のものとして最古の事例ではない[2]。しかし修道会聖職者への年俸の情報は第10巻まで極端に少なく，またこの書式のものとしては，筆者が知る限り『教皇令状簿』において初出である。

2）"To Thomas Purchas, Augustinian canon of St Mary's priory, Selborne, in the diocese of Winchester. Licence to transfer himself to any monastery or other regular place of his order, at his choice, in England; and to receive a *yearly stipend*, as secular priests can, for celebrating devine [offices] for the souls of the faithful (1400)"—— *Ibid*., p. 329. 第6節の引用［20］を再録した。

---

［8］ ①" ..... , or a *yearly salary* wont to be given to priests in England ..... (1455)"—— *Letters*, XI, 93. Cf. also pp. 162, 520. ②" ..... , or a *yearly salary* wont to be given to priests in England or elswhere ..... (1456)"—— *Ibid*., p. 111. ③" ..... , or an *annual salary* wont to be given to priests in England ..... (1456-7)"—— *Ibid*., p. 145. Cf. also pp. 513. ④" ..... or an *annual salary* or *stipend* wont to be given to priests in England ..... (1459)"—— *Ibid*., p. 553. ⑤" ..... or *annual service*, ... (1461)"—— *Ibid*., pp. 605f. Cf.also pp. 623f, 654, 697f (*annual service* or *stipend*). ⑥" ..... or an *annual service* wont to be given to secular priests in England ..... (1463)"—— *Ibid*., p. 642. ⑦" ..... or an *annual*, or ..... (1455-6)" —— *Ibid*., p. 28. Cf. also pp. 115, 524, 567, 650f. ⑧" ..... or *annual stipend* (1463)"—— *Ibid*., p. 649. ⑨" ..... or *annual* for the departed, ... (1459)"—— *Ibid*., p. 561.

令状①②の〝yearly salary〟と③④の〝annual salary〟とにおける形容詞の相違は，ラテン語原文の相違ではなくて，おそらくこの史料集の編者による訳語選択の相違であろう。原文はいずれも〝annuale salarium〟であ

ろうか。仮にその通りであれば，年俸は〝サラーリウム〟〝スティーペンディウム〟〝セルウィティウム〟など，さまざまに表現されていたことになる。なお最後のセルウィティウムは，奉仕・礼拝・給付などをはじめとしてきわめて多義的である。スティーペンディウムはそのセルウィティウムの語義を限定するために，いわば補足的に併記されたというべきか。

また令状①から②までには，その年俸について〝慣例としてイングランドで司祭に与えられるもの〟という説明がある。それが②では〝イングランドおよびその他で〟となっている。さらに⑥では，単なる司祭ではなくて〝在俗司祭〟と明記されている。これらの令状は修道会聖職者に対する在俗聖職禄の占有を認可するものであるから，単なる司祭もまた在俗司祭の意味に解釈すべきであろう。

令状⑦では，前出引用［6］④と同様にアヌアーレの単独使用すなわち形容詞アヌアーレの名詞化が見られる。最後の⑨における〝死者のためのアヌアーレ〟とは何か。いわば年忌法要の謝礼金であろうか。ほかに類例がないので，即断を控えておこう。

この引用［8］は，いずれも第11巻からの情報である。年俸に関する情報は第11巻において唐突に増加し，その傾向は第12巻でも続いている。なおサラーリウムは第11巻でも見られるが，令状⑤以降ではセルウィティウムが優勢になっている。第12巻では，サラーリウムが見受けられない。

［9］ ①“To John Halsall, rector of the parish church of Wodboro [Woodborough] in the diocese of Salisbury. Dispensation ..... even if ..... or *annual services* ..... wont [to be assigned to secular clerks as a title of a perpetual benefice] ..... (1469-70)”—— *Letters*, XII, 693. ②“To George Grey, clerk, of the diocese of Lincoln ..... even if ..... *annual services* ..... wont to be assigned as a title of a perpetual benefice to secular clerks ..... ／ and to retain them ‘in commendam’ until the age of twenty-three years, and afterwards ‘in titulum’ for life ..... (1470)”—— *Ibid*., p. 715. ②“To John Husbande, rector of the parish church of All Saints, Clouel [Clovelly], in the diocese of Exeter ..... even if ..... *annual services* ..... wont etc. ..... (1471)”—— *Ibid*., p. 822.

これら3件は『教皇令状簿』第12巻からの引用であり，令状受給者はいずれも在俗聖職者である。書式・文言において，前出一連の事例と共通している。在俗聖職者への年俸とは当然のことながら在俗聖職者のためのものであり，これら3件はまさに当然の事態を例示している。

それに対して前出一連の事例は，在俗聖職者が取得すべき年俸の修道会聖職者への流用を意味する。いわば目的外の流用である。しかし修道会聖職者にとっては，この目的外流用によって選択肢がさらに追加されたことになる。修道会聖職者による在俗聖職禄の占有とは，そのこと自体が目的外流用であり選択肢の追加であった。年俸の目的外流用は，その上さらに新たな選択肢を追加したものといえよう。

いずれにせよ年俸の目的外流用は，上記の通り『教皇令状簿』第11巻で顕在化し，それが第12巻でも続いている。第10巻の事例つまり引用［7］は1450年のものであり，第11巻では1455年以降にそれが見られる。本稿の下限は第12巻の下限であり，1471年である。年俸の目的外流用は，最後の20年間に顕在化した。

［10］ ①"To Simon bishop of Mayo [Ireland]. Dispensation to him, who is bishop of Mayo 'in partibus infidelium', and who, as he alleges, receives nothing from its fruits etc., is a suffragan of Reynhardus bishop of Worms ..... and has made his profession of the order of Augustinian friars, to receive and hold 'in commendam' for life together with the said church of Mayo any mutually compatible benefices ..... secular or regular of any orders, even if ..... a parsh church or its perpetual vicarage ..... (1461)"—— *Ibid.*, p. 126. ②"To Simon de Duren, elect of Mayo. Provision to him, a Carmelite friar ..... he cannot go to the said church ..... without personal danger ..... the fruits etc., if any there be, of the episcopal 'mensa' of the said church, which is situated 'in partibus infidelium', are in the possession of the said infidels and enemies of the Christian name ..... (1457)"—— *Letters*, XI, 309f.

サイモンはメイヨウ司教であるが，その司教座は〝イーンフィデーリスの地域〟にあるという。イーンフィデーリスとは概して東方の異教徒を意味す

るが，このばあいは令状②の末尾に記載の通り，キリスト教徒でありながら正統の教会の敵対者である。サイモンは現地赴任を断念し，ヴォルムス司教ラインハルトのもとに属司教として寄寓している。

彼は令状②の時点でカルメル修道会所属であるが，①ではアウグスティノ修道会の修道誓願者であるという。ともあれ彼はメイヨウ司教座からの収益を期待しえないということで，在俗聖職禄か修道会聖職禄かの占有を認可された。いわゆる〝受託占有〟である。

[11] ①"To Nicholas [O'Flanagan], bishop of Elphin [Ireland]. Dispensation, the fruits etc. of his episcopal 'mensa' being too slender to enable him to keep up a decent state, etc., so that he, who is a Friar Preacher [Dominican], may receive and retain 'in commendam' for life, together with the said church of Elphin, any benefice ..... secular or regular of any Order, even if such secular benefice be a parish church ..... (1470)"—— *Ibid*., pp. 752f.

これもアイルランドの司教の事例である。ニコラスは，ドミニコ修道会所属である。司教の〝メーンサ〟については上記のサイモンへの令状でも言及されており，またすでに前節の引用［7］でも説明した。要するに家政維持の財源であり，エルフィンのメーンサは貧弱で体面の維持が不可能であるという。教皇はニコラスの窮状救済のために在俗聖職禄か修道会聖職禄かの占有を認可したが，これもまた名目は受託占有である。

なおサイモンもニコラスも単に修道会聖職者であるのみならずすでに司教であり，これらは司教による在俗聖職禄の占有と見なすべきか。そのことについては，前節引用［7］でも指摘している。

[12] ①"To Thomas Norwich, prior of Eie [Eye], O.S.B., in the diocese of Norwich. *Dispensation* ..... (..... the said priory is, by reason of various misfortunes, and especially on account of floods, too heavily burdened to keep hospitality), to receive and retain 'in commendam' for life together therewith any other benefice ..... wont to be held by secular clerks ..... (1469-70)"—— *Ibid*., p. 728. ②"To John Snayth, prior of the priory of North Feriby [Ferriby], of the [order of the] hospital of St John of Jerusalem, in the dio-

cese of York. *Dispensation* ..... to receive and retain for life 'in commendam' with the priory ..... any benefice wont to be governed by secular clerks ..... (1461-2)"—— *Ibid.*, pp. 136f. ③"To John Stanground, a monk of St John's, Colchester, O.S.B., in the diocese of London. *Dispensation* ..... to receive ..... any one other benefice ..... or any two other benefices ..... wont to be held by secular clerks ..... and to retain whichever of them he prefer for life as a *title*, and the other therewith 'in commendam' ..... (1468)"—— *Ibid.*, p. 631.

受託占有は，もとより司教だけに留まらない。令状①②のトマス・ジョンは修道参事会長であり，③のジョンは単なる修道士である。また①では洪水による窮状に言及されているが，②や③ではそのような特殊事情に関する情報がない。要するに受託占有と特殊事情とは，直接の関係にない。

令状③の斜体字の文言に注目しよう。2件の在俗聖職禄を占有するばあい，任意の一方を正規の〝権原〟で占有し，他方を〝受託〟の名目で占有するという。教会法の原則からすれば，複数の司牧聖職の兼任は禁止されていた。それらを兼任するには，あらかじめその禁令の適用免除を請願し認可の令状を取得しなくてはならない。

この〝権原〟と〝受託〟との使い分けは，引用［9］②の斜線以下にも見られた。在俗聖職者の事例である。そこでは23歳すなわち司祭適格の年齢まで受託で，それ以降は権原によるという。受託占有はこのばあいもまた禁令の適用免除の便法になっており，受託占有にはこのような事例もある。

斜体字のディスペーンサーティオーとは，まさにその適用免除である。本稿の引用の大半は適用免除の令状であった。これら3通の令状は，単に修道会聖職者に在俗聖職禄の占有を認可するのみならず，複数の司牧聖職の兼任を認可するものでもある。

[13] ①"To Thomas Sutton, prior of Poghley [Poughley], O.S.A., in the diocese of Salisbury. Dispensation to receive and retain for life *together with the said priory* ..... any other benefice with cure wont to be held by secular clerks ..... (1468-9)"—— *Ibid.*, p. 647.

この令状は現有の修道参事会長職のほかに在俗司牧聖職禄の占有を認可し

ており，その点では引用［12］の①②と完全に共通している。従って後者は名目において受託占有であろうが，文面にはその文言がない。令状によっては，このように受託占有の文言を欠くものもあることを指摘しておこう。

［14］“To John Carter, a monk of Wenlok [Much Wenlock], O. Clun., in the diocese of Hereford. Dispensation ..... with indult, if he be required or deputed ..... to govern any church with cure ..... that he may govern the same and therein dwell and celebrate masses and other divine offices and exercise the cure of souls, after he has asked, even though he do not obtain, licence from his superior (1466)”—— *Ibid*., p. 542.

最後にこの令状に注目しておきたい。前半は在俗聖職禄の占有に関する通常の文言であるが，後半の追記ではその聖職禄の関係者から要請があれば現地居住を認めるという。現地に居住して，在俗聖職者と同様に司牧義務を遂行してよろしいということである。その際には所属修道院の上司に許可を求めなくてはならないが，仮に許可をえられなくとも現地赴任が認められる。

これはおそらく修道院在籍のままでの院外居住であろうが，その認可を明記している点ではほかに類例がない。逆にいえば，これまで一連の事例では院内居住のままで現地に聖務代行者を配置し，本人はそこからの収益を享受するということであろう。このジョンの事例は，修道会聖職者による在俗聖職禄占有の一側面をうかがわせる。

*　*　*　*　*

【第 6 表】 検証対象者一覧表（第 12 巻：1458-71）

J	修道会聖職者による在俗聖職禄の占有	
◎	J 1 〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるもの	その事例がない
◎	J 2 〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないもの	
	Rayne, Henry	August prior 34 (1459)[c]
	Hornse, John	Cist monk 34 (1459)

	Stokemede, Thomas	August friar 103 (1460)	
	O'Kelly, Bernard	August canon 122 (1460-1), 504	
10	Duren, Simon	August friar 126 (1461) bp/Mayo[c)]	
12	Snayth, John	St John Jerusalem prior 136f (1461-2)[c)]	
	Dallyng, William	Bened monk 190 (1463)	a.service
	Stephenson, Nicholas	Bened monk 201 (1463-4)	
	George, William	Carm friar 201 (1463-4)	
	Pittecock, Thomas	August canon 426 (1464)	
	Molle, Thomas	Bened monk 412 (1465)	
	Barow, William	August canon 412 (1465)	
	Cokefeld, Thomas	Domin friar 412 (1465)	
	Grave, John	August canon 412 (1465)	
	Framisden, Thomas	Clun monk 458 (1465-6)	
	Plant, John	Cist monk 541 (1465)	a.service
	Kynggyswod, John	Cist monk 510 (1466)	a.service
5	Appullton, William	Gilb canon 511 (1466)	a.service
	Cateryk, William	Cist monk 541f (1466)	a.service
14	Carter, John	Clun monk 542 (1466)	
	Gye, Ralph	Cist monk 582 (1466)	a.service
	Base, James	Bened monk 582 (1466)	
	Saucraye, Robert	August brother 583 (1466)	
	Gore, Thomas	Cruciferi brother 508 (1466-7)	
	Cosyn, John	Autust canon 508 (1466-7)	
	Irland, William	Bened monk 508 (1466-7)	
	Howlyn, Simon	Cist monk 564f (1467)	a.service
	Caster, William	Bened monk 565 (1467)	a.service
	Payne, James	Cist monk 567 (1467)	
	Stanley, John	Bened monk 623 (1468)	a.service
12	Stanground, John	Bened monk 631 (1468)[c)], 632	a.service
	Breystow, John	Cist monk 632 (1468)	a.service
	Rigdoti, Robert	Clun monk 646 (1468)	
	Skyrlagh, Robert	Cist monk 648 (1468)	a.service
	Bougeworth, John	Bened monk 649 (1468)	a.service
13	Sutton, Thomas	August prior 647 (1468-9)[c)] ?	
	Smaw (Small?), John	Bened monk 675 (1469)	a.service
	Lincoln, John	Gilb canon 676 (1469)	a.service

	Benynghom, John	Cist monk 678 (1469)	a.service
	Bedeford, Paschal	Bened monk 708f (1469)	a.service
	Fraunceys, William	Bened monk 710 (1469)	a.service
	Lambe, John	Bened monk 710 (1469)	
	Greteham, Thomas	Bened monk 724f (1469-70)	a.service
12	Norwich, Thomas	Bened prior 728 (1469-70)[c]	
	Wetyng, Robert	Clun monk 728 (1469-70)	a.service
	Wilton, Walter	Cist monk 729 (1469-70)	a.service
	Speller, Thomas	Cist monk 754f (1469-70)	a.service
	Saunder, John	August canon 755 (1469-70)	a.service
	Gernesey, John	August canon 725 (1470)	
	Stratford, Thomas	August canon 738 (1470)	
	Langdon, Ralph	August canon 739 (1470)	a.service
	Faryngdon, Robert	Bened monk 739 (1470)	a.service
11	O'Flanagan, Nicholas	Domin friar 752f (1470) bp/Elphin[c]	
	Drax, William	Cist monk 755 (1470)	
	Rotley, William	Gilb brother 788 (1470)	a.service
	Stowe, Robert	August canon 790 (1470)	a.service
	Sydbery, John	Cist monk 791 (1470-1)	a.service

a.service：選択肢に〝年俸〟が含まれていることを示す。

c）受託占有 'in commendam'

------〈参 考〉------在俗聖職者------

9	Halsall, John	rector 693 (1469-70)	a.service
9	Grey, George	clerk 715 (1470)[c]	a.service
9	Husbande, John	rector 822 (1471)	a.service

〈要 約〉

○ 第1点 本節は『教皇令状簿』第12巻の検証を主要な課題としているが，前半では第7巻・第10巻から2件の令状を引用した。引用［1］［2］のトマスおよびヒューの事例がそれである。J1類〝教皇礼拝所司祭の称号が検出されるもの〟は，この2件を最後として第11巻以降には見当らない。［第6表］では，J1類の事例がないと書かれている。それは第12巻のみならず第11巻にもないという意味である。

○　第2点　［参考－2］では第10巻から〝教皇礼拝所司祭〟の全数を抽出し，現に教皇官僚であるか否か，その点からの区分を試みた。現に教皇官僚として何らかの役職にあるもの31名に対して，非教皇官僚が6名であった。トマスもヒューも現に教皇官僚として内赦院小判事の職にあり，しかも教皇礼拝所司祭であった。単なる名誉称号としての教皇礼拝所司祭は，第10巻においてそれ自体が激減している。上記6名中の5名は修道会聖職者であるが，彼らについてはもはや在俗聖職禄の占有認可が確認されない。要するに教皇礼拝所司祭・修道会聖職者・在俗聖職禄というＪ1類の3条件を充足する事例は，第10巻で消滅している。

○　第3点　［参考－3］では第12巻から〝教皇礼拝所司祭〟の全数を抽出し，同様の区分を試みた。現に教皇官僚であるもの15名に対して，非教皇官僚が僅かに3名であった。しかもその18名中の14名が聴取判事である。Ｊ1類の消滅とは教皇礼拝所司祭それ自体の消滅ではなく，その減少傾向を背景としている。また教皇礼拝所司祭の称号は次第に聴取判事に限定される傾向にあり，その結果として教皇礼拝所司祭・修道会聖職者・在俗聖職禄というＪ1類の3条件を充足する事例が消滅したともいえよう。上記のトマスやヒューを別として，かつてＪ1類とされたものの大半は，単なる名誉称号として〝教皇礼拝所司祭〟の称号を帯びているものであった。

○　第4点　引用［5］では，第12巻における〝年俸〟関係の情報に注目した。その令状では〝アヌアーレ=セルウィティウムと呼ばれるベネフィキウム〟と書かれている。いいかえると，年俸もまた聖職禄と考えられていたことになる。在俗聖職禄の占有認可の令状では，通例として聖職禄のさまざまな種別が列挙されている。それらはいわば選択肢であり，その選択肢のいずれかが空席になればそれを占有させるという。年俸が選択肢に加えられるのは，第10巻以降であり第11巻でも少なからず検出された。この選択肢の追加の意味については，本稿末尾で当面の所見を述べる。なお年俸は，修道会聖職者だけに特有のものではない。引用［9］では，在俗聖職者について例示した。

○　第5点　引用［10］以下では，前節に続いて〝受託占有〟の事例を検

討した。複数の司牧聖職禄を合わせて占有するには，主要なもの１件について〝権原〟を設定し，その他の聖職禄には〝受託占有〟という名目が用いられた。これもまた修道会聖職者だけに特有のことではなく，在俗聖職者にもその事例がある。

○　第６点　最後に引用［14］は，ジョンに対しておそらく修道院在籍のままで院外居住を認可している。これは『教皇令状簿』でも希有の事例であるが，修道会聖職者による在俗聖職禄占有の一側面をうかがわせるものとして注目される。

《おわりに》

本稿では各節の末尾で〈要約〉事項を列挙しているので，ここではまず各節の史料所見の要点だけを再確認しておこう。

◎　第１節　修道会聖職者が在俗聖職禄と完全に無縁であったか否か，その点を『教皇令状簿』第１巻にそくして検討した。修道会聖職者が在俗聖職禄と完全に無縁であるとはいえず，その事例は多数にのぼる。しかし第１巻では，その占有の主体がすべて法人としての修道参事会であり，修道会聖職者個人ではなかった。

◎　第２節　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有に関して，明白に個人の資格における占有の事例があるか否か，それを『教皇令状簿』第２巻について検討した。修道会聖職者もまた個人の資格で聖職禄を占有することがあり，その事例は少なくない。問題はその聖職禄の種別であり，第２巻からは在俗聖職禄の占有が確認されない。

◎　第３節　『教皇令状簿』第３巻から多様な令状を抽出し，それらの内容に応じて次のＡ類からＧ類に区分した。

Ａ　在俗聖職者による修道参事会長職の受託占有

Ｂ　在俗聖職者から修道会聖職者への移籍者による聖職禄の占有

Ｃ　修道会聖職者による修道参事会長職等の占有

D　修道会聖職者による同一修道会内での役職占有

E　修道参事会長職の占有者（修道会聖職者の確証を欠くもの）

F　修道士による聖職禄の占有（聖職禄の種別の明記を欠くもの）

G　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（慣例として修道会聖職者が占有するもの）

最後のG類は本稿の課題に近いが，その聖職禄は〝慣例として修道会聖職者が占有するもの〟であり，その点において以下のJ類〝慣例として在俗聖職者が占有するもの〟と根本的に異なっている。本稿では，そのJ類が考察の中心になった。

第3節の末尾では，特に〝修道会聖職者における‘個人占有’の意味について〟概略の所見を述べて［追記］とした。その追記では，G類〝慣例として修道参事会員が占有するもの〟について，占有権が個人へ移転しなかったとの推定を述べた。

◎　第4節　『教皇令状簿』第4巻の検証は第4節・第5節に分かれ，この節ではとりわけG類について前節との連続を確認し，その上で第4巻から新たに次の2類型を抽出し検討した。H類・I類がそれである。

H　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有（J類中の特異例？）

I　修道院併設の在俗参事会員聖職禄の占有

◎　第5節　同じ第4巻について，次のJ類・K類を抽出して検討した。

J　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有：序説《はじめに》で引用のもの

K　在俗聖職者による在俗聖職禄の占有

K類は，J類との比較のために検討された。第4巻のJ類とは序説《はじめに》で引用したものであり，このJ類こそは修道会聖職者による在俗聖職禄の個人占有の典型例にほかならない。しかもそれは『教皇令状簿』第4巻においてまず4件が初出し，第5巻以降につながる。従って本稿の本論は第5節から始まっており，第4節まではいわばその予備的考察であった。

◎　第6節　『教皇令状簿』第5巻からJ類を抽出し，次の区分によって検証した。

J　修道会聖職者による在俗聖職禄の占有

J1 〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されるもの

J2 〝教皇礼拝所司祭〟の称号が検出されないもの

J類の該当者は，前記の通り第4巻でわずか4名だけに留まっていた。まず3名は1395年に，他の1名は1396年に検出されている。第5巻でまず特筆すべきは，J類のいわば急激な増加である。1397年から1402年までの6年間に，J1類26名とJ2類30名との合計56名が検出された。第5巻ではJ1類がJ2類に僅少差で迫っている。

◎ 第7節 『教皇令状簿』第6巻からは，J1類9名に対してJ2類47名が検出された。相対比における前者の減少が注目される。それは〝教皇礼拝所司祭〟という名誉称号の授与件数の減少によるもので，J類はその件数において引き続き高い水準にある。

◎ 第8節 『教皇令状簿』第7巻から第11巻までの5巻に関しては詳細な検証を省略し，第8節の前半で第7巻・第10巻から2件の令状を引用するだけに留めた。

§1 第7巻・第10巻：〝教皇礼拝所司祭〟について

J1類〝教皇礼拝所司祭の称号が検出されるもの〟は，この2件を最後として第11巻以降には見当らない。J1類の消滅とは教皇礼拝所司祭それ自体の消滅ではなく，その減少傾向を背景としている。また教皇礼拝所司祭の称号は次第に聴取判事に限定される傾向にあり，その結果として教皇礼拝所司祭・修道会聖職者・在俗聖職禄というJ1類の3条件を充足する事例が消滅したものと推定された。

§2 第12巻：〝年俸〟について

同じ第8節の後半では，第12巻における〝年俸〟関係の情報に注目した。令状の文面では年俸もまた在俗聖職禄の一種として扱われ，通常の聖職禄とともに選択肢の一つになっていた。ほかに〝受託占有〟や修道院在籍者の院外居住の事例にも言及している。

* * * * *

本稿は『教皇令状簿』の第1巻から第12巻までを情報源として，1198年から1471年までのほぼ270年間を通時的に展望した。しかし表題に記載の事態すなわち〝修道会聖職者の在俗聖職禄占有〟は第4巻初出であり，1395年の事例がそれであった。要するに本論の対象は最後のほぼ70年間だけのことで，結果としては序論すなわち前史にほぼ3分の1の紙幅を充てたことになる。

序論・前史へのこれほどの執着には，それなりの理由があった。上記のJ類〝修道会聖職者による在俗聖職禄の占有〟には，第5節以下で詳述の通り令状の書式・項目構成において顕著な特色がある。その特色あるいは新しさを確認するには，それ以前の多種多様な令状との克明な比較が必要であった。いいかえるとJ類の特色を知るためには，可能な限り長期的に，しかも広角的な視野においてそれを検証したかったということである。

ではJ類の特色とは何か。それをあらためて確認しておこう。

[J類の特色]

ア）占有の主体が修道会聖職者であって，在俗聖職者（A類・K類）ではない。

イ）その修道会聖職者とは令状受給者〝個人〟であって，その所属先の修道参事会つまり〝法人〟（G類）ではない。

ウ）占有の客体が在俗聖職禄であって，修道会聖職禄（C類・D類）ではない。

エ）その在俗聖職禄とは〝慣例〟として在俗聖職者が占有するものであって，修道会聖職者が占有するもの（G類）ではない。

要するにJ類の該当者とは，依然として修道会に在籍するとはいえ，占有聖職禄との関係でいえば在俗聖職者と異なるところがない。またその占有はほかならぬ教皇令状によって認可され，教皇自身によって正当化されている。それは何を意味するか。この該当者は修道会聖職者に対する教会法上の制約を緩和され，在俗聖職者に準じて資産の個人占有を許容されている。要するに教皇は一般的制約から特定個人を除外したのであって，その意味においてこの占有認可は特権の授与・新設にほかならない。この特権の授与・新

設という認識は，すでに第6節の〈要約〉第4点において述べている。

ところでJ類の令状の書式・項目構成は，第5節のK類〝在俗聖職者による在俗聖職禄の占有〟にも共通していた。そのことは，すでに第5節の〈要約〉第2点で指摘の通りである。しかもK類の初出は1363年であり，J類は1395年に初出する。修道会聖職者においては，初出がほぼ30年遅れたことになる。

K類とは在俗聖職者に対して複数の在俗聖職禄の兼任を認可するもので，さらに正確にいえば複数の司牧聖職禄の兼任認可である。またK類は同一系列内での兼任であるが，J類はあえて別系列からの兼任を許容した。しかしいずれも兼任の認可であって，その共通性が書式の共通性の根底にあるといえよう。

K類は初出においてJ類に先行するのみならず，検出件数でも圧倒的に多かった。それは何を意味するか。問題の認可令状はまず在俗聖職者を対象として定着し，それが後に修道会聖職者にも拡張されたと推定される。在俗聖職者との比較でいえば，修道会聖職者ではその恩恵が極めて少数のものにしか及んでいない。しかもその恩恵は，上記の通り別系列の聖職禄の流用によっている。

いずれにせよJ類は，K類以降の〝恩恵の乱発〟という文脈の中で理解されよう。さらに上記K類の初出とはJ類と共通の書式の初出であり，在俗聖職者に対する複数聖職禄の兼任認可それ自体の初出ではない。複数兼任の認可は，すでに『教皇令状簿』第1巻にもその事例がある[a)]。

---

a）"Dispensation to Richard, dean of Salisbury, that ..... he may hold not only his present *benefices* and *dignities,* but *others* also to which he shall be promoted (1206)"—— *Letters,* I, 24.　『教皇令状簿』第1巻からの引用であり，しかも〝ディスペーンサーティオー〟と頭書されたものとしては初出である。斜体字の文言がすべて複数になっている。リチャードは現に複数の聖職禄を占有しており，ほかに将来における複数聖職禄の追加占有を許容されている。

恩恵の乱発といえば，いわゆる〝教皇礼拝所司祭〟の称号の認可もそれで

あろう。以下の［参考－4］は，その認可令状の件数を期間別に表示したものである。期間の区分は半世紀であったり，また1年間であったり，令状の件数に応じて変えてある。

令状総数とは〝教皇礼拝所司祭〟に関する情報の総件数ではなくて，あくまでも称号認可の令状だけの総数である。〝教皇礼拝所司祭〟に関する情報は1250年以前にも検出されるが，それは称号認可の令状ではない。称号認可の令状は，1251年に初出する[b]。その一方で称号認可の令状の下限は1464年であるが，それは〝教皇礼拝所司祭〟それ自体の下限を意味するものではない[c]。要するに令状総数とは，新規任用の辞令の総数である。しかし〝教皇礼拝所司祭〟の大まかな消長を知るには，これだけで十分であろう。

---

b）①“..... the pope appointed Master Gregory, *papal chaplain,* to examin witnesses...(1216)”—— *Letters,* I, 40. ②“Robert Passalewe, archdeacon of Lewes, is made *papal chaplain* (1251)”—— *Ibid.,* p. 269.　令状①のグレゴリはすでにその称号を取得しており，この令状は彼を証人の審問者に任命したものである。彼に関しては『教皇令状簿』に称号認可の令状が残っていない。令状②は，称号認可の令状つまり任用辞令の初出である。

c）“To the abbot of Lindores in the diocese of St Andrews ..... the said abbot (who is also, as he alleges, a *papal chaplain* ..... (1471)”—— *Letters,* XII, 788. 〝教皇礼拝所司祭〟そのものは，本稿の下限つまり1471年にも存続が確認される。

【参考－4】〝教皇礼拝所司祭〟の称号認可令状（第1巻から第12巻まで）

期　間	称号認可令状総数	在　俗聖職者	修道会聖職者	備　考	
1251-1300	33	24	9		
1301-1350	15	7	8	Avignon 捕囚	1309-1377
1351-1380	15	8	7	K類初出	1363
1381-1389	27	6	21	教会大分裂	1378-1417
1390	25	4	21		
1391	12	0	12		

1392	27	1	26	
1393	26	8	18	
1394	22	5	17	
1395	21	4	17	------J 類初出　1395
1396	30	5	25	
1397	26	6	20	
1398	51	7	44	
1399	29	4	25	
1400	40	5	35	
1401	10	2？	8	
1402	18	3？	15	
1403-1409	6	0	6	
1410-1415	51	4	47	
1416-1450	9	5	4	
1451-1464	15	6	9	
1465-1471	0	0	0	

POPES (Rome)	
Urban VI	1378-1389
Boniface IX	1389-1404
Innocent VII	1404-1406
Gregory XII	1406-1415
ANTI-POPES (Avignon & Pisa)	
Clement VII (A)	1378-1394
Benedict XIII (A)	1394-1417
Alexander V (P)	1409-1410
John XXIII (P)	1410-1415

この一覧表から何がわかるか。要点を列挙しよう。

a）令状総数は，教会大分裂の直後の 1380 年代から急増している。

b）在俗聖職者と修道会聖職者との相対比が逆転し，後者が前者を圧倒している。

c）件数の上では 1400 年で頂点を過ぎ，その後は減少傾向に転ずる。

d）対立教皇ヨハンネス 23 世についても，合計 51 件の令状が収録されている。

e）大分裂の終息以降には，ほぼ大分裂以前の状況に復帰している。

上記の通り〝恩恵の乱発〟といえば，この〝教皇礼拝所司祭〟の称号の乱発もまたそれである。しかしその称号乱発は，大分裂期間中の一時期すなわち 1380 年代および 90 年代のほぼ 20 年間に限られている。その後のヨハンネス 23 世の 51 件にしても 6 年間の合計であり，もはや乱発とはいいがたい。ようするに〝教皇礼拝所司祭〟の称号乱発は，比較的短期間で終わっている。何故か。『教皇令状簿』の文面だけでは，その理由が不明である。あ

えて推定を述べるならば，懐柔策としての実効性に限界があったからではないか。その推定の根拠については，あらためて別稿で検討したい。

またこの称号乱発の対象は，やはり上記の通り大半が修道会聖職者であった。従ってこの乱発の意図は，とりわけ修道会聖職者の懐柔にあったといえよう。教皇は修道会聖職者の懐柔のために一方では〝教皇礼拝所司祭〟の称号を乱発し，他方では彼らに在俗聖職禄の占有認可の令状を乱発した。

恩恵の乱発はもとより修道会聖職者に限定されず，在俗聖職者にも及んでいる。上記のK類，すなわち在俗聖職者に対する在俗聖職禄の複数兼任の認可がそれであった。しかもK類の検出件数は，修道会聖職者のJ類と比較して遥かに多数にのぼっている。教皇側からすれば，主要な懐柔対象はむしろ在俗聖職者であったといえよう。

修道会聖職者におけるJ1類〝教皇礼拝所司祭の称号が検出されるもの〟は，一方でその称号に相応の特権を取得し，他方では在俗聖職禄の占有を認可された。J1類の該当者はまさにこの両面において恩恵を享受し，彼らは当然のことながらとりわけ称号乱発の一時期に集中的に検出される。しかしJ類それ自体は，J1類の消滅以降にも存続した。J2類〝教皇礼拝所司祭の称号が検出されないもの〟の存続である。

そもそもJ2類はJ1類とほぼ同時に出現し，J1類の消滅以降にもその件数において比較的高い水準を持続した。『教皇令状簿』第12巻では，すなわち第8節［第6表］においては，1458年から71年までの13年間でJ2類が合計57件に及んでいる。要するに修道会聖職者の懐柔策としては，在俗聖職禄の占有認可が大分裂の終息以降にも持続したことになる。しかしこの57件にしても，在俗聖職者におけるK類に遠く及ばない[d)]。

d）参考までに1471年だけで比較すれば，J類は第8節［第6表］に記載の1件に対して，K類は16件にのぼる。*Letters,* XII, pp. 744, 783, 785, 787, 793, 799bis, 800ter, 822bis, 823bis, 824bis.

このように恩恵の乱発それ自体は，とりわけ在俗聖職者に対して，また副

次的には修道会聖職者に対しても続いていたと見なされる。教皇権の退潮傾向は，一般の概説によれば大分裂の終息以降にも大勢として変わらない。恩恵の乱発の持続は，教皇権のそのような退潮傾向との関連で理解すべきか。

＊　＊　＊　＊　＊

本稿の課題は，あらためていうまでもなく上記のＪ類すなわち修道会聖職者による在俗聖職禄の占有の実態検証であった。しかしその検証は，筆者の積年の中心課題からすればむしろ周辺に位置するものである。積年の中心課題とは，国家と教会との相互補完的あるいは相互依存的関係の通時的検証である。国家が教会へ依存するとは，端的にいえば国王行政が聖職者官僚に依存することであり，その聖職者とは大半が在俗聖職者である。

ではこのたび修道会聖職者に注目したのは何故か。理由は単純である。在俗聖職者の実態を知るには，修道会聖職者の実態についても相応の理解が必要であった。後出の拙稿Ｃは，表題に明記の通り国王直属の〝クレーリクス〟と〝カペラーヌス〟との異同を検証したものである。国王官僚の大半はクレーリクスであり，しかも彼らは排他的に在俗聖職者であった。カペラーヌスには修道会聖職者も少なからず見受けられるが，大半はやはり在俗聖職者である。国王官僚の中核は，在俗聖職者のしかもクレーリクスによって構成されていた。要するにクレーリクスを理解するにはカペラーヌスとの対比が必要であり，在俗聖職者の実態を知るには修道会聖職者との対比が不可欠であった。

在俗聖職者・修道会聖職者の異同の検証には，多様な接近が可能であろう。概説水準の知識であれば，まさに概説そのものからえられる。しかし『教皇令状簿』の情報には，概説水準の知識だけでは判読しえないものが少なくない。修道会聖職者による在俗聖職禄の占有もまた，筆者にとって当初はきわめて異様な情報であった。異様とは概説水準の知識からの印象で，本稿はいわばその異様な情報からの接近にほかならない。

修道会聖職者が在俗聖職禄を取得するということは，聖職禄の取得におい

て在俗聖職者と競合することを意味する。あるいは在俗聖職者の既得権領域の一部浸食であろう。筆者の主要な関心は，上記の通り在俗聖職者にあった。在俗聖職者の側では，この浸食に対してまったく無防備・無抵抗であったか。関心はその点にも及んだが，教皇令状の文面からはしかるべき情報がえられなかった。いずれにせよ在俗聖職者にそくしていえば，彼らは大分裂の期間中から聖職禄の取得に関して修道会聖職者との競合関係に入っていたのである。

その事態を既存の教会法秩序の視点からいえば，まさに秩序の流動化以外のなにものでもない。しかもその流動化は，教皇自身の一連の認可の帰結である。教皇の認可は，大半が受益者やそのパトロン権者からの請願を受理してなされる。その意味からすれば，流動化あるいは弛緩は請願に対する妥協・譲歩の帰結であった。

第8節の最後の引用［14］では，修道会聖職者ジョンに対しておそらく修道院在籍のままで院外での居住を認可している。明白な事例としては希有であるが，妥協・譲歩は院外居住の認可にまで及んだということか。

最後に秩序流動化の一側面として，占有すべき在俗聖職禄の種別の多様化を再確認しておきたい。第8節では〝アヌアーレ=セルウィティウムと呼ばれるベネフィキウム〟という文言に注目した。〝アヌアーレ=セルウィティウム〟とは，端的にいえば〝年俸〟である。この文言は，その〝年俸〟をも聖職禄の一類型と見なしている。年俸=聖職禄は，上記の通り『教皇令状簿』第10巻以降に，つまり15世紀後半に顕在化する。しかもそれは単に修道会聖職者のみならず，第8節［第6表］に例示の通り在俗聖職者の給養にもあてられていた。

筆者はかつて〝fief = rente〟なるものについて，その研究史を総括したことがある。後出の拙稿Dがそれであり，また拙稿Eでもそれに言及されている。〝フィエフ=ラント〟の〝ラント〟とは貨幣あるいは現物の定期給与であり，その定期給与それ自体が〝フィエフ〟つまり知行の一類型と見なされた。この定期給与=知行なるものは，14世紀以降とりわけ15世紀において検出件数が増加する。それは土地知行の衰退と表裏をなすもので，知行財に

おける貨幣の比重増大を意味する。

年俸=聖職禄とは，俗界の封主・封臣間における定期給与=知行を連想させる。しかも年俸=聖職禄は，その顕在化の時期において定期給与=知行とほぼ一致している。両者の顕在化とは，いずれも交換貨幣経済の進展の帰結というべきか。

本稿は修道会聖職者による在俗聖職禄の占有の実態を検証することによって，結果として大分裂以降における聖職禄それ自体の変質過程の一端をも検証した。聖職禄の変質過程とは，一面において聖職者に対する給養財源の変質過程でもあった。

今回の検証は『教皇令状簿』第12巻を下限とした。事態は第13巻以降でどのように展開するか。少なくともヘンリ8世治世まで，すなわちローマ教会との絶縁までの展望が必要であろう。しかしそれは，別稿の課題として残った。

［付　記］

教会史関係の比較的新しい概説として，次の1点に触れておこう。

Robert Norman Swanson, *Church and Society in Late Medieval England,* Basil Blackwell, Oxford, 1989.

これは巻末に900点を超える文献目録を含み，筆者はこの目録から少なからず恩恵を受けている。内容ではとりわけ第3章〝教会と政治秩序〟(89-139頁）の第2節〝国家の中の教会〟(103-122頁）について，いずれ別稿で筆者なりの所見を述べることになろう。

拙稿との関連でいえば，著者スウォンスンもたとえば修道参事会による在俗聖職禄の占有に言及している（44，86頁)。しかしその占有とは〝法人〟としての参事会による占有であって，修道会聖職者〝個人〟の占有ではない。また〝教皇礼拝所司祭〟の称号は，著者の関心を引かなかったか，まったく言及されていない。

『教皇令状簿』に関しては，なるほど多種多様な〝ディスペーンサーティオー〟に関する情報の存在を指摘している（13頁)。しかしそれは存在の指

摘だけに留まっており，そのうちの特定の主題について体系的な検証に及ぶことがない。それは概説としていわば当然のことであり，そのことをもってこの概説を批判すべきではない。

いずれにせよ拙稿の設問は，それ自体が概説になじまない次元のものであったというべきか。仮に概説になじまず，また仮に低次元であるとしても，教会史の法社会学的検証を志向するものとして，筆者には不可避的な設問であり作業であった。

［関連拙稿一覧］

A「《史料所見》*Calendar of Papal Registers* における教皇官僚――1198年から1471年まで」（上・中・下）
北海道大学『文学部紀要』通巻74・75・77号，1992年

B「《史料所見》*Calendar of Papal Registers* における教皇官僚――1198年から1471年まで」（追補）
北海道大学『文学部紀要』通巻78号，1993年

C「《史料所見》国王直属のクレーリクスとカペラーヌス――1216年から1272年まで」
北海道大学『文学部紀要』通巻80号，1994年

D「《フィエフ=ラント》考」
『史学雑誌』73編1号，1964年

E「14・15世紀のヨーロッパ諸国――イギリス」
『岩波講座・世界歴史』第11巻（中世5）1970年

以上